



# 第5次高松市行財政改革計画

---

平成22年度～24年度

平成22年4月





## はじめに

私が、市長に就任し、3年が過ぎようとしています。この間、〈高松・まちづくり〉〈高松・人づくり〉〈高松・行政改革〉の三つの柱の下、マニフェストに掲げた50の施策・事業を始め、各種施策の推進に全力で取り組んできたところです。

このうち、行政運営の体質と手法を改善する「行政改革」については、「情報公開の徹底」、「コミュニケーションの活性化」、「説明責任の全う」の三つの手法を基本として推進してきました。また、去年は、行財政改革の一層の推進を図るため、業務の総点検の一環として、県内では初めての事例となる「事業仕分け」を実施し、より積極的に改革に取り組んだところです。

人口減少や、少子・超高齢社会の一層の進展に伴う人口構造の変化、新政権下での地域主権国家への抜本的な転換など、大きな変化の波が押し寄せている昨今、地方公共団体、取り分け、基礎的自治体である市町村の役割は、ますます重要となっています。

そこで、本市では、「地方が主役」となる分権型社会において、地域コミュニティ協議会やNPOを、協働の重要なパートナーとして位置付け、多様な主体が地域社会を支える「新しい公共」という考え方の下、住民自治の更なる充実を図り、地域自らの自己決定と自己責任を念頭に、持続可能な「新しい高松市」を築いていくため、「第5次高松市行財政改革計画」を策定しました。

市民の皆様の負託に応え、信頼される市役所となるため、今後、本計画の下、従来の考え方や手法にとらわれず、社会経済情勢等の変化を敏感にとらえた、新たな発想と的確な判断による改革を積極的に進めます。

幅広い市民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

高松市長 **大西 秀人**



# 《目 次》

## 《 第1章 序 論 》

- 1 行財政改革の必要性 ..... 2
- 2 これまでの主な取組と総括 ..... 2

## 《 第2章 総 論 》

- 1 計画期間 ..... 10
- 2 重点課題 ..... 10
- 3 基本姿勢 ..... 11
- 4 重点課題を解決する戦略的取組 ..... 13
- 5 目標効果額 ..... 18
- 6 健全財政の目標値 ..... 19
- 7 計画の進行管理 ..... 20

## 《 第3章 改革推進のための取組 》

- 1 「業務の総点検」の概要
  - (1) 効率的・効果的な評価体制の構築 ..... 24
  - (2) モニタリングシステムの段階的導入の概要 ..... 26
- 2 改革推進を支援する取組
  - (1) プロジェクト管理制の概要 ..... 28
  - (2) インセンティブ付与の取組 ..... 29

## 《 第4章 重点取組項目 》

- 1 改善継続 ..... 32
- 2 相互連携 ..... 99
- 3 情報共有 ..... 113
- ◎ 事業仕分け関連取組項目 ..... 121

## 《 第5章 各種資料 》

1	用語解説	124
2	「平成21年度高松市事業仕分け」について（抜粋）	137
3	次期行財政改革計画策定プロジェクトチームについて	149
4	第5次行財政改革計画における体系概要	153
5	関係データ	157

本文中に「※」のある語句については、第5章「用語解説」に説明文を掲載しています。

# 《 第 1 章 》

## 序 論

## 1 行財政改革の必要性

人口の減少や少子高齢社会の進展に伴う人口構造の変化、\*地方分権型社会への構造転換など、社会構造が大きく変化する中、本市は、市民に最も身近な\*基礎自治体として、持続可能なまちづくりを進めるため、限られた財源の下で、適切な公共サービスを提供する役割を担っており、\*第5次高松市総合計画の中で、まちづくりの目標の一つとして「分権型社会にふさわしいまち」の実現を位置付けているところです。

このため、「情報公開の徹底」「コミュニケーションの活性化」「説明責任の全う」の三つの方法論を基本に、簡素で効率的な\*行財政システムの構築に向け、引き続き、\*行財政改革を積極的に推進します。

## 2 これまでの主な取組と総括

本市では、平成8年以降、4次にわたる行財政改革計画を策定し、行財政の改革に取り組んできました。

このうち、現行の第4次高松市行財政改革計画（平成19～21年度。以下「第4次計画」という。）では、同計画を本市における行政改革の\*大綱として、また、国が策定・公表を要請した「\*集中改革プラン」として位置付け、新たに部局による進行管理の手法を取り入れる中で、これまでに、計画搭載の421項目中、412の項目について、実施あるいは着手したほか、計画の全体目標のうち、\*一般会計の財政健全化では、歳入増や歳出減の取組により、計画期間の目標効果額70億円に対し、20年度までの2年間の効果額は、約42億3,000万円となり、同期間の目標額を約2億5,000万円上回っています。

また、財政健全化の目標値では、\*財政調整基金残高が目標値を上回ったほか、\*経常収支比率・\*実質公債費比率についても、一定の改善が図られました。

第4次計画における主な取組と総括は次のとおりです。

## (1) 資産・債務の改革

### ア \*市債残高の抑制

\*プライマリーバランスの黒字を維持した市債の発行や、繰上償還に取り組んだ結果、一般会計における市債残高は、1,528億円(18年度末現在高)から、20年度末現在高は1,407億円となり、一定の改善が図られました。

21年度においては、\*太田第2土地区画整理事業特別会計<sup>\*</sup>を廃止し、同会計の市債残高約78億円を、一般会計に引き継いだことなどから、年度末の現在高は1,504億円となる見込みとなっています。

将来における過重な財政負担を避けるため、引き続き、プライマリーバランスの黒字を堅持した市債の発行に努める必要があります。

### イ 未利用資産の売却・活用

未利用の土地(\*普通財産)について、有効利用の可能性を調査・把握し、\*未利用財産有効活用基本方針を策定しました。

この方針に基づき、不動産5件を売却し、約6,400万円の収入増を図りましたが、残りの売却対象59物件については、21年10月末現在、売却に至っていません。

今後、財務書類4表(\*貸借対照表、\*行政コスト計算書、\*純資産変動計算書、\*資金収支計算書)の作成・活用等を通じて、資産の実態を網羅的かつ正確に把握し、未利用資産の売却や資産の有効活用を、さらに進める必要があります。

### ウ 市税滞納対策

滞納初期における集中的な催告や、差押等の滞納処分を強化し、収納率の向上と収入未済額の減少に取り組むとともに、\*香川滞納整理推進機構と連携

して高額滞納案件の早期収納に取り組みました。

この結果、収納率は93.2%（18年度末）から、20年度末には93.5%に向上しましたが、経済状況の悪化の影響などから、18年度末の滞納額41億700万円に対し、20年度末の滞納額は41億4,600万円となっています。

引き続き、\*自主財源を確保するとともに税負担の公平性を保持するため、市税の滞納整理に、より一層取り組む必要があります。

## エ 債権回収の取組

収入未済となっている保育料、市営住宅使用料・駐車場使用料などの債権を回収するため、市税と連携した夜間窓口の開庁、電話催告、臨戸訪問などを実施しましたが、雇用状況の悪化の影響などから、設定した目標には達していない状況にあります。

引き続き、\*受益者負担の適正化を図る観点から、債権回収に一層取り組む必要があります。

## オ 施設維持管理の適正化

本市の\*土木施設に係る中長期的な維持管理計画(仮称)の策定に向け検討を行い、市内の約1,500橋について、橋梁長寿命化修繕計画(仮称)の策定を進めています。

また、各施設管理者が検討する維持補修計画(仮称)の策定を支援するため、施設の適切な維持管理に必要な補修時期や補修費用の目安となるモデルを策定しました。

今後、公共施設を資産としてとらえ、資産を効率よく管理する\*アセットマネジメントの考えを念頭に、所有資産の効率的な維持・管理について、組織横断的に取り組む必要があります。

## (2) \*事務事業の改革

### ア 外部委託等民間活力の導入

21年度までに城東保育所など3保育所や、介護老人保健施設「こくぶんじ荘」を民営化したほか、22年4月には、花ノ宮、十河の2保育所と総合老人ホーム「ひぐらし荘」を民営化することとしています。

また、合併支所の機械警備、川東放課後児童クラブの運営、香西新開ポンプ場の維持管理に係る業務の委託化を進めました。

さらに、\*公の施設指定管理者制度導入実施計画に基づき、130施設について、毎年度、導入実施計画を作成し、94施設に指定管理者制度を導入しました。

今後とも、すべての事務事業を対象に、民間活力の導入の可能性について検討を進める必要があります。

### イ 業務の廃止

法律改正や利用者減、機器・施設の老朽化に伴う見直しにより、交通指導員による違法駐車防止対策事業、市民交通傷害保険事業、駐車場案内システム、市民憩いの家「平和荘」を、それぞれ廃止しました。

引き続き、\*スクラップアンドビルドの観点から、すべての事務事業を見直す必要があります。

### ウ 業務の電子化

「\*高松市情報化推進計画」を策定し、\*戸籍事務総合管理システムの整備、\*公共施設利用総合情報システムの拡充、財務会計システムの再構築など、\*電子市役所の構築に取り組み、公共サービスの向上と事務の効率化・簡素化を図りました。

引き続き、最新の技術を取り入れる中で、情報化推進計画の着実な進行管理に努める必要があります。

### (3) 定員・給与・組織の改革

#### ア 定員・給与の改革

行政組織の簡素・効率化を進めるため、「\*高松市職員数の適正化計画」を策定し、19年度から23年度までの5年間で、国が定める目標値5.7%を上回る削減率10.4%(5年間で431人を削減)を目標に、その適正化に取り組んだ結果、19・20年度の削減目標177人に対し、20年度までに目標を上回る187人を削減しました。

また、職員の給与や退職手当については、国に準じた見直しを実施しました。

引き続き、総人件費を抑制する観点から、職員数の適正化計画の着実な進行管理に努める必要があります。

#### イ 組織機構の見直し

市民本位の\*政策主導型組織への転換を基本理念とし、簡素で効率的な組織体制づくりに取り組み、20年4月には、市長部門と教育委員会部門の所掌事務の在り方を見直し、行政組織全般に及ぶ見直しを実施しました。

また、サービスの向上と効率的な事業経営を目的に、水道部門と下水道部門との統合に向けた検討に着手しました。

引き続き、地方分権時代に即応した市民本位の政策主導型組織への見直しに取り組む必要があります。

### (4) \*新しい公共を支える仕組みづくり

従来、個別事業ごとに交付していた各種補助金を「地域まちづくり交付金」として統合・一元化し、地域の財源として交付し、市内全域で発足した44\*地域コミュニティ協議会の自主的・自立的な活動を支援することとしました。

また、\*協働企画提案事業を実施し、\*NPOと行政との\*協働を進めました。

今後、地方分権が進展する中で、「\*補完性の原理」に基づく、\*「自助」、「共助」、「公助」を念頭に、地域コミュニティ協議会やNPO等多様な主体が支える新しい公共の仕組みづくりを、更に進めていく必要があります。

## (5) 取組の進行管理

ア 現行の第4次計画は、\*部局進行管理制の下、\*行財政改革に取り組み、歳出の削減に努めました。

一方で、取組項目として、簡易な事務改善も含めたため、評価が網羅的になったことから、取組項目の重点化を図る必要があります。

イ 当初に設定した目標効果額の達成を、取組の最優先としたことから、目標効果額の達成については、共通の認識・理解が醸成できたため、一定の成果が得られる見込みとなっています。

その一方で、目標効果額を固定したため、社会情勢等の変化に対応した取組内容の変更など、柔軟な対応ができませんでした。

また、目標効果額に届かなかった場合、効果額に算入しなかったため、創意工夫による取組の評価がされなかったことから、取組手法も重視するなど、改革推進に対する取組の評価方法を見直す必要があります。



# 《 第 2 章 》

## 總 論

## 1 計画期間

平成22年度から24年度までの3年間

## 2 重点課題

これまでの取組とその総括を念頭に、すべての事務事業について、その必要性の有無、実施主体の在り方等について「\*事業仕分け」の考え方に基づき、「**業務の総点検**」を実施し、今後、行財政改革に取り組む上で、重点とする課題を整理しました。

### (1) 市民等多様な主体との協働で創出する\*新しい公共の推進

行政とは異なる公共サービスの担い手として、市民や\*NPO、企業など多様な主体が、その特性を発揮するとともに、行政と\*協働し、ともに支える「新しい公共」創出の推進に努めます。

### (2) 行政運営の基盤となる健全財政の維持

施策・事業の見直しや、安定的な\*自主財源の確保に向けた取組を推進する中で、地方分権に対応した自主的・自立的な行政運営の基盤となる健全財政の維持に努めます。

### (3) \*行政評価システムの有効活用

平成21年度に構築した行政評価システムを活用し、すべての事業を見直し、評価する仕組みについて検討します。

### (4) 限られた資源の有効活用

限られた人材、財源および情報を有効活用する仕組みについて検討します。

### (5) 取組項目の重点化

所属長の管理の下で取り組む項目を整理し、部局進行管理における取組項目の重点化を図ります。

### (6) 改革取組における評価の見直し

目標効果額の達成状況と、改革推進に対する取組手法もあわせて評価する仕組みについて検討します。

## 3 基本姿勢

重点課題を解決するため、行政運営の体質と手法を改善する行財政改革の基本姿勢を定めます。

### (1) 市民との情報共有とコミュニケーションの活性化

「市民ぐるみ」の改革とするため、情報公開の徹底と説明責任の全う、コミュニケーションの活性化に努めます。

### (2) 公民の役割分担と市民協働の推進

行政が担うべき役割を見直すとともに、市民と行政がともに支えるまちづくりを目指し、市民との\*協働による行政運営を推進します。

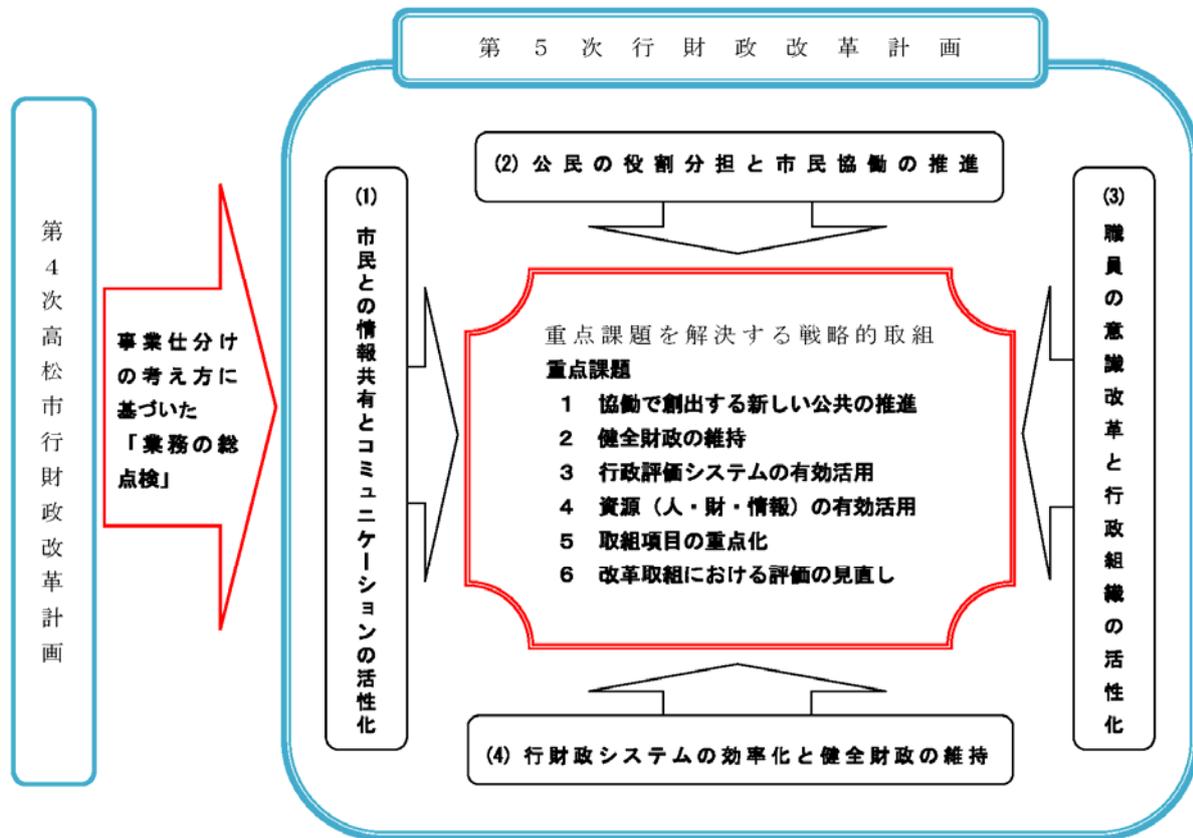
### (3) 職員の意識改革と行政組織の活性化

職員が広い視野と豊かな創造力、先見性を持って改革に取り組む意識を持つように努めるとともに、プラス志向で活気のある職場環境を形成し、組織の活性化を図ります。

### (4) 行財政システムの効率化と健全財政の維持

組織と業務の在り方を見直し、徹底して無駄を省くとともに、借入金残高を抑制するほか、下水道事業への※地方公営企業法の適用など、※行財政システムの効率化と健全財政の維持に努めます。

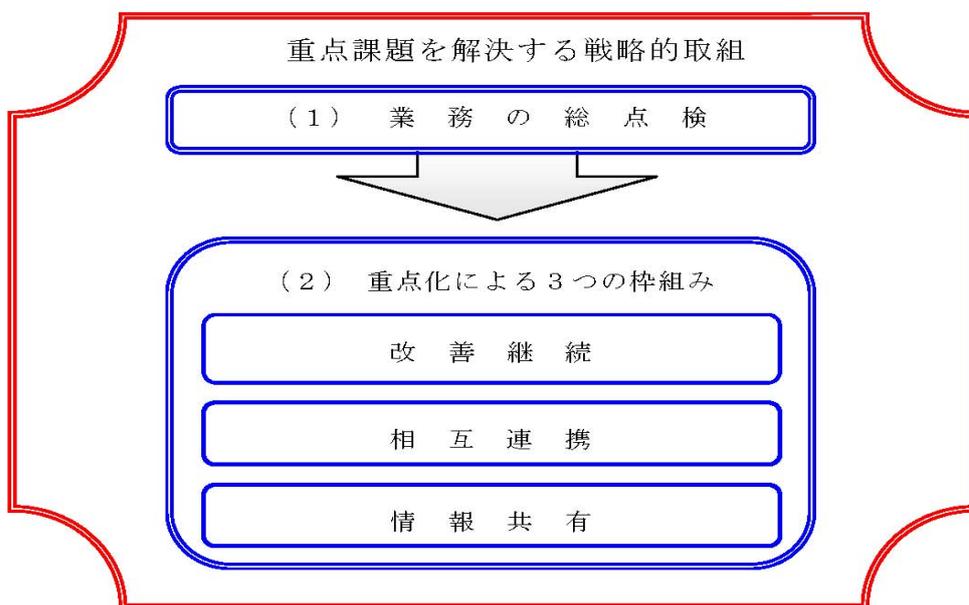
第5次行財政改革計画（仮称）の基本的な考え方のイメージ



## 4 重点課題を解決する戦略的取組

重点課題を解決する戦略的取組として、「業務の総点検」と「重点化による3つの枠組み（改善継続・相互連携・情報共有）」を、計画の中心に位置付け、改革推進の実効性を高めます。

重点課題を解決する戦略的取組のイメージ



### (1) 業務の総点検

#### ア \*行政評価システムの活用

すべての\*事務事業について、行政評価システムを活用し、継続して行う評価を「**業務の総点検**」と位置付け、改革推進の中心機能の一つとします。

業務の総点検を行い、事務事業の必要性や、実施主体の在り方などについて検討し、見直すことにより、行政本来の役割が明確化され、市民や\*NPO等との\*協働で創出する「\*新しい公共の推進」と、限られた人員、財源の重点的・効果的な配分による「健全財政の維持」が可能になります。

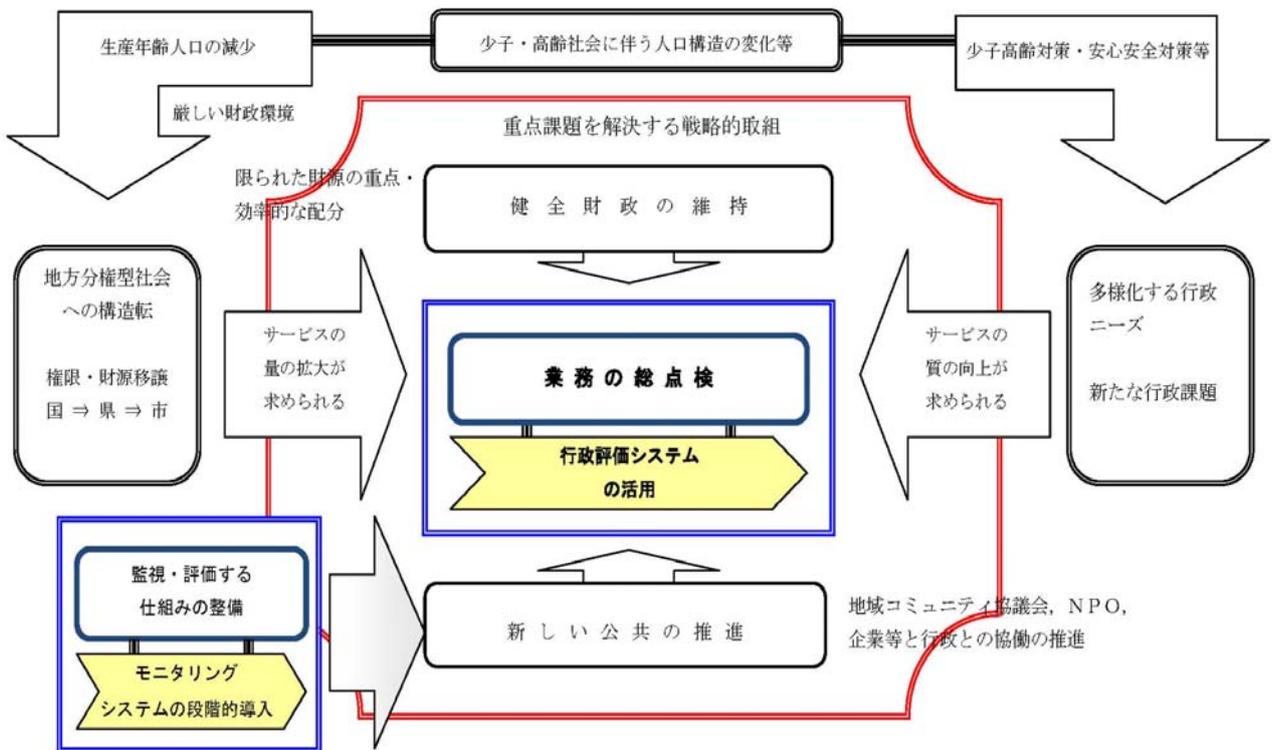
## イ 外部委託等に係る評価システムの導入

業務の総点検に基づく外部委託等の拡大は、民間企業等のノウハウを活用した業務効率や、サービスの質の向上を目的としています。

最終責任者である本市は、外部委託等を行った業務について、その実施内容や実施手法、提供サービスの質について検証していく必要があります。

既に、実施している「公の施設指定管理者導入施設の評価」を除いた外部委託等の状況を評価する仕組み、いわゆる「モニタリングシステム」の段階的な導入を検討します。

業務の総点検イメージ



## (2) 重点化による3つの枠組み

第4次計画から引継いだ問題や、業務の総点検で把握した問題を、計画期間内に効率的・効果的に解決するため、重点的に取り組む項目として「3つの枠組み（改善継続、相互連携、情報共有）」に整理し実施します。

### ア 改善継続

※行財政改革の連続性や一貫性を確保し、改革に取り組むため、改革の基本姿勢など、第4次計画の基本的な考え方を継承する中で、取組項目の重点化など目標管理の見直しを行い、効率化を図った部局進行管理を推進することで、「改善」を「継続」します。

「改善継続に整理する取組項目」

原則、各所属が単独で取り組むことが有効、かつ、次の各項に該当する場合、第4次計画において導入した※部局進行管理体制を継続実施します。

(ア) 効果額目標（改革の取組効果が金額として現れる項目）を設定した項目

(イ) 重点的に取り組むこととした項目

◎ 第4章1 改善継続 32P参照

### イ 相互連携

サービスの質を維持・向上させながら、改革をより一層推進するため、各所属単独による改革継続に加え、新たな取組として、同一・類似事業等を「相互」に「連携」する仕組みを構築します。

同一・類似事業等を所管する各所属が相互に連携する、組織横断的で、実効性のある仕組みを構築することで、資源（人、財）の有効活用を図ります。

### 「相互連携に整理する取組」

複数の部署が、個別単独で実施している同一・類似の事業や改革の取組について、組織横断的に相互連携する仕組みを構築するとともに、次の各項に留意し、効率的な運用を図ります。

- (ア) リーダーとなる担当部署を政策的に決定します。
- (イ) 連携等の実施を前提に検討を開始します。

◎ 第4章2 相互連携 99P 参照

## ウ 情報共有

各所属が個々に管理している「**情報**」を、組織的に「**共有**」することで、内部事務処理の効率化を図るとともに、市民等との「**情報共有**」を推進します。

組織全体で、常時利用する情報、定期的に必要となる情報等を、統一書式に登録（データベース化）し、情報共有するための安全かつ利便性の高いシステム整備を図り、内部資料作成の重複処理の回避や、市民等へのわかりやすい情報提供の推進に努めるとともに、「相互連携に整理する取組」と同様の運用を行います。

### 「共有する情報」

- (ア) 行政活動の分野別に策定された個別計画の進捗管理等の情報
- (イ) 組織内で定期的に収集（回答依頼）している情報

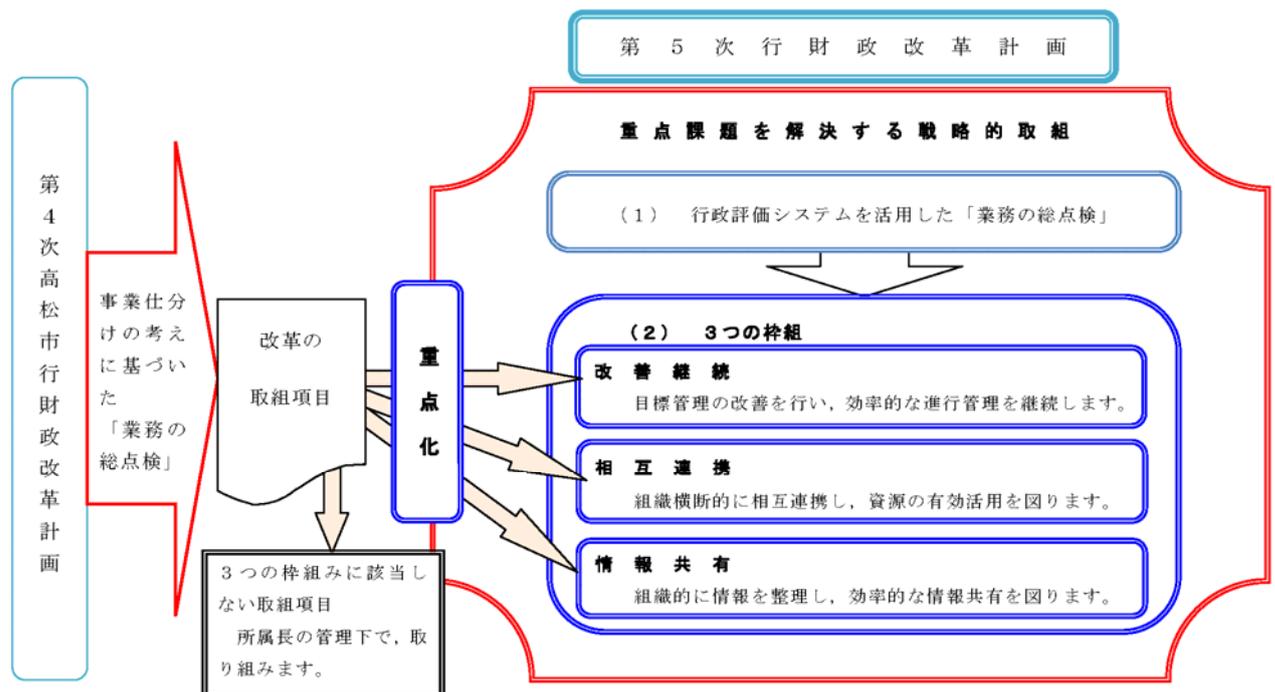
◎ 第4章3 情報共有 113P 参照

## エ 3つの枠組みに整理されない取組項目について

「改善継続」「相互連携」「情報共有」の枠組みに該当しない簡易な事務改善等の取組については、通常業務の所属長管理下で取り組む改革とし、本計画の対象外とします。

ただし、創意工夫等により、成果を上げた取組については、年度末に「報告・公表」できる仕組みを整備し、改革の推進と、職員の改革に対する意識の維持・向上に努めます。

### 重点化による3つの枠組みイメージ



## 5 目標効果額

### 計画期間中に取り組む効果額 42億円

#### (1) 部局進行管理制で取り組む目標効果額

目標効果額
<b>20億円</b>

◎ 部局別の目標効果額については、第4章1 改善継続 32P 参照

#### (2) 職員数の適正化による目標効果額

計画期間における正規職員数の適正化に係る目標を次のとおりとします。

##### ア 効果額

目標効果額
<b>22億円</b>

◎ 効果額は3か年の累積額であり、平均給与等を用いた推計値です。  
 なお、「累積」の考え方は下記の表を参照してください。

「累積効果額の考え方」

		(23年度削減分)	(23年度削減分)
	(22年度削減分)	(22年度削減分)	(22年度削減分)
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
21年度比較の 人員削減数	▲160人		—
21年度比較の 人件費抑制額	2,290,890千円		

##### イ 適正化人員(市全体)

目標削減数	削減率
<b>▲160<sup>※1</sup>人</b>	<b>▲4.2<sup>※2</sup>%</b>

※1 平成22年度から23年度までの2か年の目標です。

※2 平成21年度比です。

「※高松市職員数の適正化計画」(平成19年度から23年度まで)の5か年で、▲431人、18年度比 ▲10.4%の目標を設定しています。

区分/年度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
職員数 (人)	計画	4,125	→				3,694
	削減数 ▲431	—	▲271(実績)				▲160(目標)

#### (3) 「相互連携」、「情報共有」の目標効果額

相互連携、情報共有は、プロジェクト管理制による取組結果に基づき、効果測定を行うことから、年度末等の実績で効果額を算出します。

## 6 健全財政の目標値

健全財政の状況を可視化するため、数値目標を設定します。

財政指標 目標値	平成20年度決算値		
	高松市	中核市平均	全国平均
指標の説明と選定理由			
①経常収支比率 85.0%	88.0%	91.3%	91.8%
<p>〔説明〕 毎年度の経常的な収入を毎年度必要となる経常的・義務的な経費に使っている割合。この率が低いほど財政運営に余裕があり、新規事業を実施することができます。改革の効果額を反映しやすい指標です。</p> <p>〔目標値設定根拠〕 本計画の取組項目による効果額を見込み、20年度決算における中核市の平均以下に設定します。</p>			
②実質公債費比率 11.0%	14.1%	10.4%	11.8%
<p>〔説明〕 毎年度の経常的な収入を実質的な借入金支払(公債費や*公営企業繰出金など)に充てている割合。借入金(市債)の発行に係る基準指標であり、18.0%以上になると借入に当たり国の許可が必要となります。本市の*早期健全化基準は25%で、それ以上となった場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられています。</p> <p>〔目標値設定根拠〕 財政収支見通しにおける数値を基に試算を行い、20年度決算における全国の平均以下に設定します。</p>			
③将来負担比率 120.0%	124.3%	105.4%	100.9%
<p>〔説明〕 将来にわたって返済しなければならない借金が、1年間の収入に対してどれだけを占めるかの割合を示します。一般家庭に置き換えると、1年間の収入額を100とした場合に、今後返済する借金(例えば住宅ローンなど)の額がどれだけになるかを示します。本市の早期健全化基準は350%で、それ以上となった場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられています。</p> <p>〔目標値設定根拠〕 財政収支見通しにおける数値を基に試算を行い、20年度決算における中核市の概ね中位に設定します。</p>			
平成21年度末現在高			
④市債残高 1,100億円	高松市 1,154億円(見込)		
<p>〔説明〕 市の一般会計に係る借入金の残高(実質的な地方交付税である臨時財政対策債を除く)。一般家庭のローン残高に相当するものです。プライマリーバランスとの関係では、市債残高増は「悪化」を、残高減は「好転」を示します。</p> <p>〔目標値設定根拠〕 まちづくり戦略計画の重点取組事業の実施に伴う起債額を基に試算し設定します。</p>			
⑤財政調整基金残高 85億円	高松市 107億円(見込)		
<p>〔説明〕 財源対策や調整に活用する主たる積立金の残高。一般家庭の預貯金に相当するものです。</p> <p>〔目標値設定根拠〕 まちづくり戦略計画(総合計画の実施計画)の重点取組事業を実施することによる財源不足見込額を基に試算し設定します。</p>			

## 7 計画の進行管理

### (1) 推進体制

#### ア 庁内体制

現行の庁内体制を継続し、総力を挙げて改革を推進します。

- (ア) 行財政改革推進本部を設置(市長を本部長とし、部局長等で構成)します。
- (イ) 各部局に行財政改革推進総括者を設置(部局長を充てる。)します。この総括者が部局計画(取組項目)の進行管理に当たります。
- (ウ) 各所属に行財政改革推進責任者を設置(所属長を充てる。)します。
- (エ) 各係に行財政改革推進員を設置(係長を充てる。)します。

#### イ 市民参画体制

\*行財政改革は『市民ぐるみ』で進める必要があります。そのため、市民と関連情報を共有し、改革や結果の評価に参画できる体制を備えます。

- (ア) 市民の視点から、行財政改革に係る提言や行政評価、改革の監視等を行う組織として、引き続き \*行財政改革推進委員会を設置します。
- (イ) 満足度調査などを活用します。

### (2) 進行管理

#### ア 進行管理の基本

- (ア) 総括的な進行管理は、行財政改革推進本部が行います。

ただし、後述の「イ \*部局進行管理制」を継続し、各部局長の役割と責任を明確にします。

- (イ) 総括的な進行管理の結果は公表します。
- (ウ) 計画策定後の状況変化等に柔軟に対応するため、取組項目等については、必要に応じて、追加または変更等を行います。

## イ 部局進行管理制

- (ア) 各部局が責任をもって、取組課題を進行管理する体制を継続します。
- (イ) この制度を機能させることで、計画の進行管理を確実なものとするとともに、組織の活性化と職員の意識改革につなげます。

## ウ プロジェクト管理制

- (ア) 各種課題等を解決するために設置した横断的な組織（以下「プロジェクトチーム」という。）の進行管理は、そのプロジェクトチームのリーダーが行います。
- (イ) この制度を機能させることで、取組の進行管理を確実なものとしします。

## エ 改革推進に対する評価

職員の改革に対する意識を維持・向上させる仕組みとして、人事面、財政面からの\*インセンティブを付与します。



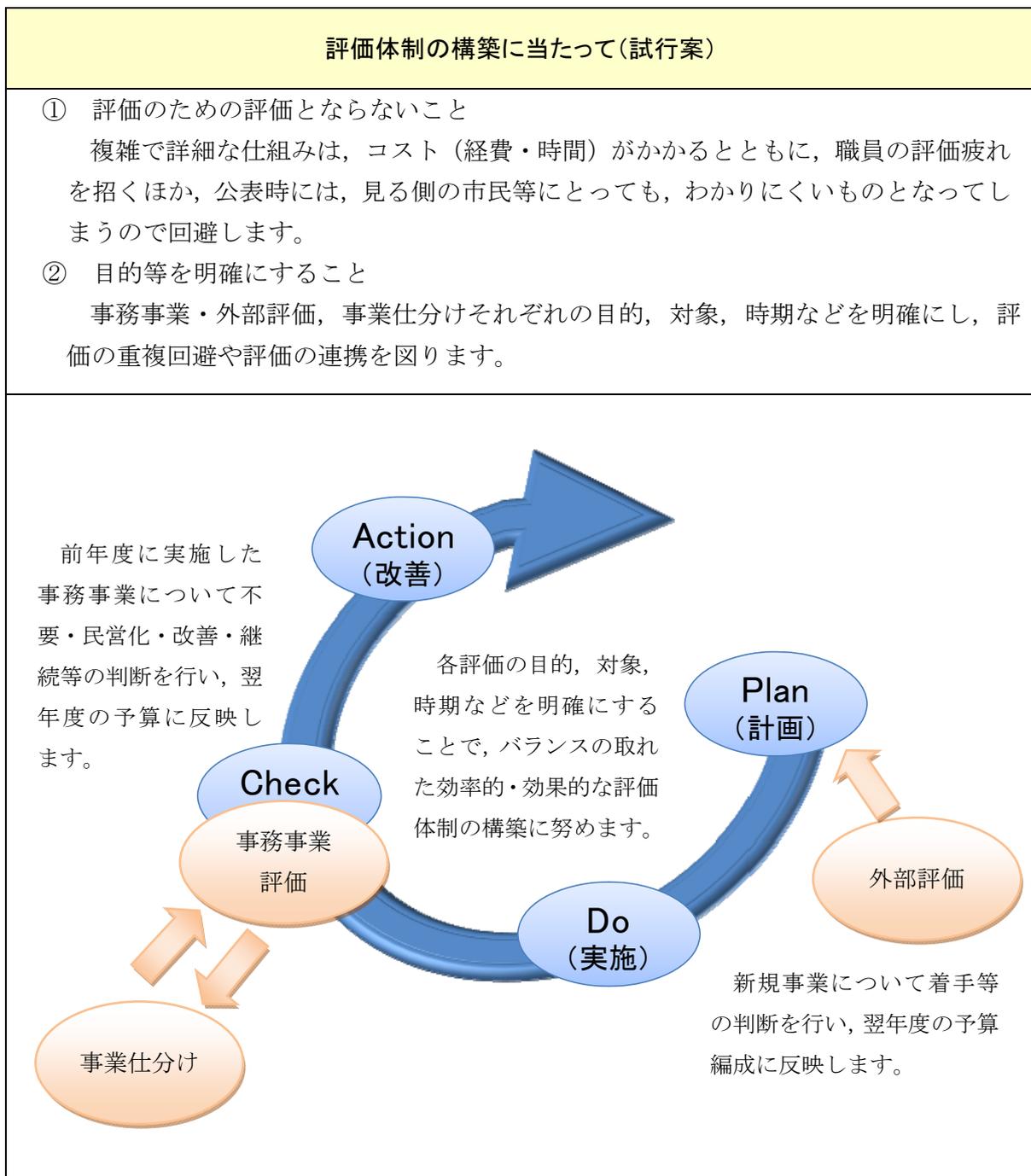
## 《 第 3 章 》

### 改革推進のための取組

## 1 「業務の総点検」の概要

### (1) 効率的・効果的な評価体制の構築

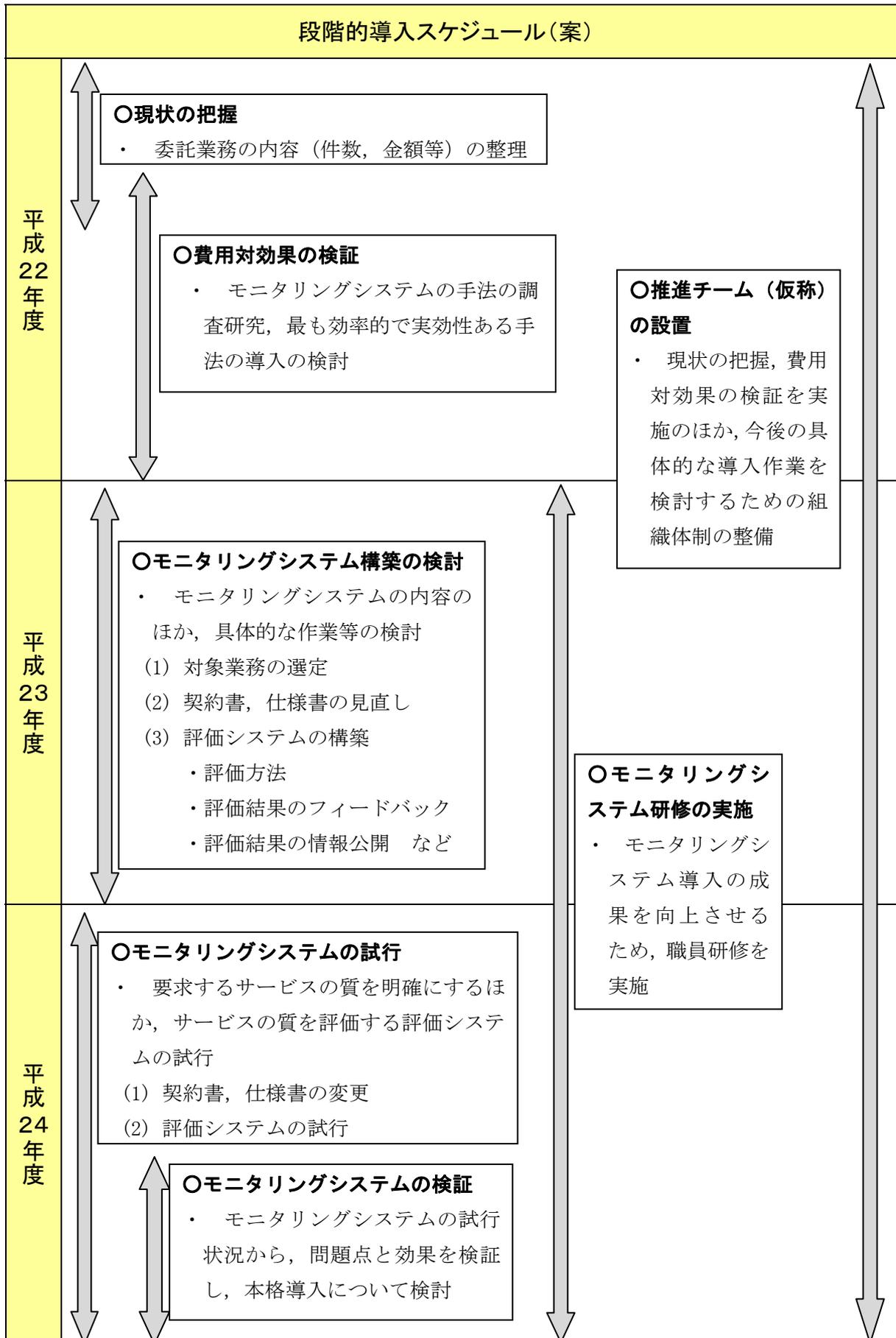
平成23年度に本格稼働予定の※行政評価システムにあわせ、業務の総点検として実施する「※<sup>1</sup>事務事業評価」を中心に、「※<sup>2</sup>外部評価」, 「※<sup>3</sup>事業仕分け」の在り方について、試行連携運用する中で、効果的・効率的な評価体制の構築に努めます。



各評価の概要（現状）	
 <p>※1 事務事業評価</p>	<p>「目的等」</p> <p>市民サービスを効率的、効果的に提供するため、職員自らコスト意識を持ち評価し、その結果を踏まえ、事務事業を見直す手段として、平成13年度から本格実施しています。</p> <p>「評価者等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次（所属長）、二次（部局長）の2階層評価後、市長を議長とする庁内会議で評価確定します。</li> <li>・ 毎年、個別テーマを設定し、事前、事中・事後評価を実施しています。</li> <li>・ 22年度までに新たな事務事業評価システムを構築し、23年度から本市の全事業について評価を行う予定です。</li> </ul>
 <p>※2 外部評価</p>	<p>「目的等」</p> <p>事務事業評価の客観性や透明性、行政の説明責任の一層の向上に資するため、平成14年度から16年度までの3年間の試行期間を経て、17年度から本格実施しています。</p> <p>「評価者等」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政に関し、識見を有する者（経済・市民団体推薦者、学識経験者、公募者等）で構成される委員会で評価し、市長に報告します。</li> <li>・ 毎年、事務事業評価対象事業の中から、委員会で選定した事業について評価を実施します。</li> </ul>
 <p>※3 事業仕分け</p> <p>◎ 第5章各種資料 137P 平成21年度高松市事業仕分け（抜粋）参照</p>	<p>「目的等」</p> <p>市民サービスの質の向上や業務の一層の効率化に向け、市民の目線で事務事業の見直しを積極的に行うため、第5次高松市行財政改革計画策定の検討過程において「業務の総点検」の一環として、平成21年度に実施しました。</p> <p>「評価者等」</p> <p>外部の視点で議論することが有意義と考えられる事業について、自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する「構想日本」の協力を得て（委託）実施しました。</p>

## (2) モニタリングシステムの段階的導入の概要

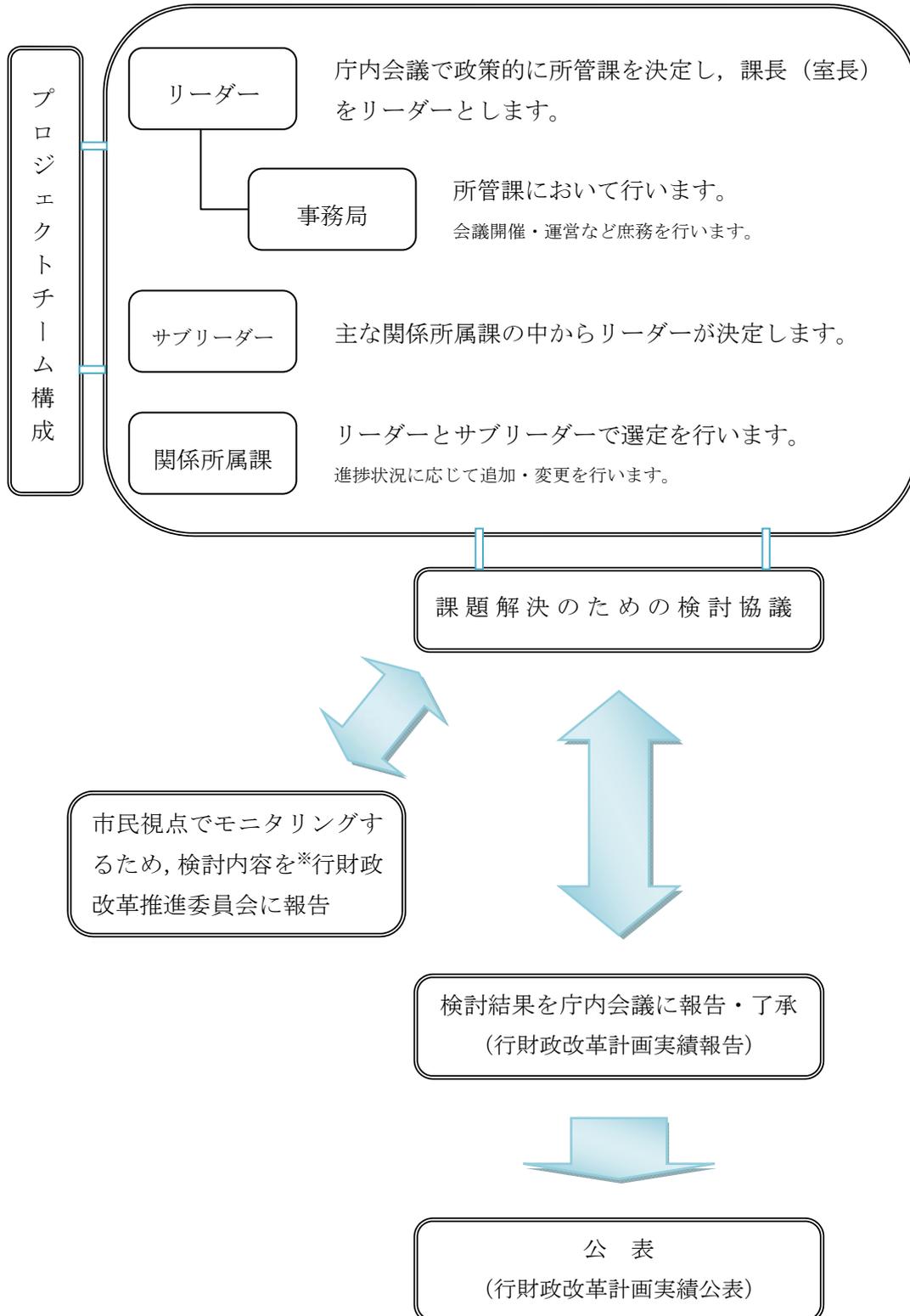
<p>前提</p>	<p>「外部委託に係るモニタリングシステム構築に関する研究報告書」（高松市 ※行財政改革推進委員会改革監視部会 H21.3 報告）に基づき、段階的導入を検討します。</p>
<p>目的</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> </div> <div style="width: 50%;"> <p>委託業務は、多様な契約形態があり、所管部署が安全管理や履行確認といった管理監督を実施していますが、今後、NPO等との協働事業や民間委託を推進する中では、安全確認等のほか、新たに、市民満足度の高さや、それを高めるための取組といったサービスの質を評価し、より良質な公共サービスを安定的に提供できる、実効性ある仕組み「モニタリングシステム」を導入します。</p> </div> </div>
<p>留意点</p>	<div style="display: flex;"> <div style="width: 30%;"> <p>モニタリングシステムの導入に当たっては、新たにサービスの質を評価する必要があり、要求するサービスの質を定量化し、明確にするとともに、評価方法や結果をフィードバックする仕組みなど、一連の評価システムを構築し、よりよいサービスを提供できるようにしなければなりません。</p> <p>なお、行財政改革の一環として実施することから、次の点に留意してモニタリングシステムの構築を検討します。</p> <p>(サービスの質の評価における留意点)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コスト（事務に要する経費）を最小にするため、事業者や担当課にとって過度に負担とならないように簡素化します。</li> <li>(2) 効果を最大にするため、定量化・視覚化するなど工夫し、より実効性のあるものとなるように配慮します。</li> <li>(3) 市民・利用者への説明責任を果たすため、評価の方法や結果などをわかりやすく公表します。</li> </ol> <p>なお、導入に当たっては、次の事前準備を行った上で実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 委託業務の内容（件数、金額等）を整理し、現状を把握します。</li> <li>2 モニタリングシステムの手法を調査研究し、費用対効果を検証します。</li> <li>3 上記1、2を実施するほか、今後の具体の導入作業を検討するために、推進チーム（仮称）を設置します。</li> </ol> </div> <div style="width: 70%;"> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>モニタリング概念図</b> </div> <p>①安全管理 ②履行確認 ③サービスの質の評価 ・要求するサービスの質の明確化 ・サービスの質の評価システムの構築</p> </div> </div>



## 2 改革推進を支援する取組

### (1) プロジェクト管理制の概要

相互連携・情報共有の取組を実施するに当たり、効率的で実効性のあるものにするためのプロジェクト管理制の概要は、次のとおりです。



## (2) ＊インセンティブ付与の取組

行財政改革を推進するに当たり、組織や職員個人の＊モチベーションを維持・向上させるため、人事面、財政面からのインセンティブを付与します。

インセンティブ付与に当たっては、＊行財政改革計画策定プロジェクトチームによる検討結果を基に、人事課、財政課において試行し、インセンティブ付与制度として確立させます。

### <行財政改革計画策定プロジェクトチーム検討結果概要>

#### インセンティブ付与制度の概念

前提	1 創意工夫等による事務事業の改革，改善取組とします。 2 インセンティブ付与を受けるには申請を必要とします。	
申請区分	組織申請	予算執行段階における経費の節減，収入の確保および増収のための取組
申請区分	個人申請	通常業務に加え，組織横断的プロジェクトチーム等への参加など市政に対して貢献した取組
申請等の流れ	<pre>                 graph TD                     A[創意工夫等による改革・改善取組実績] --&gt; B{申請書提出}                     B -- 個人申請 --&gt; C[人事面付与審査(評価)]                     B -- 組織申請 --&gt; D[財政面付与審査(評価)]                     D -.- "人員要求有り" --&gt; C                     C --&gt; E[個人付与]                     D --&gt; F[部局付与]                     F -.- "インセンティブ予算" --&gt; G[人員配置]                     F -.- "インセンティブ予算" --&gt; H[次年度特別枠 予算配分]                     G --&gt; I[公表・表彰]                     H --&gt; I             </pre>	
時期	組織申請	毎年1回，決算確定後7月～8月，単年度実績を対象とします。
時期	個人申請	自己申告，昇任申込時，過去5年間実績を対象とします。

※インセンティブ付与制度の試行案

申請書と評価区分	申請書は、インセンティブ付与を判断するためのもので評価表を兼ねます。	
	個人申請書	組織申請書
	自己申告票等既存様式を有効活用	新規様式を作成
	一次評価：自己評価（職員） 二次評価：人事担当部局長	一次評価：自己評価（担当課長） 二次評価：部局長 三次評価：財政担当部局長
申請（評価）の流れ		
備考	<p><b>インセンティブ対象額，インセンティブ事業およびインセンティブ予算の関係</b></p> <p>当該部局長がインセンティブ対象額をインセンティブ事業に配分し，インセンティブ予算として申請します。なお，インセンティブ予算は，財政部局評価で確定となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブ対象額＝削減額等×付与率×加算率 削減額等：節減，増収等成果額，付与率：達成度等評価に基づき設定，加算率：成果額に基づき設定</li> <li>インセンティブ事業：市民サービスの向上に寄与する新規事業，既存拡張事業</li> <li>インセンティブ予算：インセンティブ対象額の範囲内で，インセンティブ事業に配分した予算</li> </ul>	

# 《 第 4 章 》

## 重点取組項目

# 1 改善継続

第4次計画の取組項目の重点化など目標管理の見直しを行い、効率化を図った部局進行管理を推進することで、改善を継続します。

各所属が単独で取り組むことが有効、かつ、次の各項に該当する場合、取組項目を計画体系に整理し、\*部局進行管理体制を継続実施します。

- (1) 効果額目標（改革の取組効果が金額として現れる項目）を設定した項目
- (2) 重点的に取り組むこととした項目

## 計画体系一覧

<p>第1 戦略的取組 ～ 新しい公共の推進と財政健全化 ～</p> <p>1 事務事業の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務事業の改革(業務の総点検)</li> <li>(2) 外部委託等民間活力の導入</li> <li>(3) 業務の協働化</li> <li>(4) 業務の廃止</li> <li>(5) 施設の効率的運営および利用率等の向上</li> <li>(6) 業務の電子化</li> <li>(7) 契約等の見直し</li> <li>(8) 補助金等の見直し</li> <li>(9) 業務コストの抑制</li> <li>(10) 公共事業の見直し</li> <li>(11) 受益者負担の適正化</li> <li>(12) 収入増対策</li> </ul> <p>2 資産・債務の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 債務改善計画</li> <li>(2) 未利用資産の売却・活用</li> <li>(3) 市税滞納対策</li> <li>(4) 債権回収の取組</li> <li>(5) *公会計の整備・活用</li> <li>(6) 施設維持管理の適正化</li> </ul> <p>3 定員・給与・組織の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定員・給与の適正化</li> <li>(2) 組織機構の見直し</li> </ul> <p>4 *外郭団体等の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外郭団体等の見直し</li> </ul> <p>5 特別会計の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特別会計の効率的運営</li> </ul> <p>6 *企業会計の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業会計の効率的運営</li> </ul>	<p>第2 検討課題</p> <p>1 検討課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検討課題</li> </ul> <p>第3 実効性のある計画推進</p> <p>1 職員の意識改革と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の意識改革</li> <li>(2) 人材育成・能力開発</li> <li>(3) 職員提案制度の活用</li> </ul> <p>2 わかりやすい情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 財政状況</li> <li>(2) 人事・給与の状況</li> <li>(3) 外部委託業務の状況</li> <li>(4) 行政コストの状況</li> <li>(5) 外郭団体の組織・運営状況</li> <li>(6) その他関連情報</li> </ul> <p>3 評価・監視等の体制整備(第三者機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定管理者選定組織</li> <li>(2) 行革取組結果・進捗状況の評価組織</li> <li>(3) 事務事業評価組織</li> <li>(4) 外部委託化後の業務監視組織</li> </ul> <p>4 市民意識の把握と反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民意識調査</li> <li>(2) 委託化業務調査</li> <li>(3) *パブリックコメントの運用</li> </ul> <p>第4 市民サービスの向上と業務の改善</p> <p>1 市民サービスの向上と業務の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 市民サービスの向上</li> <li>(2) 業務の改善</li> </ul>
--	--

(◎ 各項目については第5章4 第5次行財政改革計画における体系概要 153P参照)

## 部局ごとの効果額目標等

改善継続で取り組む項目数と効果額目標

部局名	項目数	効果額目標(千円)	ページ
市民政策部	25	80,148	35
総務部	18	98,036	45
財務部	12	693,864	53
健康福祉部	16	94,246	59
病院部	3	579,934	65
環境部	14	258,145	69
産業経済部	5	91,028	77
都市整備部	7	17,715	81
消防局	4	421	85
水道局	4	109,455	87
教育部	8	2,945	91
監査事務局	1	0	95
選挙管理委員会事務局	1	0	97
効果額目標合計	118	2,025,937	—



平成22～24年度 重点化による3つの枠組

《 市 民 政 策 部 》

目標効果額	80,148千円
-------	----------



市民政策部長  
松木 健吉

所 管 事 務	
(1) 総合企画および総合調整に関する事項	(2) 瀬戸・高松広域定住自立圏に関する事項
(3) 男女共同参画に関する事項	(4) 水環境対策に関する事項
(5) 交通政策に関する事項	(6) 地域振興その他市民生活に関する事項
(7) 墓地・斎場に関する事項	(8) 戸籍および住民基本台帳に関する事項
(9) 人権啓発に関する事項	(10) 文化に関する事項（文化財の保護に関するものを除く。）
(11) 都市交流に関する事項	(12) スポーツに関する事項
(13) 市民文化センターに関する事項	(14) 美術館に関する事項

取 組 項 目	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域コミュニティ協議会の構築支援および組織の自主的・自立的な活動を促進します。</li> <li>○ 施設の効率的運営および利用率等の向上に努めます。</li> <li>○ 各種補助金の在り方について見直しを行います。</li> <li>○ 市民レベルの都市交流の促進および *多文化共生施策の推進に努めます。</li> <li>○ 重複した交通政策の見直しを行います。</li> </ul>
「改善継続」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の特性を生かせるよう、コミュニティ活動の財源となる補助金を一元化して交付するとともに、自主財源を確保する方策として *コミュニティビジネス等の導入の検討など、組織の自主的・自立的な活動を支援します。</li> <li>○ 高松市ボランティア・市民活動センターの管理運営のうち、センターが行う人材養成や専門相談に係る事業については、*NPOの創造性や柔軟性を生かすことができるよう、委託事業から補助事業への見直しを行います。</li> <li>○ 市民文化センターは、経年により、施設・設備の老朽化が著しく進んでいることから、今後の在り方について、多面的に検討を進めます。</li> <li>○ 防犯灯台帳を整備し、不必要な防犯灯の特定および撤去を行うとともに、新設防犯灯の補助制度を見直します。</li> <li>○ 美術館利用者の増加により、3,348千円の収入増を図ります。</li> <li>○ 各種文化団体等への補助金交付の見直しにより、76,466千円を削減します。</li> </ul>

「相互連携」 「情報共有」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 総合支所計画の策定等地域行政組織の在り方等について検討します。</li><li>○ 市の交通政策が重複している地域の交通体系の方向性について検討します。</li><li>○ 美術館について、開館時間等の弾力化など、運営の改善に取り組むとともに、改修計画を策定し計画的な改修を行います。</li><li>○ 市民文化センターの在り方について、施設整備の基本方針を策定し、基本方針に基づく対応を検討します。</li></ul>
--------------------------	---

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	郵局
						22年度 【計画内 内容】	23年度 【計画内 内容】	24年度 【計画内 内容】	25年度 【計画内 内容】		
1 1 3	地域コミュニティの構築・支援	20年9月をもって、市内全域の44地区(校区)においてコミュニティ組織の構築が終了した。引き続きコミュニティ・自主的・自立的なまちづくり活動に対する積極的な支援を検討している。	コミュニティ・自主的・自立的なまちづくり活動に対する支援を検討する。		4	検討	検討	検討	検討	地域政策課	市民政策部
1 1 3	業務の協働・活性化	《平成21年度事業仕分け対応取組》 【高松市ボランティア・市民活動センター】 高松市ボランティア・市民活動センターの管理運営については、21年度の事業仕分けにおいて、NPOの自主性や専門性を生かした民営化とすることが適切であるとの判断がなされたことから、センターが行う人材養成や専門相談に係る事業については、NPOの獨創性や柔軟性をより生かせることができるよう、現在の委託事業から補助事業へと見直しを行う方針。また、センターは、小学校跡施設への移転を検討中。	同センターの効率の運営に努める。		2	実施	実施(予定)	実施(予定)	実施(予定)	地域政策課 (市民協働推進室)	市民政策部
1 1 5	施設の効率的運営および利用率の向上	【美術館】 ①高松市美術館の特別展開催時の休館日開館や開館時間延長等、開館時間の弾力化に努め、年間利用者の増加を図る。 ②現行の観覧料減免制度を見直す。 ③来館者のリピーターを増やす特典や観覧券の販売窓口の拡大を図る。 ④主催講座を見直しすることにより、講座室の貸館利用の増加を図る。 ⑤教職員の研修・美術教育研修等の受入れや教育普及事業に関する情報交換等を通して、学校と美術館の連携を図る中で、各校からの団体利用の増加を図るとともに、週休日無料や「美術館の日」などの無料開放日の周知とアピールに努める。	①年間利用者数:高松市美術館166,000人、堀江美術館10,800人(20年度実績+12%増) ③特別展開前売販売窓口8か所(21年度実績比+5か所) ⑤「アートで遊ぶ！」、「子どものアトリエ」、「短期ワークショップ」参加者数:420人の維持 ⑤学校教育活動による団体鑑賞、施設見学者参加者数:2,400人(20年度実績比+20%)	H22: 2,172 H23: 588 H24: 588 累計 3,348	1 2 3	①1,984 ②検討 ③推進 ④188 ⑤推進	①400 ②実施 ③推進 ④188 ⑤推進	①実施 ③推進 ⑤推進	国際文化・スポーツ局 美術館美術課	市民政策部	

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1 6	番号案内表示システムの更新	番号案内表示システムの機器更新に際し、番号案内とともに企業広告の表示を行うことで保守に係る費用を軽減する。同時に行政情報の表示を行うことにより、市民サービスの向上を図る。	1 番号案内表示システムを更新し、行政情報および企業広告が表示できるようにする。 2 保守点検委託料を減額する。	H23: ▲92 H24: ▲82 累計▲184	1	検討	▲92	▲92		市民課	市民政策部
1 1 8	補助金等の見直し	地域の各種団体に対する補助金等については、19年度より「地域まちづくり交付金」として統合・一元化し、地域自らのまちづくりを進める財源として各地区(校区)のコミュニティ協議会へ交付している。	21年度までに一元化を完了し、22年度以降は、補助金の算定に事業の在り方とコミュニティプランとの関係性を評価する視点を取り入れ、より実効性・有益性のある補助金となるよう検討を進める。		4	事業の在り方とコミュニティプランの関係性を検討する。	必要に応じて見直しを行う。	必要に応じて見直しを行う。	必要に応じて見直しを行う。	地域政策課	市民政策部
1 1 8	補助金等の見直し	【防犯灯設置補助金】 防犯灯設置補助金について、連合自治会連絡協議会地域活動部会と制度の見直し(防犯灯の新設に要する費用についての地域負担の導入等)を協議する。あわせて、自治会加入率が低下している中で、地域コミュニティを絡めた検討も行う。	①21年度 防犯灯整備台帳を整備 ②22年度 不必要な防犯灯を洗い出し、防犯灯の新設に要する費用の地域負担について検討 ③23年度 防犯灯の新設に要する費用の一部地域負担の導入予定		4	検討	検討・見直し	検討・見直し		地域政策課	市民政策部

## 第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局	
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】			
1	1	1	補助金等の 見直し	【同和対策事業の見直し】 17年度に設置された「高松市同和施策の在り方検討委員会」での報告書により、運動団体委託事業を22年度まで段階的に削減しながら継続し、23年度に内容を見直し一般施策化する。	H22: ▲ 1,762 H23: ▲ 22,384 H24: ▲ 22,384 累計 ▲ 46,530	1	▲ 1,762 削減	▲ 22,384 見直し一般 施策化	▲ 22,384		市民政策部 人権啓発課	市民政策部
1	1	1	補助金等の 見直し	【文化芸術ホール自主事業に対する補助金額の見直し】 文化芸術ホールの指定管理者が同ホールを利用して行う自主事業に対し補助金を支出しているが、入場料収入等の事業収入増を図るとともに、国等の補助制度を利用することにより、一般財源の抑制を促す。	H22: ▲ 5,000 H23: ▲ 5,000 H24: ▲ 5,000 累計 ▲ 15,000	1	▲ 5,000	▲ 5,000	▲ 5,000		市民政策部 国際文化・ スポーツ局 国際文化振 興課	市民政策部
1	1	1	補助金等の 見直し	【音の祭り開催事業】 邦楽を中心とした水準の高い野外コンサートを開催することで生の文化芸術に接する機会を提供しているが、開催内容や無料で実施する必要性を見直し、廃止を検討する。		4		廃止を検討する。			市民政策部 国際文化・ スポーツ局 国際文化振 興課	市民政策部
1	1	1	補助金等の 見直し	【文化奨励賞受賞者のつどい補助金】 本補助金については、他の補助制度の活用も可能であることから、受賞者のつどいとしての補助金を見直す。	H22: ▲ 300 H23: ▲ 300 H24: ▲ 300 合計 ▲ 900	1	▲ 300	▲ 300	▲ 300		市民政策部 国際文化・ スポーツ局 国際文化振 興課	市民政策部
1	1	1	補助金等の 見直し	【文化団体活動事業補助金】 文化団体の事業内容や活動状況などを精査した結果、補助金の減額を行うこととする。	H22: ▲ 850 H23: ▲ 1,050 H24: ▲ 1,250 合計 ▲ 3,150	1	▲ 850	▲ 1,050	▲ 1,250		市民政策部 国際文化・ スポーツ局 国際文化振 興課	市民政策部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1 8	補助金等の 見直し	【合併町地区文化祭事業】 各地区の特性を生かした公民館活動等の学習発表や作品展示を実施する合併町地区の文化祭開催に対し、補助金を支出することにより支援を行っているが、各実行委員会の活動状況を把握し、見直しの上、市内他地区文化祭との支援方法の統一を検討する。	22年度以降において、支援経費の縮減を図る。	H22: ▲ 633 H23: ▲ 633 H24: ▲ 633 累計 ▲ 1,899	1	▲ 633	▲ 633	▲ 633		国際文化・スポーツ局 国際文化振興課	市民政策部
1 1 8	補助金等の 見直し	【地区対抗ドッジボール大会】 現在、小学校対抗で行っている地区対抗ドッジボール大会は、21年度で12回目を数え、2年前より女性の部(クイーンズカップ)も創設され、事業的にも安定してきたため、補助金を廃止する。	22年度 継続実施 23年度から補助金を廃止	H23: ▲ 90 H24: ▲ 90 累計 ▲ 180	1	継続実施	廃止 ▲ 90	▲ 90		国際文化・スポーツ局 スポーツ振興課	市民政策部
1 1 8	補助金等の 見直し	【塩江健脚大会】 当初、塩江までの夜間歩行大会として始まり、昭和53年度から18年度まで高松地区広域圏域に拡大行っていたが、近隣町と本市との合併等により19年度から本市単独の大会となり事業を継続している。現在、塩江をゴールとし、中央公園からの30kmコースと香川総合体育館からの15kmコースで開催している。 市は、高松市体づくり市民会議に負担金を支出しているが、同種事業として、こんびら健脚大会があることなどから、こんびら健脚大会への一本化を検討する。	23年度から本事業および負担金の廃止を検討する。	H23: ▲ 400 H24: ▲ 400 累計 ▲ 800	1		▲ 400	▲ 400		国際文化・スポーツ局 スポーツ振興課	市民政策部
1 1 8	補助金等の 見直し	【高松・松江都市間交流事業ハレーボール大会】 西日本中央連携軸沿線都市連携推進協議会の構成市のうち、高松市と親交のある松江市と、スポーツを通じて、友好親善を深めるため、女子の子どもチーム、ママさんチームの交流試合が両市で交互に開催されている。 西日本中央連携軸沿線都市連携推進協議会のスポーツ部会は21年度で解散となり、それに先立ち始まった当事業も10年以上も経ち、当初の目的は達したため、23年度をもって補助金の廃止を検討する。	23年度からの補助金の廃止を検討する。	H23: ▲ 90 H24: ▲ 90 累計 ▲ 180	1					国際文化・スポーツ局 スポーツ振興課	市民政策部

## 第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1 8	補助金等の 見直し	【サンビロカほく市高松グラウンド・ゴルフ大会】 本市とかほく市高松町の市民レベルでの交流を深めるた め、大会への参加に補助金を支出している。11年度より長期 間補助金を交付していることや、派遣団体である高松市グ ラウンドゴルフ協会は、競技人口の拡大に伴い会員が増加し組織 も大きくなっていることなどから、本協会の自主事業としての実 施を促す中で、補助金の廃止を検討する。	23年度からの補助 金の廃止を検討す る。	H23: ▲ 90 H24: ▲ 90 累計 ▲ 180	1	▲ 90	▲ 90			国際文化・ スポーツ局 スポーツ振 興課	市民政策部
1 1 8	補助金等の 見直し	【香南招待少年サッカー大会】 当大会は、毎年3月に計4日間香南町吉光河川敷で開催さ れ、主催団体の香南サッカースポーツ少年団に補助金を支出 している。近県からのチームの参加があり、地域間交流の場と しては評価できるが、本市の各種スポーツ大会への支拂の均 衡を図る観点などから、補助対象事業としての妥当性を検証 する中で、補助金の廃止を検討する。	25年度を目的に補 助金の廃止を検討す る。	H22: ▲ 50 H23: ▲ 200 H24: ▲ 350 累計 ▲ 600	1	▲ 50	▲ 200	▲ 350		国際文化・ スポーツ局 スポーツ振 興課	市民政策部
1 1 8	補助金等の 見直し	【こどもマリンスポーツ交流事業】 庵治町の高尻海岸で小学3年から中学3年までを対象にし たマリンスポーツの普及、啓発、体験活動を通し、子ども健 全な育成に努めるためのヨット教室を実施している。21年度 の募集人員に対する参加率は約50%であり、他の団体でも 同様な教室があることなど、補助対象事業としての妥当性に ついて検証する中で、補助金の廃止を検討する。	22年度からの補助 金の廃止を検討す る。	H22: ▲ 200 H23: ▲ 200 H24: ▲ 200 累計 ▲ 600	1	▲ 200	▲ 200	▲ 200		国際文化・ スポーツ局 スポーツ振 興課	市民政策部
1 1 8	補助金等の 見直し	【高松市美術館特別展記念講演会】 高松市美術館で開催する特別展に際し、展覧会の監修等に 関わった評論家や美術史家、または出品作家を講師に招いて 講演会や談話会を実施し、一般市民が展示作品や作家につ いての理解・関心をより深める機会を提供する。 22年度以降も継続して実施していくが、特別展の集客に繋 がるよう企画等を改善していく。	22年度について は、年間5本の特別 展のうち3本程度に 関連事業として、内 容にふさわしい講師 を招いて講演会や談 話会を企画する。	H23: ▲ 120 H24: ▲ 120 累計 ▲ 240	1					国際文化・ スポーツ局 美術館美術 課	市民政策部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出されない  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1	補助金等の 見直し	【教育普及事業】 市民に広く美術製作の機会を提供するために、高松市美術館学期制美技講座や短期美技講座(展覧会関連ワークショップ)、小学生を対象とした子どものアート工を実施。このうち、学期制講座については、洋画、日本画については民間の文化教室に類似の講座が整ってきたこと等の理由から内容を見直しして継続する。	版画講座について は、年間30回の受講回数を超えて後期各15回の2期としてそれぞれに受講生を募集し、初心者の経済的負担を軽減する。併せて受講年限をより短期に設定し、経験者の同好会への移行を促す。	H22: ▲ 1,332 H23: ▲ 1,759 H24: ▲ 1,759 累計 ▲ 4,850	1	▲ 1,332	▲ 1,759	▲ 1,759		国際文化・スポーツ局 美術館美術課	市民政策部
1 1	補助金等の 見直し	【陶芸教室(塩江美術館)】 市民に広く美術にふれる機会を提供するために、陶芸館を利用して開講する。 前期(5月～7月)・後期(9月～11月)期間中毎週水曜日年間24日開講 受講定員は前期48人・後期48人 22年度は、これまでの教室が受講生の減少傾向にあるため実施内容を見直しより幅広く体験の提供ができるように親子対象(7月～8月)・一般対象(9月～10月)として年間7日開講予定で継続実施する。	陶芸教室開催回数の減 の減	H22: ▲ 439 H23: ▲ 439 H24: ▲ 439 累計 ▲ 1,317	1	▲ 439	▲ 439	▲ 439		国際文化・スポーツ局 美術館美術課	市民政策部
1 1	補助金等の 見直し	【ファンタジーコンサート(塩江美術館)】 観光地に立地する美術館で、様々なイベントを開催することにより、多くの人々に美術館へ足を運んでいただき、くつろぎの場を提供するために、若手演奏家によるコンサートを毎年12月に実施している。 22年度以降は開催方法を見直しして実施予定。	出演謝金の見直し による経費の縮減	H23: ▲ 20 H24: ▲ 20 累計 ▲ 40	1		▲ 20	▲ 20		国際文化・スポーツ局 美術館美術課	市民政策部
1 1	受益者負担 の適正化	小学校体育施設の開放事業について、受益者負担の原則と公平性の確保の視点に基づき、受益者負担制度の導入を検討する。	24年度までに受益者負担制度の導入を検討する。		4				更新	国際文化・スポーツ局 スポーツ振興課	市民政策部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
 3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局	
						22年度 【計画内 内容】	23年度 【計画内 内容】	24年度 【計画内 内容】	25年度 【計画内 内容】			
1	4	1	外郭団体等 の見直し	<p>【助高松市国際交流協会】</p> <p>① 民営化(NPO)および25年11月適用に向けた新しい公益法人制度対応を検討する。</p> <p>② 行政、協会、民間交流団体の役割分担を明確化する中で、協会の中間支援機能を充実し、管理運営の効率化・適正化を図るため、運営の自立化を促進する。</p> <p>③ 協会職員の人材育成研修を実施し、通訳・翻訳の有料実施を行う。</p>	H22: 50 H23: 50 H24: 50 累計150	1	① 高松市 国際交流 協会ととも に検討 ② 実施 ③ 50	① 結果を まとめる。 ② 実施 ③ 50	① 実施	国際文化ス ポーツ局 国際文化振 興課 (都市交流 室)	市民政策部	
2	1	1	市民文化セ ンターの在 り方検討	・市民文化センターは、昭和47年の開館以来、多目的文化施設として、多くの市民に親しまれてきたが、経年により、施設・設備の老朽化が著しく進み、今後の在り方について検討する。 ・施設の機能・役割は、子どもを主体とした、子どものための施設・事業を実施するための施設整備を検討する。		4	基本方針 の策定	基本方針 に基づく対 応の検討	基本方針 に基づく対 応の検討	基本方針 に基づく対 応の検討	国際文化・ スポーツ局 市民文化セ ンター	市民政策部



平成22～24年度 重点化による3つの枠組

《 総務部 》

目標効果額	98,036千円
-------	----------



総務部長

石垣 佳邦

所 管 事 務	
(1) 秘書および渉外に関する事項	(2) 議会および市の行政一般に関する事項
(3) 文書に関する事項	(4) 職員の人事，給与および福利厚生に関する事項
(5) 事務管理に関する事項	(6) 防災および危機管理に関する事項
(7) 情報化の推進および統計に関する事項	(8) 広聴および広報に関する事項
(9) 他の部の主管に属しない事項	

取 組 項 目	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民との「情報共有とコミュニケーションの活性化」を推進するため，市政情報を積極的に公開し，市民の市政への参画の機会を充実します。</li> <li>○ 地方分権型社会に適応した人材を育成するため，「高松市職員人財育成ビジョン」に基づき，職員の意識改革等に努めます。</li> <li>○ 新しい公共の推進や健全財政の維持のため「業務の総点検」を実施します。</li> <li>○ 電子自治体の構築を推進するため，「高松市情報化推進計画」に基づいた情報化の推進と，簡素で効率的な情報システムの構築に努めます。</li> </ul>
「改善継続」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員研修の充実や「*さわやかサービス」の推進などにより，職員の能力開発と意識改革を図ります。</li> <li>○ 能力・実績主義の新たな人事管理システムを確立するため，新たな人事評価制度を本格実施するとともに，評価結果の活用について検討します。</li> <li>○ 給与等の適正化により，目標効果額69,300千円を達成します。</li> <li>○ 「くらしのガイド」，「広報たかまつ」の作成等について，NPO等との協働や外部委託を検討します。</li> </ul>
「相互連携」 「情報共有」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織を活性化させるため庁内横断的な仕組みを構築するとともに，効率的な運用を図ります。</li> <li>○ 引き続き職員数の適正化計画に基づいた減員に努めます。</li> <li>○ 住民情報システムの再構築など，全庁的な情報システムの最適化により，「業務の簡素・効率化」，「情報システム経費の削減・抑制」を達成します。</li> <li>○ FAQ（よくある質問とその回答集）やHP（もっと高松）の充実を図ります。</li> <li>○ *パブリックコメントの適正・効率的な運用を推進します。</li> </ul>

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内容】	23年度 【計画内容】	24年度 【計画内容】	25年度 【計画内容】		
1	1	1	<p>公民の役割分担および費用対効果の観点から、「業務の総点検」として事務事業の全般を見直し、サービス提供主体の選択、徹底した簡素・効率化・経費節減、公共サービスの品質向上、事務事業の統廃合等に取り組む。</p> <p>①業務の総点検に当たっては、事務事業評価を計画推進の中心機能として活用し、全事務事業の公表に向けて取り組む。</p> <p>②行財政改革推進委員会による外部評価を効率的に実施する。</p> <p>③事務事業評価、外部評価との関連を整理し、効率的な事業仕分けを実施する。</p>		4	<p>22年度 【計画内容】</p> <p>① 精査・調整 ② 方針策定</p> <p>23年度 【計画内容】</p> <p>① 公表 ② 実施</p> <p>24年度 【計画内容】</p> <p>① 公表 ② 実施</p> <p>25年度 【計画内容】</p> <p>① 公表 ② 実施</p>	総務部 人事課 (行政改革推進室)				
1	2	1	<p>広報紙の充実に向け、企画・取材に多くの時間を充てることのできるようにするとともに、民間のノウハウを活用するため、広報紙の作成用機器(DTP)のリース期間が終了する26年度以降の広報紙編集の外部委託についても検討する。</p>	H24: ▲56	4	<p>検討</p> <p>検討</p> <p>結論</p>	総務部 広報課				
1	3	1	<p>主に転入者向けに、窓口業務や各種手続きなど市民生活に欠かすことのできない情報をまとめた「くらしのガイド」を毎年作成しているが、今後は、民間の企業や団体などと協働し、行政情報のほか、医療機関や観光スポットなど、便利な生活情報を掲載し、市民満足度を高めるとともに、地元企業などの広告を、より多く掲載することにより、作成から配布までの経費を広告料収入で開つことにより、経費削減を図る。</p>		1	<p>手法・配布先検討 協働制作実施</p> <p>協働制作実施</p> <p>協働制作実施 ▲56</p>	総務部 広報課				

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 内容】	23年度 【計画内 内容】	24年度 【計画内 内容】	25年度 【計画内 内容】		
1 1 6	辞令交付の電子化	事務の効率化およびペーパーレス化のため、紙による辞令交付を電子化に向けて取り組む。	①辞令交付の電子化に向けて検討 ②次の項目について、電子化を実施 ・人事異動 ・昇格、昇給 ・出納員、社会福祉主事 ・育児休業の承認、延長および取消し		4	検討 実施	実施	実施	実施	人事課	総務部
1 1 12	収入増対策(駐車場)	行政財産の目的外使用に係る使用料の適正化を図るとともに、職員のマイカー自費および公共交通機関の利用促進を図るため、職員の通勤用自動車の施設内駐車に関する基準を定める。	①検討・協議 ②実施		4	検討・協議 実施	推進	推進	推進	人事課	総務部
1 3 1	市長等の給与の見直し	市長、副市長、水道事業管理者、教育長、議員を有する者のうちから選任された常勤の監査委員、市議会議員の給料等月額について、高松市議員報酬、市長および副市長の給料等審議会の意見を聴きながら適正化を推進する。	市長等の給料の適正化に取り組む。		4	推進	推進	推進	推進	総務課	総務部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 3 1	給与等適正化	国の給与制度に準ずるとともに、市民の理解を得られる適正な給与水準とし、健全な財政運営に向け、計画的に総人件費を抑制する。 ①過重労働による健康障害防止の観点からの時間外勤務時間の上限設定、ノー残業デーや振替・代休制度の活用徹底、※ワークシェアリングによる非常勤嘱託職員等の配置などにより、時間外勤務を縮減する。 ②特殊勤務手当の見直しを行う。	①全所属(病院事業・水道事業を除く。)において、毎年、時間外勤務の縮減に向けての具体的な方策を検討し、21年度を基準に、3年間で8.9%の時間数を減することにより、累計で約6,900万円の手当額を縮減する。 ②支給額については、月額から日額への変更を検討するとともに、廃止を含めた見直しを積極的に進める。	① ▲ 11,676 (▲4,170h)	1	① ▲ 23,156 (▲8,270h)	① ▲ 34,468 (▲12,310h)		人事課	総務部	
1 3 2	部長の権限強化(人事権)	効果的な行政運営を図るため、部内の責任者である部長に、部内の一定範囲の人事異動権を付与し、部長の権限を強化する。	①22年度 先進都市の調査 ②23年度 検討 ③24年度 実施		4			先進都市の調査	人事課	総務部	
1 4 1	外郭団体等 の見直し	指定管理者については、原則公募制となっていることに伴い、 ①外郭団体の組織の効率化を推進する方策 ②外郭団体が指定を受けなかった場合の※プロパー職員の見直しを、外郭団体関係課、人事課、行政改革推進室で検討する。	①庁内検討組織を設置、対応策検討 ②公募制対策実施		4			① 設置 ② 検討	人事課 行政改革推進室	総務部	

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
2 1 1	塩江ケーブルテレビ事業の効率的な運営	《平成21年度事業仕分け対応取組》 塩江地区は従前からテレビ視聴組合に加入していた経緯があり、これら視聴組合の地上デジタル放送移行への対応や民間での整備が期待できない高速インターネットへの対応などの課題を解消するため、合併前の16年6月に、公設によるケーブルテレビの整備を行い、サービスを開始した。 現状、6業務において業務委託し、民間活用を図ってきたところであるが、事業仕分けの結果を踏まえ、更なる拡大に努めるとともに、機器・設備等の老朽化が進む中、今後事業を継続していくため、より一層効率的な事業運営について検討を行う。	事業を開始して10年となる26年度には、一部の設備が耐用年数を迎えることから、24年度までに塩江ケーブルテレビ事業が安定的に継続していただけるよう、効率的な運営計画を作成する。		4	事業の効率的な運営の検討に先駆け、調査・研究を行う。	費用対効果を踏まえた運営計画の作成に着手する。	運営計画に基づき、事業を実施。	情報政策課	総務部	
3 1 2	人材育成の推進	本市では、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化に対応するための職員を、計画的・継続的に生み出し、育成するとともに、組織の活性化を図るため、高松市人材育成基本方針(13年4月策定)を見直し、21年2月に「高松市職員人財育成ビジョン(以下「ビジョン」という。)を新たに策定した。そして、ビジョンに基づき、研修制度の充実や新たな人事管理制度の導入など、体系的な人材育成を推進し、職員の意識啓発に取り組む。	①人材の育成の推進(職員研修の充実、人材育成に関する情報の発信、人材の有効活用) ②職員の活力を引き出す人事管理の推進(人事評価制度の検討・実施、現行制度の厳正な運用)		4	①、② 推進	①、② 推進	①、② 推進	人事課	総務部	
3 1 2	職員の活力を引き出す人事管理	地方分権の推進など時代の流れに対応した能力・実績に基づき人事管理の実現に向け、人事評価制度を核として人材の育成、配置・異動、給与上の処遇などが相まった、新たな人事管理システムを確立する。 また、新規採用後10年経過するまでの間で職員として経験しておくべき分野の職場をできるだけ早い段階で経験できるように「税務・福祉等部門」、「事業部門」、「管理・企画部門」に順次配置するジョブローテーションや、筆記試験の導入による公平・公正な昇任試験の実施など、現行制度の運用を厳正に行う。	①人事評価制度の試行 ②人事評価制度の本格実施 ③人事評価制度の異動・昇任への活用 ④人事評価制度の検討・実施 ⑤現行制度の厳正な運用(ジョブローテーション、昇任試験など)		4	①試行(管理職・一般職) ③検討	①試行(一般職) ②一部実施(管理職) ③検討・実施(管理職)	②実施(管理職・一般職) ③検討・実施(管理職・一般職) ④検討	人事課	総務部	

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 内容】	23年度 【計画内 内容】	24年度 【計画内 内容】	25年度 【計画内 内容】		
3 1 3	職員提案の積極的な運用	地方分権時代にふさわしい(自らが主体的に行動する意識と能力を持ち、より質の高い行政サービスを提供できる)職員を育成するとする。この観点を取り入れ(人材育成と連携)、職員提案制度を更なる提案だけに留めるのではなく、「提案+実施」型の仕組みに見直しを行なう。	人材育成係(人事課)が実施している「自主研究グループ」と連携する仕組みを検討する。		4	検討	試行	実施		人事課 (行政改革推進室)	総務部
3 2 4	主要な業務コストの公表	(施設維持管理コストを除く)市民および職員の行政コストに対する意識を高め、経費等の適正化に資するため、主要な業務に係る経費および市税負担額等を算定し、類似都市との比較などを用いて市民にわかりやすい形で公表する。 なお、コスト算定は行政評価システムの活用を含めて検討する。	23年度の行政評価システムの本稼働後、安定運用した段階で、随時業務コストを公表する。		4	検討	検討	実施		人事課 (行政改革推進室)	総務部
3 3 4	モニタリングシステム導入	市民の立場から、外部委託化業務に係る改革監視の手法を制度設計した「改革監視部会」による成果物である「外部委託に係るモニタリングシステム構築に関する研究報告書(21年3月)」に基づき、効果的・効果的なモニタリングシステムの段階的な導入について検討する。	先行事例を調査研究するなど、モニタリングシステムの段階的導入に関する検討を進める。		4	調査 検討	調査 検討	段階的 導入実施	段階的 導入実施	人事課(行革 推進室)	総務部
4 1 1	「さわやかサービス」の推進	接遇マナーの向上推進、接遇マナー向上のための新たな施策を全庁的に推進し、実効性を確保する。	①職員の意識改革、市民サービスの満足度の向上を図る。 ②市民満足度80%超を目指す。 ③さわやかサービス推進チームの公募・発足、新施策の検討・提言、施策の推進		3	①、②推進	①、②推進	①、②推進	①、②推進	人事課	総務部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
4	1	文書浄書事務の見直し	①コピー用紙購入枚数の削減 ②複写機借上げ経費の節減	① 0 H22: 0 H23: ▲0.5% H24: ▲1% 累計 ▲28,500	1	0 (効果額0)	▲0.5% (効果額50)	▲1% (効果額100)		総務課	総務部
4	2	文書浄書事務の見直し 《具体的な取組内容》 1 複写機借上げに係る競争入札の一括実施 2 本庁舎のコピー用紙配付枚数の上限設定 3 電子決裁の推進	①コピー用紙購入枚数の削減 ②複写機借上げ経費の節減	① 0 H22: 0 H23: ▲0.5% H24: ▲1% 累計 ▲28,500	1	▲9,500	▲9,500	▲9,500		総務課	総務部
4	1	震災対策総合訓練の見直し	1 市民が主体的に考え、行動する参加型の訓練を実施する。 2 自主防災組織の結成促進、活動の活性化を図り、地域の防災力の向上を図る。	H22: ▲60 H23: ▲60 H24: ▲60 累計 ▲180	1	▲60	▲60	▲60		危機管理課	総務部



平成22～24年度 重点化による3つの枠組

《 財 務 部 》

目標効果額	693,864千円
-------	-----------



財務部長

松本 典久

所 管 事 務
(1) 市の予算，税その他の財務に関する事項 (2) 工事請負契約，技術監理および検査ならびに物品調達に関する事項 (3) 財産管理に関する事項

取 組 項 目	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厳しい財政状況の中で、自主財源の根幹をなす市税の確保は重要な課題であることから、市税の収入増対策として、滞納管理システムを活用した、課税・収納業務の効率化と、特別徴収制度の推進や口座振替制度の加入の促進はもとより、納税者の更なる利便性を考慮した新たな方策を検討します。</li> <li>○ 行財政の信頼性・透明性の向上を図るため、国の公会計整備方針に沿った貸借対照表、行政コスト計算書などの財務書類を市民に分かりやすく公表するとともに、財務書類の活用を通じた資産・債務の適正な管理を一層進めます。</li> <li>○ 未利用資産の売却などによる収入増対策や、工事発生残土の有効活用と再生材の積極的な活用による環境負荷の削減と公共工事のコスト縮減を更に推進します。</li> </ul>
「改善継続」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出先施設における職員の自家用車駐車の有料化を検討し、210,000千円の収入増を図ります。</li> <li>○ 合併地区に係る事業所税の課税免除措置を廃止（H23年度から）し、476,096千円の収入増を図ります。</li> <li>○ 国税庁とデータ連携し、確定申告書等のデータ処理事務の効率化を図り、7,768千円の節減を図ります。</li> <li>○ 国との協議を踏まえ、高金利の公的資金の繰上償還を実施します。</li> <li>○ 国の公会計整備方針に沿った財務書類を市民にわかりやすく公表するとともに、資産・債務の適正管理に向けた財務書類の活用方策について検討します。</li> </ul>

<p>「相互連携」 「情報共有」 取組項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税負担の公平性の確保の観点から、市税の滞納整理の強化および収納率の向上を図るとともに、課税・収納業務の効率化と納税者の利便性を考慮した新たな方策として、納税案内のアウトソーシングや、クレジットカードやATM、パソコンなどを利用して税の納付ができる新たな収納チャンネルの導入の検討、新税務システムの構築などに取り組みます。</li> <li>○ 効率的な公共施設の維持管理とともに、未利用資産の有効活用など公有財産の有効かつ適正活用の推進に努めます。</li> <li>○ 指定管理者制度の適正な運用に引き続き努めます。</li> </ul>
-----------------------------------	---

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
 3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 内容】	23年度 【計画内 内容】	24年度 【計画内 内容】	25年度 【計画内 内容】		
1 1 6	国税庁とのデータ連携	現在、確定申告時において、確定申告書等の申告書類を、分譲・複写等により税務署から市民税課に持ち帰り、ハンチ入力を行い、入力後確認作業や再入力を行っている。 紙ベースによるものを電子データ化し、配信することにより、ハンチ入力ミスによるリスクの減少や保管スペースの縮小化など確定申告書等のデータ処理事務の効率的な運用を図る。	① 地方税電子化協議会から示された仕様書に基づき、市側の電算システムの改修等を行う。 ② 23年1月の本格運用に向け、試験等を実施する。	H23: ▲3,884 H24: ▲3,884 累計 ▲7,768	1	システム改修本格運用 (23年1月運用開始)	▲3,884 本格運用	▲3,884 本格運用	本格運用	市民税課	財務部
1 1 7	工事発生残土の有効利用と再生材の活用	「高松市公共工事コスト適正化指針」に基づき建設副産物の利用促進・発生抑制および再生材の利用促進を図るとともに、環境マネジメントシステムでの建設副産物の実態を把握し職員のコスト意識の向上を図る。 また、ISO14001での建設副産物処理書に加え環境行動率先実行計画により取組を行い、循環型社会の構築、環境保全およびコスト削減を図る。	コスト適正化指針の一施策のためコスト適正化施策への取組状況の把握 職員のコスト意識の向上と継続		4	推進 コスト意識の向上と継続	推進 コスト意識の向上と継続	推進 コスト意識の向上と継続	推進 コスト意識の向上と継続	契約監理課 (技術検査室)	財務部
1 1 8	補助金等の見直し	経常的な補助金等については、予算編成過程において「高松市補助金等交付システム見直し基準」に基づき見直しを各部署に指示する。また、補助金等の透明性を高める観点から、引き続き、すべての補助金・交付金の名称、補助額、交付先等をホームページで公開する。	① 予算編成方針において見直しを指示 ② 予算査定において内容の精査 ③ 予算内示に際しても金額等の見直しを指示		4	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	財政課	財務部
1 1 11	受益者負担(使用料等)の見直し	受益者負担の適正化を図り、新たな収入源の確保について、毎年度、予算編成過程で「高松市受益者負担見直し基準」に基づき見直しを行うことを全庁的に求めていく。	① 予算編成方針において見直しを指示 ② 予算査定において内容の精査		4	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	財政課	財務部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局	
						22年度 【計画内 内容】	23年度 【計画内 内容】	24年度 【計画内 内容】	25年度 【計画内 内容】			
1	12	収入増対策 (駐車場)	①組合および学校等の関係機関との協議 ②市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部改正と使用料徴収	H22: 70,000 H23: 70,000 H24: 70,000 累計 210,000	1	70,000	70,000	70,000		財務部 財産活用課 (公有財産 管理室)	財務部	
1	12	収入増対策 (自動販売機)	市有施設に設置する自動販売機の設置事業者の公募を推進する。		2			3台	3台		財務部 財産活用課 (公有財産 管理室)	財務部
1	12	収入増対策 (市税収納率の向上)	事業所に対して、特別徴収制度(給与特徴)の利用拡大を図るため、香川滞納整理推進機構と連携をとり、文書や個別訪問により特徴推進を図るとともに、入札参加資格者名簿への掲載要件とするなどあらゆる機会を捉えて、特別徴収制度(給与特徴)の推進に努める。		3						財務部 市民税課	財務部
1	12	事業所税の課税(収入増対策)	合併地区に係る事業所税の課税免除措置を23年度から廃止する。	H23: 109,868 H24: 366,228 累計 476,096	1		109,868	366,228		合併地区の事業所に対して事業所税の課税(2月、3月期決算の事業所は24年度)	合併地区の事業所に対して事業所税の課税	財務部 市民税課

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 2 1	市債残高の抑制	高金利の地方債について公債費負担の軽減を図るため、国の公的資金の補償金免除繰上償還措置を活用する。	国との協議を踏まえ、高金利の公的資金の繰上償還を実施する。		4	推進	推進	推進	推進	財政課	財務部
1 2 5	公会計の活用	国の公会計制度により整備した貸借対照表、行政コスト計算書などの財務書類を、市民にわかりやすく公開することにより、行財政の信頼性・透明性の向上を図るとともに、公会計制度の目的である財務書類を活用した財政状況の健全化促進や未利用資産の売却などの資産・債務改革の促進について検討する。	①財務書類の適切な公開を検討する。 ②財務書類から得られる比率などの活用を検討する。		4	検討	検討	検討		財政課	財務部
1 3 2	部長の権限強化 (予算編成の見直し)	予算編成の効率化と部長権限の強化を図るため、実施済み の施設の維持管理経費の枠配分に加え、消耗品・備品購入 費、印刷製本費、通信運搬費などの経常的経費(職員の人件 費などの職務的経費を除く。)全般について、各部門で予算編 成方針に沿った適正な調整ができるよう、同方針策定の基礎 となる財政収支見通しの作成方法の再検討を行う中で、効果 的な予算査定方法の見直しを行う。	①経常的経費の予算要求時において、 編成方針に沿った部 局内調整が適正に 行える方法を検討す る。 ②財政収支見通しの 精度を上げるための 方法を見直しする。 ③財政課における効 率的な予算査定方 法について検討す る。		4	調査・研究	調査・研究	試行		財政課	財務部
2 1 1	市単独事業 (扶助費)の 見直し	※扶助費などの個人給付的な市単独事業については、国の 制度改革との整合性や、本市福祉施策全般にわたる検討、さ らには事業効果なども勘案する中、将来の福祉施策の在り方 も見据るとともに庁内での幅広い検討を踏まえ、適宜、見直し に取り組む。	①予算編成方針にお いて見直しを指示 ②予算査定において 内容の精査		4	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	財政課	財務部



平成22～24年度 重点化による3つの枠組

## 《 健康福祉部 》

目標効果額	94,246千円
-------	----------



健康福祉部長

大嶋 光晴

## 所 管 事 務

- (1) 社会福祉に関する事項
- (2) 社会保障に関する事項
- (3) 保健衛生に関する事項

## 取 組 項 目

取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園・保育所一体化の検討を進めます。</li> <li>○ 民営化を推進します。</li> <li>○ 補助金、業務コストの抑制に努めます。</li> <li>○ 国民健康保険事業の効率的運営に努めます。</li> <li>○ イベント等の見直しを行います。</li> </ul>
「改善継続」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者自立支援法の施行に伴う施設の新体系への移行を踏まえ、知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウス」の平成23年度の民営化を目指し、31,478千円の削減を図ります。</li> <li>○ 医療費の削減と適正化を推進するため、国民健康保険のレセプト点検の充実強化により、30,000千円の削減を図ります。</li> <li>○ 在宅福祉サービス事業等業務の見直しを行い、29,171千円を削減します。</li> <li>○ 市民健康まつりの廃止等イベントの見直しを行い、3,597千円を削減します。</li> </ul>
「相互連携」 「情報共有」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高松市独自の就学前子ども育成の在り方について検討を進め、就学前子ども育成の充実および家庭や地域社会の子育て力の再生・向上を図ります。</li> <li>○ 国民健康保険料の収納率の向上を図るため、口座振替制度を推進し、加入率41%を目指します。</li> <li>○ 職業紹介や就労相談関係の情報を共有し、迅速で効果的な紹介・相談業務に努めます。</li> </ul>

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出されない  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1 2	民営化	【高松市知的障害者小規模通所授産施設「ほのワークハウス」】 障害者自立支援法の施行に伴う当該施設の新体系への移行を踏まえる中で、民営化を検討・実施する。	①22年度:検討 ②23年度(4月～):民営化	H23: ▲15,739 H24: ▲15,739 累計 ▲31,478	1	検討	実施 ▲15,739	▲15,739	継続	障がい福祉課	健康福祉部
1 1 2	外部委託化	【放課後児童クラブ】 児童館にて開設している香南町放課後児童クラブについて、地域における児童健全育成の推進のため、事業を適切に運営でき、保護者の信頼を確保できる団体などに対し、公設民営方式による運営の委託化を実施する。	地域コミュニティ協議会が指定管理者として、地域コミュニティセンター運営を開始後、放課後児童クラブにおいて委託化を実施する。		4			香南町放課後児童クラブ委託化		こども未来課	健康福祉部
1 1 4	出産汚物等収集業務の廃止	出産汚物等収集業務については、病院等が委託を含めて直接実施することができず、本市が実施する必要性がないことから、検討した結果、22年度から廃止する。	22年度から廃止	H22: ▲1,480 H23: ▲1,480 H24: ▲1,480 累計 ▲4,440	1		▲1,480	▲1,480		生活衛生課	健康福祉部
1 1 4	高松市民健康まつりの見直し	《平成21年度事業仕分け対応取組》 今後、地域全体に健康づくり意識を広げていくためには、身近な場所での、市民との協働により効果的な事業を実施できるような企画・運営することし、高松市民健康まつりの実施については、事業仕分けの判定の主旨を勘案して、22年度以降廃止とする。	22年度から廃止	H22: ▲640 H23: ▲640 H24: ▲640 累計 ▲1,920	1		▲640	▲640		保健センター	健康福祉部
1 1 4	いきいき健康セミナーの廃止	マスメディアや保健医療機関、大学等の関係団体が、市民向けの健康講座を実施しているため、廃止する。	22年度から廃止	H22: ▲182 H23: ▲182 H24: ▲182 累計 ▲546	1		▲182	▲182		保健センター	健康福祉部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1 4	成人保健セミナーの廃止	同様な事業の母子保健セミナーを、母子から成人までの健康づくり事業として活用するため、廃止する。	22年度から廃止	H22: ▲234 H23: ▲234 H24: ▲234 累計 ▲702	1	▲234	▲234	▲234		保健セン ター	健康福祉部
1 1 4	精神障害者ホームヘルパー研修の廃止	精神障害者居宅介護等の事業の実施に当たり、介護等を行なうホームヘルパーが円滑な支援が行なえるように研修を実施してきたが、ホームヘルパー資格研修において精神保健が研修に取り入れられるようになってきたため、ホームヘルパー研修を廃止する。	22年度から廃止	H22: ▲38 H23: ▲38 H24: ▲38 累計▲114	1	▲38	▲38	▲38		保健セン ター	健康福祉部
1 1 4	いきいき講座の廃止	高齢者の健康づくり(介護予防)については、「いきいき講座」という名称で実施していたが、広聴広報課の「市政出前ふれあいトーク」にも同じ対象に同じテーマで事業募集しているため、「市政出前ふれあいトーク」に集約して、「いきいき講座」を廃止する。	22年度から廃止	H22: ▲39 H23: ▲39 H24: ▲39 累計▲117	1	▲39	▲39	▲39		保健セン ター	健康福祉部
1 1 5	牟礼地区における3児童館の今後の在り方の検討	牟礼地区における3児童館は、合併前から旧幼稚園・保育所の施設を児童館として使用しており、築40年以上経過している施設もあり、老朽化が著しい。先般実施された牟礼南児童館の耐震診断では、「大地震時に崩壊、脱落の危険性が高い」との評価を受け、改修等の措置が必要である。また、他の2施設はさらに建築年月日が古いことから、同様な結果が予想される。このため、牟礼地区における3児童館の今後のあり方を検討する。	牟礼地区3児童館の今後の在り方を検討する。		4	検討	検討	検討		こども未来課	健康福祉部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1 8	在宅福祉サービス事業の見直し	高松市社会福祉協議会が実施している家事援助・介護・配食サービス内容を会員制の在宅福祉サービスに助成し、日常生活に支障のある高齢者の支援を図っている。補助内容は、在宅福祉サービスの職員5名分の給与費および事務費相当額である。 また、在宅福祉サービスのうち、配食サービスの利用者について、65歳以上の在宅の一人暮らし高齢者等で、市民税が非課税の方に対して、1食当たり200円の助成を行っている。	家事援助・介護サービスについて、利用者が少ないため、市の助成対象から除外する。	H22:▲ 4,330 H23:▲ 4,330 H24:▲ 4,330 累計▲ 12,990	1	▲ 4,330	▲ 4,330	▲ 4,330		健康福祉部 長寿福祉課	健康福祉部
1 1 8	補助金の見直し	【高松市老人クラブ連合会】 老人クラブ連合会の活動事業補助金の見直しを図る。	活動事業補助金に係る人件費の削減事務局 3人体制 → 2人体制	H22:▲ 200 H23:▲ 2,200 H24:▲ 2,200 累計▲ 4,600	1	▲ 200	▲ 2,200	▲ 2,200		健康福祉部 長寿福祉課	健康福祉部
1 1 8	身体障害者在宅歯科診療事業運営補助金の廃止	身体障害者を対象に実施している在宅の歯科診療について、実績が少ないため、歯科医師会への補助金を廃止する。	22年度から廃止	H22:▲ 665 H23:▲ 665 H24:▲ 665 累計▲ 1,995	1	▲ 665	▲ 665	▲ 665		健康福祉部 保健センター	健康福祉部
1 4 1	外郭団体の見直し	【高松市社会福祉協議会】 ①無償で社会福祉協議会に貸し付けている土地のうち、賃貸借契約を締結し借り上げている民有地の契約者を、社会福祉協議会に変更することで契約の適正化を図り、経費を削減する。 ②旧香川町および旧香南町から引き継いだ無償で社会福祉協議会に貸し付けている土地のうち、普通財産について賃貸借契約を締結する。	①24年度までに、契約の適正化を図る。 ②24年度までに、賃貸借契約を締結する。	① H24:▲ 894 ② H24: 1,402	1				①▲ 894 ② 1,402	健康福祉総務課	健康福祉部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
4	1	緊急通報装置 償還等事業 の見直し	緊急通報装置の設置については、機器の信頼性の問題から死亡等による回収機器の再利用はしていないが、比較的新しい機器について、メンテナンスした上での再利用を図る。	H22: ▲1,950 H23: ▲450 H24: ▲450 累計 ▲2,850	1	▲1,950	▲450	▲450		健康福祉課	健康福祉部
4	1	国民健康保険事業(特別会計)における医療費適正化	医療費の削減と適正化を推進する。 ・レセプト点検を充実強化する。 ・職員による資格審査と併せ、点検業務を専門業者(延べ46人/月)に委託してレセプト(約10万枚/月)の審査・点検を実施し、誤りの疑いがあるものについて再審査請求を行う。 ・保健センター等との連携による医療費適正化を推進する。	H22: ▲10,000 H23: ▲10,000 H24: ▲10,000 累計 ▲30,000	1	▲10,000	▲10,000	▲10,000		国保・高齢者医療課	健康福祉部
4	1	在宅栄養士研修会およびヘルスマイト養成講座の見直し	在宅栄養士を対象に実施している研修会と、生活改善推進員を養成する講習会を効果的に見直す。	H22: ▲66 H23: ▲66 H24: ▲66 累計 ▲198	1	▲66	▲66	▲66		保健センター	健康福祉部



平成22～24年度 重点化による3つの枠組

《 病 院 部 》

目標効果額	579,934千円
-------	-----------



病院部長

田中 義夫

所 管 事 務
(1) 病院事業に関する事項

取 組 項 目	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院事業会計の運営について、経営改革計画に基づき、経営の効率化に取り組む中で、有識者等で構成する高松市立病院経営評価委員会からの、意見等を踏まえ、経営改革計画を着実に実施し、より一層、効率的運営に取り組みます。</li> <li>○ 市立病院の統合・再編について、高松市民病院と香川病院を移転統合した高松市新病院を整備し、塩江病院をその附属医療施設とする基本方針に基づき、新病院整備に係る用地の譲渡条件、埋蔵文化財発掘調査時期、附属医療施設の整備場所などを決定するため、県等との協議を進め、計画的な整備に取り組みます。</li> <li>○ 病院事業の経営形態について、地方公営企業法の全部適用への移行を目指し、人事、給与、契約事務等のうち、新たに処理を要する事務の体制を決定するため、関係部局等と協議を進めます。</li> </ul>
「改善継続」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病院事業会計の効率的運営については、収入増加対策として、関連大学への医師派遣の要請や、一般公募の効果的手法の検討などを行い、医師確保を図ります。 また、患者サービスの向上対策として、経営やサービスに関して目標管理を行うバランススコアカードを導入するなど、スタッフの意識改革に取り組みます。</li> <li>○ 新病院整備については、平成22年度から基本設計に着手し、実施設計、建設工事を行い、26年度中の開院を目指します。 また、附属医療施設についても、26年度中の開院を目指して、計画的な整備に取り組みます。</li> <li>○ 病院事業の経営形態については、23年4月までに、地方公営企業法の全部適用への移行を目指し取り組みます。</li> </ul>

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 内容】	23年度 【計画内 内容】	24年度 【計画内 内容】	25年度 【計画内 内容】		
1 6 1	病院事業会計の効率的運営	<p>高松市病院事業経営改革計画における経営の効率化への取組を推進する。</p> <p>1 患者サービスの向上対策の実施</p> <p>(1) 患者への適切な情報提供(インフォームドコンセントの充実) 【市民・塩江・香川】</p> <p>(2) ※セカンドオピニオン機能の充実【市民】</p> <p>(3) 広報活動の充実(病院ホームページ等の充実) 【市民・塩江・香川】</p> <p>(4) 多様な患者ニーズへの対応(患者満足度調査の実施) 【市民・塩江・香川】</p> <p>(5) 市立病院間連携の推進(市民病院からの診療支援) 【塩江・香川】</p> <p>(6) 地域活動の推進(公開講座、医師等の派遣) 【市民・塩江・香川】</p> <p>(7) スタッフの意識改革(※BSCの導入、院内会議の開催) 【市民・塩江・香川】</p> <p>(8) スタッフの資質向上(専門研修制度の充実・参加、接遇研修の実施) 【市民・塩江・香川】</p> <p>2 収入増加対策</p> <p>(1) 医師の確保(医師の一般公募、医師の勤務環境・処遇改善) 【市民・塩江・香川】</p> <p>(2) 診療収入の増加(手術件数の増加)【市民・香川】</p> <p>(3) 患者数の増加(救急患者取扱件数の増加、紹介率の向上、病床利用率の向上、平均在院日数の短縮) 【市民・塩江・香川】</p> <p>(4) 服薬指導等の充実(外来院外処方増加)【市民】</p>	<p>1-(1) 継続実施【3病院】</p> <p>(2) 22年度実施【市民】</p> <p>(3) 継続実施【3病院】</p> <p>(4) 継続実施【市民】</p> <p>23年度までに検討・実施 【塩江・香川】</p> <p>(5) 継続実施 【塩江・香川】</p> <p>(6) 継続実施【3病院】</p> <p>(7) -BSCの導入 22年度までに実施 【3病院】</p> <p>-院内会議の開催 継続実施【3病院】</p> <p>(8) 継続実施【3病院】</p> <p>2-(1) 21年度から順次実施 【3病院】</p> <p>(2) -手術件数 23年度までに 2,000件【市民】 300件【香川】</p> <p>(3) -救急患者取扱件数 23年度までに 7,600件【市民】 2,000件【香川】</p> <p>-紹介率 23年度までに 30%【市民】 10%【香川】</p> <p>-病床利用率 23年度までに74.6%【市民】 83.9%【塩江】 63.5%【香川】</p> <p>-平均在院日数 23年度までに18.5日【市民】</p> <p>(4) -院外処方率 23年度までに80%【市民】</p>	<p>経常収益 H22: ▲5,522 H23: 155,469 H24: 155,469 累計 305,416</p> <p>経常費用 H22: 9,446 H23: ▲141,982 H24: ▲141,982 累計 ▲274,518</p> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>収益 155,469</p> <p>費用 ▲141,982</p>	<p>収益 155,469</p> <p>費用 ▲141,982</p>	<p>収益 155,469</p> <p>費用 ▲141,982</p>	<p>収益 155,469</p> <p>費用 ▲141,982</p>	<p>経営管理課 市民病院 塩江病院 香川病院</p>	<p>病院部</p>	

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 内容】	23年度 【計画内 内容】	24年度 【計画内 内容】	25年度 【計画内 内容】		
		<p>(5) 診療報酬請求漏れ、査定減の防止(※医療クラークの配置、請求漏れ防止) 【市民・香川】</p> <p>(6) 文書料等手数料の見直し(手数料の見直し) 【市民・塩江・香川】</p> <p>(7) 訪問看護事業の推進(訪問看護事業利用者増)【塩江】</p> <p>(8) 自由診療費の見直し(利用料金の見直し、人間ドック受診者の増) 【市民・香川】</p> <p>(9) 患者負担金に係る未収金の回収【市民】</p> <p>3 経営節減・抑制対策</p> <p>(1) 病棟・病床の適正管理(効率的な病床運営)【市民】</p> <p>(2) 業務委託等の推進(医事業務の委託の拡大、給食業務の委託) 【市民・塩江・香川】</p> <p>(3) 業務委託契約方法等の見直し(共同入札の実施) 【市民・塩江・香川】</p> <p>(4) 薬品等価格の抑制(薬品の統一、診療材料の統一) 【市民・塩江・香川】</p>	<p>(5) - 医療クラーク 21年度から順次実施【市民】 ・請求漏れ防止 継続実施【市民・香川】</p> <p>(6) 適宜実施【3病院】</p> <p>(7) 訪問看護事業利用者 23年度までに2,350人【塩江】</p> <p>(8) - 利用料金の見直し 適宜実施【市民・香川】 ・人間ドック件数 23年度まで前年度比3%増 【市民】</p> <p>(9) - 未収金金額 23年度まで前年度比5%減 【市民】</p> <p>3-(1) - 効率的な病床運営 21年度から検討【市民】</p> <p>(2) - 医事業務委託拡大 21年度実施【市民・香川】 ・給食業務委託化</p> <p>21年度から検討【塩江】</p> <p>(3)23年度までに検討実施 【3病院】</p> <p>(4)順次実施【3病院】</p>					経営管理課 市民病院 塩江病院 香川病院	病院部		
1 6 1	市立病院の 統合・再編	<p>高松市民病院と香川病院を移転統合した高松市新病院を整備し、塩江病院をその附属医療施設とする。</p>	市立病院の統合・再編				<p>【新病院】 建設工事</p> <p>【附属医療 施設】 実施設計の 実施</p>	経営管理課 市民病院 塩江病院 香川病院	病院部		
1 6 1	病院事業の 経営形態の 見直し	<p>厳しい経営状況にある病院事業に地方公営企業法の全部を適用し、事業管理者の下、地域医療の確保と、経営の健全化を図りながら、新病院の整備に取り組む。</p>	平成23年4月までに、地方公 営企業法の全部を適用する。		4		<p>【新病院】 基本設計の 実施</p> <p>【附属医療 施設】 基本設計の 実施</p> <p>地方公営企 業法の全部 適用</p>	経営管理課 市民病院 塩江病院 香川病院	病院部		



平成22～24年度 重点化による3つの枠組

## 《 環境部 》

目標効果額	258,145千円
-------	-----------



環境部長

田阪 雅美

## 所 管 事 務

- (1) 廃棄物の処理および清掃に関する事項
- (2) 環境保全に関する事項
- (3) その他環境衛生に関する事項

## 取 組 項 目

取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地球温暖化対策の一層の推進や、循環型社会の構築に向け、ごみの減量・資源化の推進、廃棄物の適正かつ効率的な処理に取り組むとともに、業務を見直し、人員体制の見直しなど経費のさらなる削減に取り組めます。</li> <li>○ ごみ処理の効率化を図るとともに、契約の見直しや業務改善などにより、経費の節減に取り組めます。</li> <li>○ 合併により引き継いだ一般廃棄物処理施設の解体撤去等を計画的に進め、管理費用の削減に取り組めます。</li> <li>○ ＊事業仕分けの視点から、これまで行革の対象としなかった公衆便所や環境教育施設（環境プラザ、エコホテル）の今後の在り方について、様々な観点から検討し、＊行財政改革の取組を推進します。</li> </ul>
「改善継続」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 南部クリーンセンターと西部クリーンセンターが連携・補完する中で、契約の見直しを行い、委託経費231,413千円の削減を図ります。</li> <li>○ ボランティア清掃ごみの分別回収を行うことで、ごみの減量化、最終処分場の延命化により、9,504千円の削減を図ります。</li> <li>○ 牟礼環境美化センターの解体等により、借地料2,706千円の削減を図ります。</li> <li>○ 工事発生残土を陶最終処分場の埋立処分<del>の</del>覆土に活用することにより、2,100千円の削減を図ります。</li> <li>○ 大気汚染監視機器の計画的な修繕計画を策定し、延命措置等することにより、5,840千円の削減を図ります。</li> <li>○ その他事業の見直しを行い、6,582千円の削減を図ります。</li> </ul>

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1 3	ボランティア 清掃ごみ の分別回収	従来分別せずに混合で回収し、最終処分地で埋立処理をしていたボランティア清掃ごみについて、分別回収を原則とし、可燃・不燃ごみとして焼却および再生処理を行い、ごみの減量化や最終処分場の延命化に努める。	清掃活動実施計画 書受理時に、分別回 収の協力を周知徹底 する。	H22: ▲2,772 H23: ▲3,168 H24: ▲3,564 累計 ▲9,504	1	▲2,772	▲3,168	▲3,564		環境指導課 (適正処理対 策室)	環境部
1 1 4	合併町の一 般廃棄物処 理施設の廃 止	合併町地域の焼却施設は運転を停止しており、埋立処分施設はいずれも小規模であることから、継続して使用するには効率が悪く、維持管理に経費を要している。 このようなことから、焼却施設の解体と撤去を計画的に進めるとともに、埋立処分施設については、施設の廃止に必要な準備を進める。  合併により引き続き継いだ合併町地域の一般廃棄物処理施設 ① 焼却施設 【香川環境センター】廃止 【牟礼環境美化センター】廃止 【牟礼清掃工場】廃止 ② 埋立処分施設 【香川一般廃棄物埋立処分場】20年度に良質の建設残土を受け入れ、ほぼ埋立完了 【牟礼最終処分地】廃止、22年度売却の予定 【牟礼最終処分場】20年度に約1,600m3の建設残土を受け入れたが、埋立完了までには時間がかかる。	香川一般廃棄物埋 立処分場の借地料 の削減、および牟礼 環境美化センターを 解体し、借地料の削 減を図る。	香川一般廃棄物 埋立処分場借地 料 H23: ▲ 790 H24: ▲ 790 累計 ▲1,580  牟礼環境美化セ ンター借地料 H23: ▲ 563 H24: ▲ 563 累計 ▲1,126	1	▲1,353	▲1,353	▲1,353		環境総務課 (環境施設対 策室)	環境部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1 5	ごみ処理の 効率化	ごみ処理において、南部クリーンセンターおよび西部クリーンセンターが連携・補完する中で、毎年度、当該年度で想定されるごみ処理量に合わせた両クリーンセンターの最も効率的な処理量等を設定し処理を行う。	【南部・西部】 毎年度、当該年度で想定されるごみ処理量に合わせて、両クリーンセンター相互において、費用対効果が高く、かつ機器の安定稼働等を考慮した処理量等を設定し処理を行う。 22年度においては、当初処理計画の破砕ごみについて、効果的な処理を図るため、南部CCから500トン西部CCに移し処理を行う。	H22: 南部▲665 西部▲309 累計▲974	1	次年度の 処理量等 検討 南部▲665 西部▲309	実施・次年度の処理 量等検討	実施・次年度の処理 量等検討	実施・次年度の処理 量等検討	南部クリーン センター 西部クリーン センター	環境部
1 1 7	清掃委託業 務の見直し	環境業務センター清掃委託業務のうち、洗車場、清掃は職員で実施可能であるので、清掃委託項目の見直しを行う。ただし、清掃委託業務は長期継続契約(21~23年度)を締結していることから、見直しは24年度から実施するものとす	24年度から洗車場の清掃を職員で行うよう、清掃委託業務の見直しを行う。	H24: ▲87	1			▲87		環境業務課	環境部
1 1 7	ごみ処理の 効率化	ごみ処理において、南部クリーンセンターおよび西部クリーンセンターが連携・補完する中で、契約の見直しによる委託経費の削減を図る。	【南部】 溶融飛灰処理業務委託について、当初から県内で唯一処理可能な業者一社との随意契約を行なってきたが、21年度からは県外業者を見積り合わせに参加させ、競争原理を導入することにより、委託料を削減する。	H22: ▲40,312 H23: ▲40,312 H24: ▲40,312 累計▲120,936	1	▲40,312	▲40,312	▲40,312	▲40,312	南部クリーン センター	環境部

第5次行政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1 7	ごみ処理の 効率化	ごみ処理において、南部クリーンセンターおよび西部クリーンセンターが運搬・補充する中で、契約の見直しによる委託経費の節減を図る。	【西部】 19年度の破砕施設運転管理業務委託契約(3年間の長期継続契約)締結後、破砕ごみ処理量が減少していることなどから、同契約の仕様を見直し、処理量等に合わせた運転体制による契約を行うことにより、委託料を節減する。	H22:▲ 36,501 H23:▲ 36,501 H24:▲ 36,501 累計▲ 109,503	1	▲ 36,501	▲ 36,501	▲ 36,501		西部クリーン センター	環境部
1 1 7	工事発生残 土の有効活 用	工事に伴い発生した残土を、陶最終処分場の埋立処分の覆土に活用することにより経費の節減に努める。	22年度以降においても、花崗土の代用として可能な限り工事残土を活用し、経費の節減を図る。	H22:▲ 700 H23:▲ 700 H24:▲ 700 累計▲ 2,100	1	▲ 700	▲ 700	▲ 700	実施	西部クリーン センター	環境部
1 2 6	大気汚染監 視機器整備 の見直し	大気汚染監視機器の計画的な修繕により、延命化を図るとともに、測定局、測定装置の適正配置について検討する。	①大気汚染監視機器の計画的な修繕により、延命化を図る。 ②22年度に南消防署測定局を廃止する。	H22:▲ 1,880 H23:▲ 1,980 H24:▲ 1,980 累計▲ 5,840	1	①▲ 320 ②▲ 320	①▲ 1,860 ②▲ 120	①▲ 1,860 ②▲ 120		環境指導課	環境部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
4 1 2	公衆便所等の の在り方に 係る検討	公衆便所については、現在、24か所設置し管理しているが、昭和27年ごろ設置したものを始め老朽化が進んでいることや、設置時以降に周辺の公園等利用可能なトイレが整備されるなど、状況の変化もあることから、今後、施設の廃止も含め在り方を検討するとともに、引き続き、管理経費の縮減に取り組み、また、併せて市民トイレ制度の在り方についても検討する。	①各公衆便所の老朽化、周辺の代替施設の利用度、設置状況、立地などを精査し、その在り方を検討する。②その検討結果を踏まえ、可能なものから具体的な取組を進める。③公衆便所の在り方検討に併せ、市民トイレ制度の有用性を検証し、効果的な活用を図る。			実施	実施			環境総務課 (環境施設対策室)	環境部
4 1 2	ISO14001 1推進事業 の見直し	ISO14001環境マネジメントシステムについて、自己管理・運営できるシステムに変更し、審査等に係る経費の削減を図る。	22年9月の更新審査を受けず、自己管理できるシステムに移行する。	H22: ▲1,227 H23: ▲525 H24: ▲525 累計 ▲2,277	1	実施	実施	実施		環境保全推進課	環境部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
4 1 2	環境プラザの在り方に係る検討	現在の環境プラザは、平成15年にリニューアルし、環境に関する情報の提供や環境学習の場として運営されてきた。しかし、15年に、南部クリーンセンター内に環境学習施設「エコホテル」が開設されたことや、新たに地球温暖化など環境問題への取組が求められ、これまでに以上に環境教育が重要になってきている。このようなことから、将来にわたり、環境教育などのより効果的・効率的な実施を目指すため、環境プラザの在り方について、エコホテルとの連携なども含め検討する。	①環境プラザ等の環境学習などの内容、利用実態、他市の状況などを調査する。 ②環境プラザの在り方について、エコホテル、他の公共施設との連携や立地なども含め検討する。 ③その検討結果を踏まえ、可能なものから具体的な取組を進める。	H22: ▲1,216 H23: ▲1,216 H24: ▲1,216 累計 ▲3,648	4	検討	実施		環境保全推進課 南部クリーンセンター	環境部	
4 1 2	天然ガス車導入	ディーゼル車よりもCO2の排出量が少なく、燃料費も経済的である天然ガス車を、21年度当初・補正予算で合わせて、5t天然ガス車7台を購入することにより、温室効果ガス排出量の削減や燃料費の削減を図る。	21年度当初・補正予算で天然ガス車7台を導入する。	H22: ▲1,216 H23: ▲1,216 H24: ▲1,216 累計 ▲3,648	1		▲1,216	▲1,216	▲1,216	環境業務課	環境部
4 1 2	ごみ処理の効率化	ごみ処理において、南部クリーンセンターおよび西部クリーンセンターが連携・補完する中で、業務改善による処理経費の削減を図る。	【西部】 焼却施設の地下油圧ユニット・2階油圧ユニットの潤滑油は年1回入替えを実施しているが、使用済潤滑油の90%程度の再利用化を図れる静電浄油機を活用して、使用済潤滑油を再利用することにより、潤滑油購入費を削減する。	21年度まで毎年3,000㍑購入していた潤滑油の購入量を90%削減する。	2	静電浄油機を購入	潤滑油購入量を3,000㍑から300㍑に減らす	潤滑油購入量を3,000㍑から300㍑に減らす	潤滑油購入量を3,000㍑から300㍑に減らす	潤滑油購入量を3,000㍑から300㍑に減らす	環境部 西部クリーンセンター

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
 3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み					所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】			
4	1	衛生処理センター中継所および衛生処理センターの運転業務を早直し、引き続き業務コストの削減に取り組む。 衛生処理センター ・ 使用済消耗品の再利用を図る。	【センター】 し尿貯留槽の清掃時に排出される砂の運搬処分容器に、他で使用済の容器を再利用する。	H22:▲190 H23:▲190 H24:▲190 累計 ▲570	1	▲190	▲190	▲190			衛生処理センター	環境部
2	し尿処理施設運転業務等の見直し					▲190	▲190	▲190				



平成22～24年度 重点化による3つの枠組

## 《 産 業 経 済 部 》

目標効果額	91,028千円
-------	----------



産業経済部長  
伊勢野 正憲

所 管 事 務	
(1) 商業、工業および労政に関する事項	(2) 農業、林業および水産業に関する事項
(3) 農地に関する事項	(4) 観光に関する事項
(5) 土地改良に関する事項	(6) 競輪に関する事項
(7) 中央卸売市場に関する事項	

取 組 項 目	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助金等の見直しを行います。</li> <li>○ 中小企業勤労者福祉共済事業の効率的運営に努めます。</li> <li>○ 競輪事業の効率的運営に努めます。</li> </ul>
「改善継続」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高松市中央商工会と高松市牟礼庵治商工会において、段階的に補助金算定額の見直しを行い、19,053千円の削減を図ります。</li> <li>○ 中央卸売市場のゴミ、廃棄物等の処理量の削減を図り、中央卸売市場清掃協力会に対する補助金の見直しを行い、2,940千円の削減を図ります。</li> <li>○ 中小企業勤労者福祉共済事業において、経費の削減や収益事業の拡大により、900千円の削減を図ります。</li> <li>○ 競輪事業において、業務の効率化や従事員の削減等により、67,940千円の削減を図ります。</li> <li>○ 塩江町、香川町、香南町における研修集会施設において、管理費の節減などにより、195千円の削減を図ります。</li> </ul>
「相互連携」 「情報共有」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 集客率、施設利用率を高めるため、イベント・*コンベンション等の実施地域内の市有施設や、他課の関連イベント等との連携を図ります。</li> <li>○ 迅速で効果的な職業紹介業務を行うため、関連情報の共有化を図ります。</li> </ul>

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 内容】	23年度 【計画内 内容】	24年度 【計画内 内容】	25年度 【計画内 内容】		
1 1 5	施設の効率的運営	【研修集会所施設】 経費の節減、業務の効率化などに取り組む。 塩江町：多目的集会所、高齢者活動促進センター、生活改善センター 香川町：多目的研修集会所、高齢者活動促進センター、浅野地区集落研修センター、丸山地区構造改善センター 香南町：西庄集会所、原集会所、岡集会所、横井集会所、吉光研修センター、由佐農村環境改善センター、池西農村環境改善センター	22年度に、研修集会所施設管理費について1.5%を削減する。	H22: ▲ 65 H23: ▲ 65 H24: ▲ 65 累計 ▲ 195	1	▲ 65	▲ 65	▲ 65		農林水産課	産業経済部
1 1 8	補助金等の見直し	高松市中央商工会と高松市牟礼産商工会の補助金については、合併協議により特例措置として合併前の補助金額を継続していたが、人員の適正化計画等により経費の節減を図り、かつ経営改善普及事業を積極的に推進するため、22年度以降の補助金額算定について見直しを行う。	①21年度は現行どおりとする。 ②22年度において対20年度比80%、23年度以降においては、経営改善普及事業費から県補助金を控除した額の1/2を市補助額とする。	H22: ▲ 5,473 H23: ▲ 6,790 H24: ▲ 6,790 累計 ▲ 19,053	1	▲ 5,473	▲ 6,790	▲ 6,790		商工労働課	産業経済部
1 1 8	補助金等の見直し	中央卸売市場業務条例施行規則第59条等に基づき、市場における環境衛生を保持し、清潔な市場づくりを推進するため、市場内の清掃、塵芥処理等の事業を目的として、市場内業者で構成する「中央卸売市場清掃協力会」に対して助成を行っているが、発生するゴミ、廃棄物等の処理量を削減することにより、清掃、塵芥処理等に要するコストを抑制することに伴い、同協力会への補助金を削減し、環境に配慮した市場づくりに取り組む。	3年間でゴミ、廃棄物等の処理量の8%削減(対21年度比)を目標とすることにより、3年間で助成額について5%以上の削減を推進する。	H22: ▲ 500 H23: ▲ 980 H24: ▲ 1,460 累計 ▲ 2,940	1	▲ 500	▲ 980	▲ 1,460		中央卸売市場	産業経済部

第5次行財政改革計画 実施項目一覽

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
4 1 2	中小企業勤労者福祉共済事業(特別会計)の効率的運営	<p>《平成21年度事業仕分け対応取組》</p> <p>【高松市勤労者福祉共済事業】</p> <p>・仕分け作業においてコネクターから、この事業における「民営化」とは、公費負担を「0」にすることであるとの明確な発言があったことから、今後は公費負担の削減を図る。</p> <p>・具体的対策として、給費の削減、加入促進員の配置等による新規加入者の確保、掛金増額の検討、給付事業の給付額・福利事業補助額の見直し、給付金の支給額や利率の見直しを行う。</p> <p>・公費負担額の削減を図る。</p> <p>・折込手数料収入、物販事業等の収益の拡大を図る。</p>	<p>25年度までに、被共済者数7,600人(21年4月1日現在)から、約400人の増加を目標とする。</p> <p>給付金の支給額や利率の見直しを行う。</p> <p>公費負担額の削減を図る。</p> <p>折込手数料収入、物販事業等の収益の拡大を図る。</p>	<p>H22: ▲300 H23: ▲300 H24: ▲300 累計 ▲900</p>	1	▲300	▲300	▲300	▲300	商工労働課	産業経済部
4 1 2	競輪事業(特別会計)の効率的運営	<p>競輪事業の管理運営について効率的性の観点から点検を行い、業務の見直しを行うことにより、一般会計への繰出金を確保する。</p> <p>①退職者不補充により、従業員の配置見直しを行う。</p> <p>②高松競輪臨時従業員の雇用調整等による配置見直しを継続する。</p>	<p>①従業員31名削減(22～24年度)</p> <p>②22年度に、延2,256人雇用調整をする。</p> <p>23年度に、延2,160人雇用調整をする。</p> <p>24年度に、延2,016人雇用調整をする。</p>	<p>①② H22: ▲23,902 H23: ▲21,434 H24: ▲22,604 累計 ▲67,940</p>	1	▲23,902	▲21,434	▲22,604	▲22,604	競輪局	産業経済部



平成22～24年度 重点化による3つの枠組

《 都市整備部 》

目標効果額	17,715千円
-------	----------



都市整備部長  
岩田 吉隆

所 管 事 務	
(1)都市計画に関する事項	(2)交通安全対策に関する事項
(3)道路に関する事項	(4)河川および港湾に関する事項
(5)区画整理に関する事項	(6)建築指導に関する事項
(7)公園・緑地および自然環境の保全に関する事項	
(8)下水道に関する事項	(9)住宅および建築に関する事項

取 組 項 目	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道事業について、水行政の一元化による市民サービスの向上と経営の効率化を図るため、上水道事業と組織を統合します。</li> <li>○ イベント等の見直しを行います。</li> <li>○ 道路、橋梁等の公共施設について、今後、修繕や更新等の急速な増加が見込まれるため、適正な維持管理に努めます。</li> <li>○ 市営住宅の家賃などの債権回収について、引き続き実効性のある収納対策に取り組みます。</li> </ul>
「改善継続」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道への接続と水洗化を促進することで、14,028千円の収入増を図ります。</li> <li>○ フラワーフェスティバルの見直しを行い、3,399千円の削減を図ります。</li> </ul>
「相互連携」 「情報共有」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水道事業は、平成23年度に地方公営企業法を適用し、上水道事業との円滑な組織統合を実現します。</li> <li>○ 市営住宅の家賃などの債権回収については、滞納退去者に対する家賃徴収業務の外部委託や悪質滞納者に対する明渡し訴訟の強化などにより、さらなる収納対策に取り組みます。</li> <li>○ 公共施設の安全性・信頼性を確保するとともに、適正な維持管理や修繕等のコスト縮減を図るため、約1,500橋の橋梁について長寿命化修繕計画を策定するなど、公共施設のアセットマネジメントに取り組みます。</li> </ul>

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内容】	23年度 【計画内容】	24年度 【計画内容】	25年度 【計画内容】		
1 1 2	香西新開ポンプ場維持管理業務民間委託	【香西新開ポンプ場維持管理業務委託】 21年度末の工事完了に伴い、22年度より長期継続契約(3年)による民間委託とする。	長期継続契約(3年)により安定的な維持管理体制とコスト削減を図る。	H22:▲96 H23:▲96 H24:▲96 累計▲288	1	▲96	▲96	▲96			都市整備部 下水道施設課
1 1 3	道路愛護団体による道路愛護の推進	《平成21年度事業仕分け対応取組》 【たかまつマイロード事業】 道路愛護団体を認定し、作業用ベスト等の貸与や清掃用具等の支給を行う中で、関係者との協議を進め、事業のあり方を検討する。	道路愛護団体を認定し、作業用ベスト等の貸与や清掃用具等の支給を行う。		4	協議推進	検討推進	推進			都市整備部 道路課
1 1 5	管理漁港・管理港の運営および利用促進	【管理漁港】 漁港改良事業完了に伴い、西浦漁港、浦生漁港の施設用地の利用促進を図る。 【管理港湾】 男木港改修事業完了に伴い、利用施設用地の利用促進を図る。	施設用地の利用促進を図る。		4	推進	推進	推進			都市整備部 河港課
1 1 5	老朽市営住宅の入居者の住み替えと住宅の除却	【市営住宅】 老朽市営住宅の入居者の住み替えと住宅の除却 21年度から概ね8年間に老朽化した成合町田中団地(111戸)と勅使町田中団地(109戸)の入居者(79世帯)の住み替えを実施し、用途廃止のうえ、老朽市営住宅の除却を実施する。 ※管理戸数、入居世帯数は平成21年4月1日現在	市営住宅全体の適正管理戸数に向け、用途廃止予定団地の住み替えを推進する。 22～24年度の3年間で30戸の住み替えを実施する。		3	10戸	10戸	10戸			都市整備部 住宅課
1 1 8	自転車等駐車場整備促進事業補助金等の見直し	【自転車等駐車場整備促進事業】 高松市自転車等駐車場整備計画に基づき、商店街振興組合が主体となって行う自転車等駐車場整備事業に対し、管理運営費(空き店舗等の賃借料)の85%を補助金として支出しているが、賃貸借契約日から5年を経過している場合は、賃借料の見直しを求め、経費を削減する。また、新規整備時においても、賃貸借契約期間を短期化を図る。	商店街振興組合と土地所有者との賃貸借契約期間を1年単位に変更し、賃借料の短期見直しを行う。		4	推進	推進	推進			都市計画課 (交通安全対策室)

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内容】	23年度 【計画内容】	24年度 【計画内容】	25年度 【計画内容】		
1 1 12	下水道未接続世帯の解消	下水道整備区域内の未接続世帯へ戸別訪問し、下水道への接続と水洗化の促進に取り組む。	下水道水洗化率(戸数)を90.5%に向上させる。(20年度末水洗化率90.0%)	H22: 1,537 H23: 4,651 H24: 7,840 累計14,028	1	水洗化率(90.3%) 1,537	水洗化率(90.4%) 4,651	水洗化率(90.5%) 7,840		下水道管理課	都市整備部
4 1 2	フラワーフェスティバルの見直し	【フラワーフェスティバル】 本事業は、高松市フラワーフェスティバル実行委員会の主催により、毎年5月4日のみどりの日を含む2日間、「花いっぱいのみちづくり」をテーマに、中央公園において開催する。今後は、毎年サブテーマを設定し、重点取組内容を明確にする。 イベントの内容としては、 ○季節の花の装飾や市民の寄付による特設花壇の設置、学校花壇コンクール参加のさらなる呼びかけを行い、参加校の増加を目指す。 ○緑化相談体制を充実させ、相談件数増加を目指す。 ○緑化推進製品展示(屋上・壁面緑化等)等の充実により実施件数増を目指す。 ○カーテニング教室の充実を図り、参加者を多く受け入れる。 ○花壇展示した鉢花の競り売り形式での販売を検討する。今後とも、植木市、鉢花の配布、ステージイベントなどを開催するなど、イベント全体を通じて、緑化意識の高揚を図る。	20年度実績を基準に、24年度を目標とする。 ○学校花壇コンクール参加:56校(園)→60校(園) ○緑化相談件数を26件→80件 ○カーテニング教室参加者数:63名→100名 ○来場者数を36,000人から40,000人になるよう努める。	H22: ▲1,133 H23: ▲1,133 H24: ▲1,133 累計 ▲3,399	1	▲1,113	▲1,133	▲1,133		公園緑地課	都市整備部



平成22～24年度 重点化による3つの枠組

《 消防局 》

目標効果額	421千円
-------	-------



消防局長

穴田 豊久

所 管 事 務
(1) 消防に関する事項

取 組 項 目	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急手当普及啓発活動の推進に努めます。</li> <li>○ 消防車両等施設維持管理の適正化に努めます。</li> <li>○ 防火安全協会等各種団体の円滑な運営と自立度を高めます。</li> </ul>
「改善継続」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急手当普及啓発活動を積極的に推進するとともに、AEDを使用した応急手当ができる事業所等を認定する制度「まちかど救急ステーション」（仮称）の構築を検討します。</li> <li>○ 消防車両の整備計画について、効率化を図るための見直しを行いつつ、計画的に更新します。 廃棄消防用車両を売却し、421千円の収入増を図ります。</li> <li>○ 消防屯所の整備計画について、地域の実情を踏まえた見直しを行いつつ、計画的に新築・改修等を実施します。</li> <li>○ 消防水利の整備について、地域の特殊性を踏まえた見直しを行いつつ、計画的に整備します。</li> <li>○ 高松地区防火安全協会、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等各種団体の円滑な運営と自立化を促進するため、専従職員を継続して雇用し、自主運営化を図ります。</li> </ul>

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1 3	応急手当普及活動 及啓発活動 事業	《平成21年度事業仕分け対応取組》 多くの人命を救うために必要不可欠な応急手当を広く市民に普及させるため、17万人の普通救命講習受講者および普及員を育成する長期ビジョンの策定を検討するとともに、応急手当指導員資格を有する退職職員を活用し、応急手当普及活動活動を積極的に実施する。 AEDの設置促進や操作方法等について、広く市民に対し普及啓発を行い、救命率の向上を図るため、AEDを使用した適切な応急手当ができる事業所等を認定する制度(AED設置事業所の表示制度「まちかど救急ステーション」(仮称))の構築を検討する。	応急手当指導員資格を有する退職職員を積極的に活用し効果率の普及啓発活動を実施する。		4	普及啓発活動を積極的に推進	普及啓発活動を積極的に推進	普及啓発活動を積極的に推進	普及啓発活動を積極的に推進	消防局 消防防災課	消防局
1 1 12	廃棄消防用車両の売却	廃棄予定の消防用車両を有効活用するため、売却し増収を図る。	廃棄予定の消防用車両を売却する。	H22: 60 H23: 296 H24: 65 合計 421	1	売却見込額 2台分 60	売却見込額 7台分 296	売却見込額 4台分 65	売却見込額 (2台分)	消防局 総務課	消防局
1 2 6	施設維持管理の適正化	①【消防車輛整備】 常備および非常備消防車輛の整備計画について、消防力の効率化を図るための見直しを行いつつ、計画的に更新する。 ②【消防屯所整備】 消防屯所整備計画について、老朽度等緊急度合いや地域の実情を踏まえた見直しを行いつつ、計画的な新築、改修等を実施する。 ③【消防水利の整備】 消防水利の整備について、市街地等の地域の特殊性を踏まえた見直しを行いつつ、防火水槽等を計画的に整備する。	①常備および非常備消防車輛の計画的な更新整備を図る。 ②消防屯所の計画的な新築・改修等を実施する。 ③耐震性防火水槽および消火栓を計画的に整備する。		4	①②③ 見直し 整備	①②③ 見直し 整備	①②③ 見直し 整備	①②③ 見直し 整備	消防局 総務課	消防局
1 4 1	各種団体等 の見直し	高松地区防火安全協会、高松市婦人防火クラブ、高松市幼年消防クラブおよび高松市自主防災組織連絡協議会の円滑な運営と自立化を促進するため、専従事務局長を継続して雇用し、予防課で行っている事務局長の業務負担を軽減するとともに、各種会議、行事等の自主運営化を図る。	自立度を高める。担当職員の事務の軽減を図る。		4	事務職員 の継続雇 用と自主 運営化を 推進する。	事務職員 の継続雇 用と自主 運営化を 推進する。	事務職員 の継続雇 用と自主 運営化を 推進する。	事務職員 の継続雇 用と自主 運営化を 推進する。	消防局 予防課	消防局

平成22～24年度 重点化による3つの枠組

《 水道局 》

目標効果額	109,455千円
-------	-----------



水道事業管理者  
稲垣 基通

所 管 事 務	
(1) 水道事業に関する事項	

取 組 項 目	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財政の健全化：企業債残高の抑制，県水依存率の低減による経費の縮減や，公有財産の有効活用（未利用地の売却，貸付け等），債権回収（水道料金未収金回収の強化）により，収入増と支出削減を図り，より一層の財政の健全化に努めます。</li> <li>○ 経営の効率化：事務事業のアウトソーシング（外部委託化）や組織機構の再編（上水道事業および下水道事業の組織統合），職員数の適正化（第4次水道局職員定員適正化計画の策定を含む。）などにより，各種業務，組織体制，人員の見直しを行い，より一層の事業経営の効率化・合理化を進めます。</li> <li>○ 人材育成の推進：企業職員としての資質向上と意識改革を図るため，水道局人材育成計画を見直し，専門実務研修や専門技術研修など研修内容の充実・整備を図り，人材育成の向上に努めます。</li> <li>○ 広聴広報機能の充実：水道事業経営の透明性や公開性を高めるため，広報紙やホームページなどを活用した財政状況等の公表やお客さま満足度や意見を把握するためのアンケート調査等を実施し，広聴広報機能の充実を図ることにより，開かれた事業運営に努めます。</li> </ul>
「改善継続」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 企業債残高の抑制：起債充当率を起債対象事業費の20%の範囲に抑制することにより，企業債借入総額を減少させるとともに，支払利息の縮減を図り，財政の健全化に努めます。</li> <li>○ 県水依存率の低減による経費の縮減：市民の節水意識の浸透や節水機器の普及等によって，水需要が減少する中で，県水受水契約を見直し，県水受水量を段階的に削減し，県水依存率の低減を図ることにより，3年間で109,455千円の経費削減を目指します。</li> <li>○ 事務事業のアウトソーシング（外部委託化）：公民の役割分担見直しおよびアウトソーシング検討基準や21年度高松市※事業仕分け判定結果を踏まえ，アウトソーシングに適した業務について，お客さまサービスや業務執行の円滑化・迅速化の向上の観点から，導入形態や導入時期を検証し，実現可能なものから順次アウトソーシングを進めていきます。</li> </ul>
「相互連携」 「情報共有」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年4月を目途に，上水道事業と下水道事業の組織統合します。</li> <li>○ 水質検査業務について，設備・機器の有効活用を含め，業務の効率化等の観点から組織横断的に検討します。</li> <li>○ 水道料金の回収率向上を図るため，高額・悪質滞納者の対応等収納対策の強化に努めます。</li> <li>○ 未利用資産の有効活用など，公有財産の有効かつ適正活用の推進に努めます。</li> </ul>

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1 1 2	アウトソーシング(外部委託化)	安定給水の確保やお客さまサービスの向上、経営の効率化のため、公営企業職員が担うべき業務の整理・仕分けを行い、これらの業務の明確化および重点化を図るとともに、各種業務の外部委託や囑託化などアウトソーシングを推進する。	公民の役割分担見直しおよびアウトソーシング検討基準や21年度高松市事業仕分け判定結果を踏まえ、アウトソーシングに適した業務について、お客さまサービスや業務執行の円滑化・迅速化の向上の観点から、外部委託(水道サービス公社への委託を含む)、囑託化など導入形態を検討しつつ、導入時期も考慮しながら、効果的かつ効果的にアウトソーシングを行う。	4		アウトソーシングに適した業務の整理・仕分けと導入形態の検討、実施	アウトソーシングに適した業務の整理・仕分けと導入形態の検討、実施	アウトソーシングに適した業務の整理・仕分けと導入形態の検討、実施	アウトソーシングに適した業務の整理・仕分けと導入形態の検討、実施	経営企画課	水道局
1 1 7	随意契約の見直し	随意契約による契約方法について、他市等先進的取組を参考に、計画的に見直すべき問題を整理し、今後の取組方法について検討する。 現在、各課が所管している施設の維持管理業務や委託業務等の随意契約について、公正な競争性を取り入れるため、市契約監理課等関係課と協議の上、一定の基準を示していく。	21年度 調査・分析 22～25年度検討・実施	4		検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	財務管理課	水道局
1 2 1	企業債残高の抑制	企業債残高の増加は、支払利息の増加となり、財政の硬直化を招くとともに将来負担比率の増加となることから、企業債の借入額を抑制するため、21年度以降も起債の充当率を起債対象事業費の20%の範囲に抑制する。 なお、企業債借入額は、当該年度の企業債償還額の範囲内とする。	起債充当率 ①21年度以降20%を継続する。 ②企業債借入額は、当該年度の企業債償還額の範囲内とする。	3		実施	実施	実施	実施	財務管理課	水道局

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
4	1	2	<p>①県水依存率の目標</p> <p>22年度 県水 58.5% 自己水 41.5%</p> <p>23年度 県水 58.4% 自己水 41.6%</p> <p>24年度 県水 58.3% 自己水 41.7%</p> <p>25年度 県水 58.1% 自己水 41.9%</p>	<p>H22: ▲ 23,455</p> <p>H23: ▲ 36,485</p> <p>H24: ▲ 49,515</p> <p>累計 ▲109,455</p>					浄水課	水道局	
4	1	2	<p>②県水受水量削減に伴う経費削減</p> <p>22年度から24年度までの3年間で ▲109,455の経費削減達成を目指す。</p>		1						



平成22～24年度 重点化による3つの枠組

《 教 育 部 》

目標効果額	2, 945千円
-------	----------



教育部長  
富田 繁

所 管 事 務	
(1) 教育委員会の会議に関する事項	(2) 学校教育に関する事項
(3) 社会教育に関する事項	(4) 学校, 社会教育の教育機関に関する事項
(5) 学校給食に関する事項	(6) 文化財に関する事項
(7) 人権教育に関する事項	

取 組 項 目	
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高松市独自の就学前子ども育成の在り方について検討を進めます。</li> <li>○ 債権回収の取組など収入増対策を進めます。</li> <li>○ 施設の効率的・効果的な運営および利用率の向上に取り組みます。</li> <li>○ 受益者負担の適正化, 見直しを行います。</li> </ul>
「改善継続」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 図書館に宣伝用パンフレットラックを設置することにより, 1, 200千円の収入増を図ります。</li> <li>○ 新設統合校において電力契約の見直しを行い, 850千円の削減を図ります。</li> <li>○ 生涯学習センターで開催する講座について, 受講者から応分の負担を求める等の見直しを行い, 285千円の収入増を図ります。</li> </ul>
「相互連携」 「情報共有」 取組項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼稚園・保育所の一体化の検討を進め, 双方の良さを取り入れた質の高い保育や, 多様な保育ニーズに応えた就学前教育の充実を図るなど, 良質な公共サービスを効果的・効率的に提供できるよう努めます。</li> <li>○ 入学準備金貸付金における未償還金の早期回収を図るため, 収納対策の強化に努めます。</li> <li>○ 生涯学習センター, 歴史資料館, 菊池寛記念館, 図書館等の集客率, 施設利用率を高めるため, イベント・コンベンション等の実施地域内の市有施設や, 関連イベント等との連携を図ります。</li> </ul>

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 内容】	23年度 【計画内 内容】	24年度 【計画内 内容】	25年度 【計画内 内容】		
1 1 5	施設の効率的運営および利用率等の向上	《平成21年度事業仕分け対応取組》 【生涯学習推進事業】 生涯学習センターは、全市的な生涯学習の拠点施設であることから、市民の学習機会や学習情報の提供を図るとともに、市民や市民団体に学習成果の発表の場を提供するほか、事業仕分けの結果を受け、民間活用拡大や市民等との協働に向け、更なる工夫に努める。	開催講座等の延べ回数を326回/年にする。 このうち、市民等との協働による講座開催数を93回/年にする。		3	300回 (83)	315回 (88)	326回 (93)	330回 (95)	生涯学習課 (生涯学習センター)	教育部
1 1 7	新設統合校の電力契約の見直し	施設・設備等の関係で、現在の学校では学校本体の電力と学校開放用の電力を別途契約しているが、新設統合校の建設に伴い、契約を一本化し、学校開放に係る電気料金の縮減を図る。	高松第一学園および新番丁小学校の、それぞれの建設時に、電力契約を一本化し、開校後の学校開放に係る電力料金の縮減を図る。 従来の方式と比較して、1校当たり年間約17万円の縮減を図る。 ①高松第一学園 22年度から、実施する。 ②新番丁小学校 22年度から、実施する。	H22: ▲ 170 H23: ▲ 340 H24: ▲ 340 累計 ▲ 850	1	①工事 実施▲85	① 実施▲170	① 実施▲170		総務課 (新設統合校整備室)	教育部
1 1 11	受益者負担の適正化	【生涯学習センター】 生涯学習センターで開催する講座については、可能な限り受益者負担の原則や市民負担の公平性の観点から、主催する講座について受講者から応分の負担を求め、受講料の増収に取り組む。	受講料収入額を1,000千円にする。	H22: 95 H23: 95 H24: 95 累計 285				95	95	生涯学習課 (生涯学習センター)	教育部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
 3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1	12 収入増対策 (広告料)	自主財源確保策の一環として、新たな広告掲載方法として、宣伝用パンフレットラックを設置することにより、広告料収入を確保する。 また、その他の媒体を活用した広告掲載についても検討を進める。	パンフレットラックを設置する。	H22: 400 H23: 400 H24: 400 累計 1,200	1	400	400	400		中央図書館	教育部
4	1 2 教育委員会 行事に係る 主催団体の 教育委員会 から各団体 および近隣町 との共同開 催	中学校体育大会(総合体育大会、新入大会、駅伝大会等)等の行事について、より効率的な運営を図るため、三木町、直島町との共同開催および教職員の研究団体への実施主体の移行について検討し、体制の整ったものから移管する。 また、小学校体育大会(陸上記録会、水泳記録会)についても、教職員の研究団体への実施移管について検討し、体制の整ったものから移管する。	中学校体育大会に ついては、21年度か ら可能な大会を三木 町、直島町との共同 開催を実施し、23年 度までに体制を整備 し、23年度から段階 的に高松市地区中 学校体育連盟に実 施主体を移管する。	H22: ▲ 200	1	▲ 200	検討	検討	検討	保健体育課	教育部
4	1 2 高松市民大 学・屋島カ レッジ関係 事業の見直 し	【高松市民大学・屋島カレッジ開催事業】 市民の教養を高め、生涯学習の一助とするとともに、地域文化の振興を図るため、高松大学との共催により、各種講演会を開催する。 また、歴史や文化、自然、観光などの視点で屋島をあらためて見つめなおし、市民にそのよさを再認識してもらうため、高松大学との共催により、屋島に因んだ各種講演会を開催する。 共催負担金の見直しをする。	共催負担金の見直 しをする。 生涯学習センター を会場とすることで 会場費分を削減す る。	H23: ▲ 100 H24: ▲ 100 累計 ▲ 200	1	▲ 100	▲ 100	▲ 100		生涯学習課 (生涯学習 センター)	教育部

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
4 1	市民参画促進事業の見直し	<p>【市民参画促進事業】</p> <p>①市民参画促進委託事業 現代的課題に関する講座等の開催をセンター主催事業の受託実績のある市民グループに委託する事業 委託料限度額の見直しをする。</p> <p>②センター遊友塾事業 市民グループから公募し、企画・立案したに現代的課題に関する講座等を実施する機会を提供するとともに、必要な経費の一部を補助する事業。 補助金限度額の見直しをする。</p>	<p>①委託料限度額の見直し</p> <p>②補助金限度額の見直し</p>	<p>①H23: ▲15 H24: ▲15 累計 ▲30</p> <p>②H23: ▲50 H24: ▲50 累計 ▲100</p>	1	▲65	▲65			生涯学習課 (生涯学習センター)	教育部
4 1	開放講座事業の見直し	<p>【開放講座事業】</p> <p>高松第一高等学校の教諭等が同校の特色をいかした開放講座を実施することにより、団塊の世代を含む市民の地域社会での生涯学習活動参画の一助とする。 教諭による講座資料の手作りなど負担が大きく、受入れ可能な受講者数も少数で限界があることや「団塊の世代」活躍プランに掲載されている計画期間(20~22年度)が終了することから23年度で廃止する。</p>	<p>「団塊の世代」活躍プランで22年度までのプランとなり、23年度からは廃止する。</p>	<p>H23: ▲40 H24: ▲40 累計 ▲80</p>	1	▲40	▲40			高松第一高等学校	教育部

平成22～24年度 重点化による3つの枠組

## 《 監 査 事 務 局 》

目標効果額	一千円
-------	-----



監査事務局長

小泉 康裕

## 所 管 事 務

地方自治法の規定に基づき、市の財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理のほか、市の執行機関の権限に属する事務全般について、法令等に従って適正かつ効率的に処理されているかどうかについて監査を実施する。

## 取 組 項 目

取組概要	定期監査および行政監査の実施に併行し、より一層、行財政改革に係る事務の監査に取り組みます。
「改善継続」 取組項目	各部局の定期監査実施時に、適宜、行財政改革計画に登載されている項目について、その進捗状況や目標達成に向けたビジョンをたずねることで、担当部局の行財政改革計画への注意喚起を促すとともに、必要があると認めた場合は監査委員の意見も付します。

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
 3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み					所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】			
4	1	「最少の経費で最大の効果」および「組織および運営の合理化等」の趣旨にのっとり事業が行われているかどうか、また、適法性、効率性および妥当性の観点に留意し、一層、行財政改革の推進に資する監査に取り組む。	各部署の行財政改革計画に登載されている項目について、その進捗状況等を質すとともに、より行財政改革の視点に立つた監査に取り組む。		4	推進	推進	推進			監査課	監査事務局
2	監査機能の強化					推進						

平成22～24年度 重点化による3つの枠組

## 《 選挙管理委員会 》

目標効果額	一千円
-------	-----



選挙管理委員会事務局長

池内 保

所 管 事 務	
各種選挙の管理執行に関する事項	

取 組 項 目	
取組概要	選挙事務について、原則、市職員を投・開票事務のそれぞれに委嘱し、実施しているが、職員数の減少により、投・開票事務に重複配置している状況にあることから、職員の健康管理上の問題を解決するため、今後、選挙事務の一部について、人材派遣等の活用を検討します。
「改善継続」 取組項目	選挙事務の中でまず、投票事務の一部について人材派遣等の活用を検討します。

第5次行財政改革計画 実施項目一覧

【区分】1 効果額目標が設定されている 2 年度末に効果額が算出される  
 3 効果額以外の数値目標を設定している 4 数値等の目標設定ができない

体系番号	実施項目名	実施内容(概要)	個別目標	効果額目標 (千円)	区分	実施年度・内容と効果額見込み				所属	部局
						22年度 【計画内 容】	23年度 【計画内 容】	24年度 【計画内 容】	25年度 【計画内 容】		
1	1	現在の選挙事務については、原則として市職員を投票事務、開票事務のそれぞれに委嘱し、実施しているが、職員数の減少により、投・開票事務に重複して配置せざるを得ない状況にある。 職員数の減少の状況に対応し、今後の選挙事務の一部について、人材派遣等の活用を検討する。	選挙事務の中でまず、投票事務の一部について人材派遣等の活用を検討する		4	検討	検討・実施	検討・実施	実施	選挙課	選挙管理委員会事務局
	2					外部委託等 民間活力の 導入					

## 2 相互連携

複数の部署が、個別単独で実施している同一・類似の事業や改革の取組について、組織横断的に相互連携することで、資源（人，財）の有効活用を図ります。

また、効率的で実効性のある運用を図るため、プロジェクト管理制を採用します。

◎ 第3章2 改革推進を支援する取組 28P参照

### 相互連携一覧

種別	項番	取組項目名	リーダー
連携を開始しているが、より強化して実施する項目	連携1	幼稚園・保育所一体化	保育課， 学校教育課
	連携2	上下水道事業の組織統合	下水道管理課， 経営企画課
	連携3	収納対策の連携強化	納税課
	連携4	公有財産の有効活用	財産活用課
	連携5	地域行政組織の在り方等の検討	人事課行政改革 推進室
新たに連携を行う項目	連携6	重複した交通施策の見直し	交通政策課
	連携7	水質検査業務の連携	経営企画課
	連携8	施設維持管理の適正化	財産活用課
	連携9	公益法人制度改革への対応	人事課行政改革 推進室
	連携10	非常勤嘱託職員の報酬等管理の連携	人事課
	連携11	講座・セミナー，イベント内容の見直し	人事課行政改革 推進室
	連携12	施設利用（率）向上対策	観光振興課

項番	連携1	項目名	幼稚園・保育所一体化			
リーダー	保育課，学校教育課					
主な関係課	人事課					
取組概要	<p>平成21年4月に設置した高松市就学前子ども育成庁内検討委員会において，高松市独自の就学前子ども育成のあり方について検討を進め，保護者の多様な保育ニーズに応え，就学前子ども育成の充実および家庭や地域社会の子育て力の向上を図ります。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象施設や実施時期，提供サービスについて</li> <li>② 職種の異なる保育士と幼稚園教諭の配置や給与，勤務体制</li> <li>③ 保育時間，預かり保育，給食など幼保一体化施設の運営</li> </ul>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	①②③	検討				
			随時実施			
備考	<p>関係要綱 高松市就学前子ども育成庁内検討委員会設置要綱</p>					

項番	連携2	項目名	上下水道事業の組織統合			
リーダー	下水道管理課，経営企画課					
主な関係課	下水道施設課，下水道建設課，財務管理課，お客さまセンター，水道整備課，給水維持課，浄水課					
取組概要	<p>高松市上下水道統合推進委員会および同委員会専門部会において，組織統合についての検討を進め，平成23年4月を目途に，下水道事業への*地方公営企業法の全部適用に併せて，上水道事業と下水道事業の組織を統合します。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 窓口の統合等市民サービスの向上</li> <li>② 組織・業務執行体制の再編</li> <li>③ 庁舎の在り方</li> <li>④ 経営の効率化</li> </ul>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	①②③④	準備作業	組織統合			
備考	<p>関係要綱等</p> <p>高松市上下水道統合推進委員会設置要綱</p> <p>専門部会</p> <p>お客さまサービス専門部会，組織再編専門部会，庁舎検討専門部会，OA統合専門部会，経営の効率化専門部会，危機管理体制専門部会，水行政・環境対策専門部会</p>					



項番	連携4	項目名	公有財産の有効活用			
リーダー	財産活用課					
主な関係課	地域政策課，教育部総務課新設統合校整備室，学校教育課，財務管理課					
取組概要	<p>※普通財産で未利用等になっている土地，※行政財産のうち土地，建物について，有効かつ適正な活用の推進を図ります。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <p>① 健全な公共施設の管理運営の推進</p> <p>② 適切な貸付等による未利用資産の有効活用</p> <p>③ 公募による未利用地の売却処分など積極的な整理</p> <p>④ 売却条件，売却価格の設定</p>					
実施時期	①②③④	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
		検討・実施				
備考	<p>関係要綱等</p> <p>高松市公共施設管理運営基準</p> <p>高松市公有財産有効活用等検討委員会設置要綱</p> <p>高松市未利用財産有効活用基本方針</p> <p>高松市主要施設コスト計算書一覧表</p> <p>学校跡地・跡施設利用基本計画</p>					

項番	連携5	項目名	地域行政組織の在り方等の検討			
リーダー	人事課行政改革推進室					
主な関係課	企画課，地域政策課，総務課，人事課，財政課					
取組概要	<p>地域を取り巻く環境の変化を踏まえ，支所・出張所，コミュニティセンター等地域行政組織の在り方について，「本庁－総合支所－出先機関」の三層構造を前提に，全庁的な観点から検討を進めます。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合支所計画策定</li> <li>② 地域との協議，パブリックコメント</li> <li>③ 実施計画策定，移行準備</li> </ul>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	①	策定 →	公表			
	②		協議・調整 →			
	③			策定 →	公表	
備考	<p>関係要綱 高松市地域行政組織のあり方等検討プロジェクトチーム設置要綱</p>					

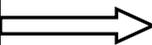
項番	連携6	項目名	重複した交通体系の見直し			
リーダー	交通政策課					
主な関係課	地域政策課，保育課，高松市民病院塩江分院，学校教育課					
取組概要	<p>コミュニティバス，病院患者輸送バス，スクールバスなど，市の交通施策が重複している地域の交通体系の方向性について，利用者の利便性に考慮した持続可能かつ効率的な運用を検討し，方針を取りまとめます。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <p>① 塩江地区の新たな交通体系の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他市状況調査，利用者等アンケート調査</li> <li>・ 関係機関との協議</li> </ul> <p>② 他の重複実施している交通施策統合の可能性</p> <p>③ 地域住民が主体となった運行方式への変換（市全域）</p>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	①	調査・協議	実施			
②		検討		方針取りまとめ		
	③	調査	検討・協議			
備考	<p>① 対象地区と重複施策</p> <p>地区：塩江町地区</p> <p>施策：塩江町コミュニティバス，塩江病院患者輸送バス，塩江・安原小学校スクールバス，塩江保育所送迎バス</p> <p>【平成21年度事業仕分け対応取組（塩江病院患者輸送バス運行事業）】</p>					

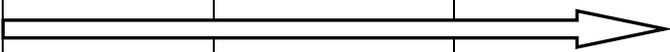
項番	連携7	項目名	水質検査業務の連携			
リーダー	経営企画課					
主な関係課	生活衛生課，環境指導課，下水道施設課					
取組概要	<p>各所属で実施している関係法令に基づく水質検査業務を，検査設備・機器の有効活用を含め，業務の効率化・合理化や経費の縮減等の観点から，連携して取り組むための検討を行い，連携することが可能なものから実施します。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <p>① 連携の拡大 関係法令の調査，検査目的・項目，使用機器の把握等</p> <p>② 検査業務の一元化（検査部門の独立）</p>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	①	検討	検討・準備	随時実施		
	②		検討			
備考	<p>平成23年4月上下水道事業組織統合予定</p> <p>【平成21年度事業仕分け対応取組】</p>					

項番	連携8	項目名	施設維持管理の適正化		
リーダー	財産活用課				
主な関係課	企画課，財政課，契約監理課技術検査室，道路課，河港課，公園緑地課，下水道管理課，下水道施設課，建築課，住宅課				
取組概要	<p>公共施設について，更新時期や老朽化状況を把握し，※ライフサイクルコストの縮減を図るため，※長寿命化計画を策定するとともに，効率的な施設管理，予算配分を図る一連の仕組みを構築します。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象施設の抽出</li> <li>② 施設台帳・資産管理の整備徹底とライフサイクルコスト算出の促進</li> <li>③ 長寿命化計画の策定</li> <li>④ 長寿命化計画と予算等との連携</li> </ol>				
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	①	検討		拡大	
	②	徹底，促進			
	③	随時策定			
	④			検討	
備考	<p>策定予定の長寿命化計画等</p> <p>橋梁長寿命化修繕計画(H23)</p> <p>下水道管渠長寿命化計画(H22：順次区域を拡大)</p> <p>下水道施設長寿命化計画(H23)</p> <p>漁港施設機能保全計画(H25)</p> <p>漁港施設維持管理計画(H24)</p> <p>公園施設長寿命化計画(H22)</p> <p>市営住宅長寿命化計画(H23)</p>				

項番	連携9	項目名	公益法人制度改革への対応			
リーダー	人事課行政改革推進室					
主な関係課	国際文化振興課，国際文化振興課都市交流室，スポーツ振興課，人事課，財政課，健康福祉総務課，観光振興課，公園緑地課，経営企画課，保健体育課					
取組概要	<p>外郭団体のうち，*特例民法法人に該当する団体について，平成25年11月末までに*<sup>1</sup>新しい公益法人制度への移行を完了させるため，事業実施体制の充実を図るとともに，該当団体の在り方について組織的に検討を行います。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <p>① 移行種別 一般財団法人，公益財団法人の選択</p> <p>② 移行時期</p> <p>③ 統廃合</p>					
実施時期	①②③	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
		移行対応	随時移行			
備考	<p>対象団体                  (財)高松市文化芸術財団，(財)高松市国際交流協会                  (財)高松市スポーツ振興事業団，(財)高松市福祉事業団                  (財)高松観光コンベンション・ビューロー                  (財)高松市花と緑の協会，(財)高松市学校給食会                  (財)高松市水道サービス公社</p> <p>*<sup>1</sup> 新しい公益法人制度(公益法人制度改革)：民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し，民による公益の増進に寄与するとともに，主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決するため，平成20年12月に関連法案が施行されました。</p>					

項番	連携10	項目名	非常勤嘱託職員の報酬等管理の連携		
リーダー	人事課				
主な関係課	保育課, 出納室, 学校教育課				
取組概要	<p>各所属で実施している非常勤嘱託職員の報酬および保険料の支出など、報酬等の管理事務に関して、人事課への一元化や各所属との連携を図ることにより、事務処理を効率化します。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <p>① 連携範囲</p> <p>② 報酬等管理の一元化</p> <p>③ 給与計算システムの導入</p>				
実施時期	①②	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		検討			
	③		導入, 随時実施	拡大実施	
備考	<p>連携予定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報酬支出事務</li> <li>・ 社会保険関係事務</li> <li>・ 労働保険関係事務</li> <li>・ 住民税関係事務</li> <li>・ 所得税関係事務</li> <li>・ 予算, 決算資料作成事務</li> </ul>				

項番	連携11	項目名	講座・セミナー，イベント内容の見直し			
リーダー	人事課行政改革推進室					
主な関係課	全庁					
取組概要	<p>平成21年度に実施した*事業仕分けの結果を基に，廃止することとした「高松市民健康まつり」を見直しの事例として，事業実施の目的，必要性を明確にし，民営化，*協働の推進，類似事業の統廃合等，更なる検討を行います。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の必要性，目的</li> <li>② 事業実施の方向性</li> <li>③ 関連機関との協議</li> </ul>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	①，②	検討 				
	③		実施 			
備考						

項番	連携12	項目名	施設利用(率)向上対策			
リーダー	観光振興課					
主な関係課	国際文化振興課, スポーツ振興課, 市民文化センター, 美術館美術課, 生涯学習課, 生涯学習センター, 文化財課, 中央図書館					
取組概要	<p>市民等が、直接利用する施設について、利用者の増加、運用コスト削減の観点から、イベント・*コンベンション開催、貸館業務の連携や成果を上げた取組情報の共有など、組織横断的に検討を行います。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <p>① 施設利用者の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント・コンベンションの効果的実施のための連携（開催時期・内容の調整）</li> <li>・ イベント情報の共有、市民への提供などに係る連携</li> </ul> <p>② 貸館利用の増加</p> <p>公共施設予約システムの活用等による他施設の紹介などの連携</p>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	①②	検討・実施				
						
備考	<p>連携例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 瀬戸内国際芸術祭関連イベント等との連携</li> <li>・ 塩江地区イベント等と奥の湯温泉等同地区内市有施設との連携</li> <li>・ 庵治地区イベント等と純愛の聖地庵治との連携</li> <li>・ 観光振興課関連イベント等と実施地域内市有施設や、他課の関連イベント等との連携 など</li> </ul>					



### 3 情報共有

組織全体で、常時利用する情報、定期的に必要となる情報等を、データベース化し共有することにより、内部資料作成の重複処理の回避や、市民等へのわかりやすい情報提供の推進に努めます。

また、効率的で実効性のある運用を図るため、プロジェクト管理制を採用します。

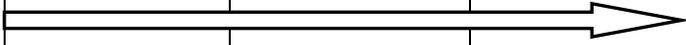
◎ 第3章2 改革推進を支援する取組 28P 参照

#### 情報共有一覧

種別	項番	取組項目名	リーダー
データの共有	共有 1	内部（庁内）横断的データベースの構築	総務課 （総務部）
	共有 2	職業相談・紹介事業の連携	こども未来課
部内（庁内） 他計画等との 情報共有	共有 3	職員数の適正化管理	人事課
	共有 4	電子市役所の構築管理	情報政策課
	共有 5	指定管理者制度の運用	財産活用課
分かりやすい 情報の公表	共有 6	広聴機能の強化	広聴広報課
	共有 7	広報機能の強化（ホームページの充実）	広聴広報課

項番	共有1	項目名	内部（庁内）横断的データベースの構築			
リーダー	総務課（総務部）					
主な関係課	企画課，人事課行政改革推進室，情報政策課，総務調査課					
取組概要	<p>内部資料作成のための庁内照会依頼，回答，編集等の重複処理を回避，簡素化する仕組み（データベース化）を構築し，事務効率の改善を図ります。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <p>① 定期的・全庁的に利用する情報のデータベース化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「事務に関する調」，「市政概況」の作成処理の効率化の検討，データベース化</li> <li>まちづくり戦略計画，行財政改革計画の進行管理の効率化の検討，データベース化</li> </ul> <p>② データベース化の推進・拡張</p>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	①	検討・構築	実施			
	②		推進・拡張			
備考						

項番	共有2	項目名	職業相談・紹介事業の連携			
リーダー	こども未来課					
主な関係課	人権啓発課，障がい福祉課，生活福祉課，商工労政課					
取組概要	<p>職業紹介や就労相談関係の情報を共有することで，迅速で効果的な紹介・相談業務を行うとともに，類似事務の連携等を行うことで，事務の効率化を図ります。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 情報の共有</li> <li>② 相談・紹介業務の運用ルールの策定</li> <li>③ 類似事務の連携</li> </ul>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
	①	検討 ⇒				
	②		検討 ⇒	実施		
	③		検討・実施 ⇒			
備考	ハローワーク等他機関とのすみ分けを明確にし，連携方法等を検討する。					

項番	共有3	項目名	職員数の適正化			
リーダー	人事課					
主な関係課	人事課行政改革推進室					
取組概要	<p>「※高松市職員数の適正化計画」と「第5次高松市行財政改革計画」の進行管理等重複していた事務を，情報共有することで一元管理し，事務処理の効率化を図ります。</p> <p>主な検討・実施内容 進捗管理：人事課 公表：人事課行政改革推進室（第5次高松市行財政改革計画で行う。）</p>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
		検討・実施				
備考						

項番	共有4	項目名	電子市役所の構築			
リーダー	情報政策課					
主な関係課	人事課行政改革推進室					
取組概要	<p>「※高松市情報化推進計画」と「第5次高松市行財政改革計画」の進行管理等重複していた事務を、情報共有することで一元管理し、事務処理の効率化を図ります。</p> <p>主な検討・実施内容 進捗管理：情報政策課 公表：人事課行政改革推進室（第5次高松市行財政改革計画で行う。）</p>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
		検討・実施				
備考						

項番	共有5	項目名	指定管理者制度の運用			
リーダー	財産活用課					
主な関係課	人事課行政改革推進室					
取組概要	<p>「高松市<sup>※</sup>公の施設指定管理者制度導入実施計画」等と「第5次高松市行財政改革計画」の進行管理等重複していた事務を，情報共有することで一元管理し，事務処理の効率化を図ります。</p> <p>主な検討・実施内容 進捗管理，公表：財産活用課（一括管理）</p>					
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
		検討・実施				
備考	<p>行政改革視点での公表については，広報機能の強化（120P項番「共有7」参照）取組で対応</p>					

項番	共有6	項目名	広聴機能の強化		
リーダー	広聴広報課				
主な関係課	行政改革推進室，情報政策課，財産活用課				
取組概要	<p>ホームページ，電子メール，FAXによる問合せ対応の充実を図る中で，電話応答を含んだ問合せ窓口の一元化について，事務効率，サービス向上の両面から検討します。</p> <p>また，*パブリックコメントについては，効率的な運用と併せて，参加者の増加策を検討します。</p> <p>主な検討・実施内容</p> <p>① FAQ（よくある質問とその回答を集めたもの）の充実等 FAQの基となる業務マニュアル作成・充実，促進 業務マニュアルからFAQへの変換手法等の検討</p> <p>② 電話応答の一元化 電話応答システムの効果的な活用策についての調査 電話応答業務の外部委託化の検討</p> <p>③ パブリックコメントの運用の充実 実施マニュアルの充実</p>				
実施時期		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	①	充実・促進			
	②		検討		
	③	充実			
備考					

項番	共有7	項目名	広報機能の強化（ホームページの充実）			
リーダー	広聴広報課					
主な関係課	企画課，人事課行政改革推進室，情報政策課					
取組概要	<p>ホームページ（HP）のリニューアルを推進する中で，各課で作成しているホームページを，企画的側面，行革的側面などの性質別に体系化（HP総合窓口化）し，より効果的な情報発信に努めます。</p> <p>HP総合窓口の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 総合（まちづくり戦略）計画（企画的側面）窓口 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重点取組実施課リンクなど</li> </ul> </li> <li>② 財政状況等（行革的側面）窓口 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政状況，人事・給与，行革取組・相互連携への窓口</li> <li>・ 評価（事務事業・外部・事業仕分け）関連への窓口</li> <li>・ 市税，使用料等の収納対策状況への窓口</li> <li>・ 委託契約一覧窓口</li> <li>・ 主要施設の概要・利用状況・維持管理状況等への窓口</li> </ul> </li> </ul>					
実施時期	①②	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
		検討・実施				
備考	<p>関連要綱等</p> <p>「もっと高松」リニューアル推進チーム設置要綱</p>					

◎ 事業仕分け関連取組項目

事業仕分け関連取組項目		事業仕分けを実施した事業に係る計画期間中の取組		今後の進め方 (今後の方針, 今後の取組予定)	H22～H24 目標額等	関連 ページ	担当部局 (担当所属)
事業名	高松市ボランティア・市民活動センター管理運営業務委託事業	事業仕分け結果	取組の方向	高松市ボランティア・市民活動センターの管理運営については、平成21年の事業仕分けにおいて、NPOの自主性や専門性を生かした民間化とすることが適切であるとの判断がなされたことから、センターが行う人材養成や専門相談に係る事業については、NPOの独創性や柔軟性をより生かせることができると見込まれるため、現在の委託事業から補助事業へと見直しを行います。 また、センターは、小学校跡施設への移転を検討します。	同センターの効率的運営に努めます。	改善 継続 37	市民政策部 (地域政策課 市民協働推進 室)
事業名	塩江ケーブルテレビ事業	事業仕分け結果	取組の方向	塩江地区は従前からテレビの難視聴地区であったため、約7割の世帯がデジタル放送移行への対応や、民間での整備が期待できない高速度インターネットへの対応などの課題を解消するため、合併前の平成16年6月に、公設によるケーブルテレビの整備を行い、サービスを開始しました。 現状、6業務において業務を委託し、民間活用を図ってきたところですが、事業仕分けの結果を踏まえ、更なる拡大に努めるとともに、機器・設備等の老朽化が進む中、今後当該事業を継続していくため、より一層効率的な事業運営について検討を行います。	事業を開始して10年となる平成26年度が耐用年数を迎えることになり、24年度までに塩江ケーブルテレビ事業が安定的に継続していくよう、効率的な運営計画を作成します。	改善 継続 49	総務部 情報政策課
事業名	高松市民健康まつり	事業仕分け結果	取組の方向	今後、地域全体に健康づくりに意識を広げていくためには、身近な場所での協働により効果的な事業を実施できるよう企画・運営することとし、高松市民健康まつりの実施については、事業仕分けの判断の主旨を勘案して、平成22年度以降廃止します。	H22: ▲640 H23: ▲640 H24: ▲640 累計 ▲1,920	改善 継続 60	健康福祉部 保健センター
事業名	塩江病院患者輸送バス運行事業	事業仕分け結果	取組の方向	より効率的な事業運営の観点から、山間・へき地医療や患者の利便性の維持・向上などを踏まえ、現行の諸課題を整理するとともに、住民・利用者等へのアンケート調査などの実施のほか、塩江地区地域審議会等との協議を行います。 また、コミュニティバス、スクールバスなどの塩江地区で重複している交通体系との見直しを図り、利用者の利便性に考慮した持続可能なかつ効率的な運用を検討します。	企画課交通政策室等関係課と連携し、新たな交通体系の方向性を踏まえ実施を指します。	相互 連携 105	病院部 塩江病院事務局
事業名	水質検査業務	事業仕分け結果	取組の方向	平成22年度から環境指導課水質検査室で実施している検査業務を委託し、業務の効率化を図ります。	水道局(経営管理課)等関係課と連携し、検討します。	相互 連携 106	環境部 環境指導課

事業仕分け関連取組項目  
 事業仕分けを実施した事業に係る計画期間中の取組

事業名	事業仕分け結果	取組の方向	今後の進め方（今後の方針、今後の取組予定）	H22～H24 目標額等	関連 ページ	担当部局 (担当所属)
高松市勤労者福祉共済事業	民営化	市実施 (民間活用 拡大・市民 等との協働 化)	・仕分け作業においてコオーディネーターから、この事業における「民営化」とは、公費負担を「0」にすることであるとの明確な発言があったことから、今後は公費負担の削減を図ります。 ・具体的対策として、経費の前減、加入促進員の配置等による新規加入者の確保、掛金増額の検討、給付事業の給付額・福利事業補助額の見直し、広告収入、折込手数料収入、物販事業等収益事業の拡大を図ります。 ・経費のかかからない、被共済者証の提示だけで割引が受けられる施設の増加等により、加入者の満足感を得られるよう、サービスの質の向上を図ります。	H22: ▲300 H23: ▲300 H24: ▲300 累計 ▲900	改善 継続 79	産業経済部 商工労政課
たかまつマインド事業	民営化	市実施 (民間活用 拡大・市民 等との協働 化)	道路愛護団体を認定し、作業用ベスト等の貸与や清掃用具等の支給を行う中で、関係者との協議を進め、事業のあり方を検討します。		改善 継続 82	都市整備部 道路課
応急手当普及啓発活動事業	市実施 (民間活用 拡大・市民 等との協働 化)	市実施 (民間活用 拡大・市民 等との協働 化)	多くの人命を救うために必要不可欠な応急手当を広く市民に普及させるため、17万人の普通救命講習受講者および普及員を育成する長期ビジョンの策定を検討するとともに、応急手当指導員資格を有する退職職員を活用し、応急手当普及啓発活動を積極的に実施します。AEDの設置促進や操作方法等について、広く市民に対し普及啓発を行い、救命率の向上を図るため、AEDを使用した適切な応急手当で済む事業所等を認定するため、AED設置事業所の表示制度「まちかど救急ステーション」（仮称）の構築を検討します。		改善 継続 86	消防局 消防防災課
未納水道料金等回収事業	市実施 (民間活用 拡大・市民 等との協働 化)	市実施 (民間活用 拡大・市民 等との協働 化)	滞納整理システムの導入により、センター職員が滞納者情報を共有化し、係間の連携強化とともに収納業務の円滑化を図ります。 また、高額・悪質滞納者には、複数職員による休日・夜間訪問を実施するとともに、高額・悪質滞納者など特に悪質な滞納者には、迅速かつ厳正な停水執行を実施します。		相互 連携 102	水道局 お客さまセンター
生涯学習推進事業	市実施 (民間活用 拡大・市民 等との協働 化)	市実施 (民間活用 拡大・市民 等との協働 化)	生涯学習センターは、全市民的な生涯学習の拠点施設であることか、市民の学習機会や学習情報の提供を図るとともに、市民や市民団体に学習成果の発表の場を提供するほか、事業仕分けの結果を受け、民間活用の拡大や市民等との協働に向け、更なる工夫に努めます。		改善 継続 92	教育部 生涯学習センター 生涯学習課

# 《 第 5 章 》

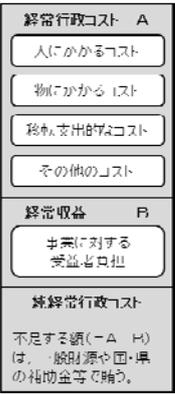
## 各 種 資 料

**用語解説**

用語	解説	初出ページ
あ行		
アセットマネジメント	<p>資産 (asset) を効率よく管理・運用 (management) すること。</p> <p>公共インフラを効率よく管理し、低コストで維持・補修・新築していくこと。</p>	4
新しい公共	<p>公共サービスを行政だけでなく、市民や地域コミュニティ協議会、NPO、企業など多様な主体が、その特性を活かし、新たに公共サービスの提供を担っていくという考え方。</p> <div data-bbox="550 891 1241 1294" data-label="Diagram"> <p>The diagram illustrates the concept of '新しい公共空間' (New Public Space) as a central area where '企業' (Enterprise) and '市民' (Citizens) interact. '企業' is associated with '利潤追求活動' (Profit-seeking activities) and 'アウトソーシング' (Outsourcing). '市民' is associated with '私的活動' (Private activities) and '地域協働' (Regional collaboration). The central '新しい公共空間' is supported by '行政' (Administration) and includes '多様な任用形態' (Diverse employment forms) such as '高度・専門知識を有するICT担当職員の登用など' (Employment of ICT staff with high-level and specialized knowledge, etc.) and '多様な勤務形態' (Diverse work forms) such as '高齢者の再任用など' (Re-employment of the elderly, etc.). Other elements include '法務・企画など' (Legal/Planning, etc.) and '公共' (Public).</p> </div> <p>これまでの、公共サービスはもっぱら行政により提供されるものと考えられており、「公共」の範囲と行政により提供されるサービスの範囲は、おおむね一致していました。しかしながら、人口減少や少子・超高齢社会の進展、地域主権型社会への転換など、社会構造が大きく変化する中で、「公共」の守備範囲が拡大する一方で、経営資源の制限(限界)等により、行政で対応し得る範囲が縮小するため、「公共」の範囲と行政により提供されるサービスの範囲に相当のズレが生じてきています。このようにして生じた「ズレ」の領域についても、あくまで「公共」の領域であることに変わりはなく、この領域のサービスが提供されないとすることはできません。この部分について、行政が一定の関わりを持ちつつ、新たに民間企業や市民、地域コミュニティ協議会、NPOが担うことによって、従来の行政のやり方だけでは対応できなくなってしまった領域や内容のサービス提供が可能となります。</p> <p>出展：「分権型社会における自治体経営の刷新戦略ー新しい公共空間の形成を目指してー」(分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会)</p>	6

用 語	解 説	初 出 ページ
一般会計	市の会計の一つで、最も中心となる会計のこと。 行政運営の基本的な経費を網羅して計上。 一般会計とは別に特別会計，企業会計がある。	2
医療クランク	病院勤務医の負担を軽減するために，医師の事務作業を補助する職員のこと。	6 7
インセンティブ	人や組織に行動を促す動機付けのことを意味し，意欲を刺激することで，特に目標を達成したときなどに与える報奨のこと。	2 1
N P O	自発的，公益的，非営利性のある市民活動を行う組織体をいい，特定非営利活動法人格の有無は問わない。	6
太田第2土地区画整理事業	<p>土地区画整理事業とは，都市計画区域内の土地について，公共施設の整備・改善および宅地の利用の増進を図ることを目的に，土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更，公共施設の新設・変更に関する事業。</p> <p>地区内の地権者の方々から減歩（土地区画整理事業の前後で，その対象枠内の宅地所有者の土地が減少すること）により土地を提供していただいて，道路や公園，上下水道を整備し，快適で美しく環境に配慮したまちづくりを行う事業。</p> <p>市では，これまで6地区（戦災復興，松島，弦打，古高松，南部第1，太田第1）の土地区画整理事業を完了しており，太田第2土地区画整理事業は，市が施行する7番目の土地区画整理事業となる。</p>	3
公の施設指定管理者制度導入実施計画	<p>本市が定めた公の施設に係る指定管理者制度導入に当たっての全体的な計画。</p> <p>平成17年4月に策定。</p> <p>指定管理者制度</p> <p>自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（「公の施設」）を，民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度のこと。</p>	5

用 語	解 説	初 出 ページ
か行		
香川滞納整理推進機構	<p>三位一体改革による本格的な税源移譲に伴い、地方税の滞納を圧縮し、その徴収確保を図ることは、地方分権を推進するためにも、また、税負担の公平性の観点からも、重要になっている。</p> <p>このため、全国でも初めての試みとして、県と県内すべての市町、滞納整理組合が構成員となって、平成17年8月に設立した機構のこと。</p> <p>機構では、県の税務職員が、県内すべての市町と滞納整理組合の併任職員となり、市町の担当者などと一緒に、滞納整理を進めていく。</p>	3
外郭団体	<p>当該団体の基本財産、資本金等に占める市の出資金または出捐金の割合が25%以上であり、かつ、市の出資または出捐の割合が最も大きい法人のこと。</p>	32
企業会計	<p>民間企業的な事業経営をしている会計のことで、地方公営企業法全部または一部の適用を受ける公営企業の会計のこと。</p> <p>市には、水道事業や病院事業の企業会計がある。</p>	32
基礎自治体	<p>国の地方行政区画の中で最小の単位で、首長や地方議会などの自治制度があるもの。</p> <p>日本の場合、市区町村。</p>	2
行財政改革	<p>従来 of 行財政の仕組みを改めて、よりよいものにする</p> <p>こと。</p>	2
行財政改革計画策定プロジェクトチーム	<p>第5章 各種資料 149P 参照</p>	29
行財政改革推進委員会	<p>市の行財政改革の推進に関する意見や提言等をいただくため市が設置している、市民や有識者等で構成する委員会のこと。</p>	20
行財政システム	<p>行政活動(政策・施策・事務事業)の手段や財政運営のあり方など、行政全般の仕組み。</p>	2

用語	解説	初出ページ
行政コスト計算書	<p>企業会計（企業に適用される会計）の「損益計算書」に該当するものといわれており、地方公共団体の行政サービスに伴う「費用」と、サービス利用者が直接負担する使用料・手数料などの「収益」を示すもの。</p> <p>経常的なコストの水準とそれを受益者負担でどれほど賄っているかを把握することができる。</p> 	3
行政財産	<p>市において公用または公共用に供し、または供することを決定した財産のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用財産（市が直接使用する財産） 庁舎、消防施設など。</li> <li>・ 公共用財産（市民が共同利用する財産） 学校、図書館、公民館、公営住宅、公園など。</li> </ul>	103
行政評価システム	<p>施策・政策の目標に対する達成度や有効性を評価する仕組みのこと。</p>	10
協働	<p>複数の主体が、何らかの目標を共有し、対等かつ自由な立場で、ともに力を合わせて活動すること。</p> <p>一般的には、市民やNPOと行政との「協働」という使われ方がされる。</p>	6
協働企画提案事業	<p>市民の発想をいかした事業提案を募集し、NPO等と高松市がよりよき協力者・パートナーとして、お互いの特性をいかし、社会的・公益的な課題にとともに取り組み、市民サービスの向上を目指す事業。</p>	6
経常収支比率	<p>第2章 総論 6 健全財政の目標値 19P 参照。</p>	2
公営企業繰出金	<p>公営企業 市が、住民の福祉の向上を目的として経営している企業（水道、病院）のこと。</p> <p>繰出金 一般会計から企業会計へ資金を融通している。一般会計から見て「繰出金」、企業会計から見て「繰入金」と呼ぶ。</p>	19

用 語	解 説	初 出 ページ
公会計の整備	現金主義・単式簿記を特徴とする現在の地方自治体の会計制度に対して、発生主義・複式簿記などの企業会計手法を導入しようとする取り組みのこと。	3 2
公共施設利用総合情報システム	体育施設や生涯学習施設等の利用について、インターネット上から予約ができるシステムのこと。	5
戸籍事務総合管理システム	電算化以降の戸籍を管理する戸籍管理システム，附票の異動等の管理を行う附票管理システム，除籍や改製原戸籍の管理を行う除籍管理システムなどを統合した戸籍に関する総合管理システムのこと。	5
コミュニティビジネス	市民が主体となって，地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し，またコミュニティの再生を通じて，その活動の利益を地域に還元する事業の総称。	3 5
コンベンション	大会，会議，学会，研修会，講演会，見本市，展示会，博覧会など，人が非日常的に，物・情報・文化等の共通目的を持って一定の場所に集合する催しのこと。	7 7
さ行		
財政調整基金	<p>公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金のこと。</p> <p>この基金のほかに，特定目的の財源対策のために減債基金，生活環境施設整備基金，建設事業基金があり，平成20年度末現在高は，4基金合計で約128億8,000万円。</p>	2
さわやかサービス	本市において平成14年11月から，市民の皆様を温かく迎えるさわやかな市役所づくりの一環として取り組んでいる。	4 5

用 語	解 説	初 出 ページ												
資金収支計算書	<p>コストではなく、あくまで現金の流れを示すもので、その収支を性質に応じて、「経常的収支（人件費や物件費など日常サービスを行うに当たっての継続的な支出およびそれに対する財源）」、「公共資産整備収支（有形固定資産形成のための支出およびそれに対する財源）」、「投資・財務的収支（出資金・貸付金、地方債の元金償還額などの支出およびそれに対する財源）」に区分して表示することで、地方公共団体のどのような活動に資金が必要とされているかを示す。</p> <table border="1" data-bbox="550 723 1066 1037"> <tr> <td>1. 経常的収支</td> <td><b>A</b></td> </tr> <tr> <td>2. 公共資産整備収支</td> <td><b>B</b></td> </tr> <tr> <td>3. 投資・財務的収支</td> <td><b>C</b></td> </tr> <tr> <td>当年度資金増減額</td> <td><b>D=A+B+C</b></td> </tr> <tr> <td>期首資金残高</td> <td><b>E</b></td> </tr> <tr> <td>始末資金残高</td> <td><b>E+D</b></td> </tr> </table>	1. 経常的収支	<b>A</b>	2. 公共資産整備収支	<b>B</b>	3. 投資・財務的収支	<b>C</b>	当年度資金増減額	<b>D=A+B+C</b>	期首資金残高	<b>E</b>	始末資金残高	<b>E+D</b>	3
1. 経常的収支	<b>A</b>													
2. 公共資産整備収支	<b>B</b>													
3. 投資・財務的収支	<b>C</b>													
当年度資金増減額	<b>D=A+B+C</b>													
期首資金残高	<b>E</b>													
始末資金残高	<b>E+D</b>													
事業仕分け	<p>市民サービスの質の向上や業務の効率化に向け、市民の目線での事務事業の見直しを行うため、公開の場において、外部の客観的な視点から、事業の見直しの方向性について議論をすること。</p>	10												
市債	<p>市が借入れを起こした借金。地方債ともいう。 平成20年度末現在（見込）で一般会計には、約1,407億円の市債残高がある。</p>	3												
自主財源	<p>市が自主的に収入することができる財源のこと。 市税，使用料，手数料，財産収入，基金からの繰入金，前年度からの繰越金や貸付金元利収入等の諸収入などがそれに当たる。 それらとは別に国や県から交付され，使用が制限される財源のことを依存財源という。</p>	4												

用語	解説	初出ページ									
自助，共助，公助	<p>社会が必要とする公共サービスの担い手を，内容により区分すること。</p> <p>【自助】自分の責任で，自分自身が行うこと。</p> <p>【共助】自分だけでは解決や行うことが困難なことについて，周囲や地域が協力して行うこと。</p> <p>【公助】個人や周囲，地域あるいは民間の力では解決できないことについて，公共（公的機関）が行うこと。</p>	7									
実質公債費比率	第2章 総論 6 健全財政の目標値 19P 参照。	2									
事務事業	<p>福祉や環境，まちづくりなどの目標を定めた「施策」を実現するために，個々の手段として実施する事務および事業のこと。</p> <p>行政が住民の皆様に提供している「行政サービス」も「事務事業」に当たる。</p>	5									
集中改革プラン	地方公共団体において，行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するための具体的な取組を住民にわかりやすく明示した計画。	2									
受益者負担	サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性を確保するという観点から，受益者に対し，その受益に応じた一定の負担を求めること。	4									
純資産変動計算書	<p>企業会計の「株主資本変動計算書」に該当するもので，地方公共団体の純資産，つまり資産から債務を差し引いた残りが，期首から期末へ，どのように増減したかを明らかにするもの。</p> <p>総額としての純資産の変動に加え，それがどういった財源や要因で増減したのかについての情報も示され，受益者負担で賄えなかった行政コストがどのような財源で賄われているのかが分かる。</p> <div data-bbox="564 1787 1129 2033" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">期首純資産残高</td> <td rowspan="4" style="border: none; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="4" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">当期利益に 当たるもの</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">- 純経常行政コスト</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">+ 調達財源</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">+ 資産評価替えによる変動額 + 無償受贈資産受入</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">期末純資産残高</td> <td colspan="2" style="border: none;"></td> </tr> </table> </div>	期首純資産残高	}	当期利益に 当たるもの	- 純経常行政コスト	+ 調達財源	+ 資産評価替えによる変動額 + 無償受贈資産受入	期末純資産残高			3
期首純資産残高	}	当期利益に 当たるもの									
- 純経常行政コスト											
+ 調達財源											
+ 資産評価替えによる変動額 + 無償受贈資産受入											
期末純資産残高											

用 語	解 説	初 出 ページ						
スクラップアンドビルド	組織や事業等の新設に当たっては、同等のものの廃止を条件とする行政機構における膨張抑止方法のこと。	5						
政策主導型組織	<p>市民に身近なところで、市民本位の政策展開を図るために編成される組織のこと。</p> <p>本市では、「市民本位の政策主導型組織への転換」を基本理念とし、組織体制の整備を計画的に進めることとしている。</p>	6						
セカンドオピニオン	自分の診療内容あるいは診療方針について、担当医以外の第三者的な立場の医師に意見を求めること。	6 6						
早期健全化基準	<p>自主的な改善努力による財政健全化を図る必要がある基準のこと（いわゆるイエローカード）。</p> <p>この基準を超えると財政健全化計画の策定と外部監査の要求が義務づけられる（この義務づけは平成20年度決算から適用）。</p> <p>また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し、公表することになる。</p>	1 9						
た行								
大綱	ある事柄の根本となるもの。	2						
貸借対照表	<p>地方公共団体にどれくらいの資産や債務があるかを示すもの。通常は、左側に「資産の部」として資金を支出することにより形成された資産の内容を表示し、右側には「負債の部」および「純資産の部」として資金の調達内容つまり財源の内訳を表示する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">資 産</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">負 債</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>1. 公共資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     将来世代に引き継ぐ社会資本                 </div> </td> <td style="padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     将来世代の負担となる債務                 </div> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>2. 投資等</p> <p>3. 流動資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     債務返済の財源等                 </div> <p>4. 繰延勘定</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p style="text-align: center; padding: 5px;">純 資 産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     これまでの世代の負担                 </div> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	資 産	負 債	<p>1. 公共資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     将来世代に引き継ぐ社会資本                 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     将来世代の負担となる債務                 </div>	<p>2. 投資等</p> <p>3. 流動資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     債務返済の財源等                 </div> <p>4. 繰延勘定</p>	<p style="text-align: center; padding: 5px;">純 資 産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     これまでの世代の負担                 </div>	3
資 産	負 債							
<p>1. 公共資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     将来世代に引き継ぐ社会資本                 </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     将来世代の負担となる債務                 </div>							
<p>2. 投資等</p> <p>3. 流動資産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     債務返済の財源等                 </div> <p>4. 繰延勘定</p>	<p style="text-align: center; padding: 5px;">純 資 産</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     これまでの世代の負担                 </div>							

用 語	解 説	初 出 ページ
第5次高松市総合計画	<p>市の行政活動の最も基本となる基本構想。</p> <p>平成20年2月に、平成20年度から平成27年度までの8年間を対象とした「第5次高松市総合計画」を策定。この計画は、「基本構想」および「まちづくり戦略計画」で構成。「基本構想」は、21世紀中ごろを見据えた長期的な展望の下、市が目指す都市像とまちづくりの目標を示すとともに、市民・NPO・企業・行政等のまちづくりおよび市政運営の共通の基本指針として、施策の基本方向を明らかにするもの。</p> <p>「まちづくり戦略計画」は、まちづくりの目標達成に向け、現実の行財政運営において、重点的、戦略的に推進する主要な施策・事業等について、実施年度、事業量等を具体化する短期的な実施計画として定めるもので、毎年度の予算編成および事業実施の指針とするものとなっている。</p>	2
高松市情報化推進計画	<p>第5次高松市総合計画に基づく政策・施策の実現を情報通信技術を活用し、推進するため、高松市行財政改革や国・県の情報化施策との整合性を保ちながら、高松市の情報化政策の方向性・施策を体系的に示す計画のこと。</p> <p>現行の計画期間は平成20年度～24年度。</p>	5
高松市職員数の適正化計画	<p>職員数や組織のあり方を検討し、さらに簡素で効率的な行政運営を図るために策定された計画のこと。</p> <p>現行の計画期間は平成19年度～23年度。</p>	6
多文化共生	<p>国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。</p> <p style="text-align: right;"><small>総務省「多文化共生推進プログラム」より</small></p>	35
地域コミュニティ協議会	<p>共同体意識の形成が可能な一定の地域において、その地域に居住する個人および所在する法人その他の団体を構成員とし、民主的な運営により、地域の課題を解決するために活動する組織で、一の地域につき一に限り市長が認定したものをいう。</p>	6

用 語	解 説	初 出 ページ
地方公営企業法	<p>地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律のこと。</p> <p>例えば、水道事業は同法を適用している。</p>	1 2
地方分権型社会	<p>国からの地方（県・市町村）に対する関与を廃止・縮小したり，国の事務・権限や財源を地方に移したりすることで，住民に身近な行政はできるだけ住民に身近な地方が行うことができるように，行政の仕組みを変えていこうとするもの。</p>	2
長寿命化計画	<p>「土木施設に係る中長期的な維持管理計画」の解説 133 P参照。</p>	1 0 7
電子市役所	<p>インターネットなどの情報通信技術（I T）を活用した行政サービスの提供，またそのために必要となる行政の情報化，情報利用環境の整備された役所のこと。</p>	5
特別会計	<p>一般会計に対して，特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計。市には国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計がある。</p>	3
特例民法法人	<p>旧民法第34条に基づいて設立された社団法人および財団法人で，新しい公益法人制度下において，新制度施行（平成20年12月1日）後5年間に限った経過措置として，継続して存続が認められている法人のこと。</p>	1 0 8
土木施設に係る中長期的な維持管理計画（仮称）	<p>施設の劣化状態や供用状況を総合的に把握・評価したうえで，修繕・更新の優先度評価を行い，今後の予算規模にも応じた，計画的に平準化された維持管理・更新を行うための計画のこと。</p>	4
は行		
パブリックコメント	<p>市の制度や施策を決定する前の段階で広く市民に計画案などを公表して，市民・事業者等の皆さんから意見や情報を提出していただく機会を設け，提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。</p>	3 2

用 語	解 説	初 出 ページ
B S C	<p>バランススコアカードのことで、財務、顧客、内部プロセス、学習と成長の4つの視点で組織のビジョン・戦略を職員が共有し、経営改善や組織改革を図る経営手法のこと。</p>	6 6
部局進行管理制	<p>各部局が責任を持って、取組課題を進行管理する体制のこと。</p>	7
扶助費	<p>生活困窮者、高齢者、障害者等に対して、その生活を維持するために支出される福祉関係費用のこと。</p>	5 7
普通財産	<p>地方公共団体において公用または公共用に供しまたは供することを決定した財産を行政財産といい、行政財産以外は一切の財産を普通財産という。</p> <p>行政目的に使用しなくなって不用となった財産や、金銭に代えて租税物納された財産などがそれに当たり、特定の行政目的に直ちに用いられることのないものであることから、管理処分の結果、財政収入とすることができる。</p>	3
不納欠損	<p>消滅した債権および強制執行による回収ができなくなった債権について、収入欠損として会計処理上、収入予定債権のなかから除外すること。</p>	1 0 2
プライマリーバランス	<p>一般会計において、市債発行などの借入を除く「歳入」から、過去に発行した市債など借金の元利払い費を除いた「歳出」を差引いた基礎的な財政収支のこと。</p> <p>歳出の方が多ければ赤字となり、この差引額が赤字の場合、住民福祉などの経常的な行政サービスが税収中心の歳入で賄えないことを意味し、新たに借金をして将来にツケを回すことになる。</p> <p>黒字になれば、新たな借金は過去の借金返済に充てられるため、財政が健全であることを示す。</p>	3
プロパー職員	<p>ここでは、外郭団体が雇用しているアルバイトや非常勤職員以外の「正職員」のこと。</p>	4 8

用 語	解 説	初 出 ページ
補完性の原理	<p>決定や自治などをできるかぎり小さい単位で行い，できないことのみをより大きな単位の団体で補完していくという原理のこと。</p> <p>「自助，共助，公助」の解説 130 P 参照。</p>	7
ま行		
マルチペイメントシステム	<p>電気，ガス，電話など公共料金を通信ネットワーク経由で支払える仕組みのこと。</p> <p>電力会社や電話事業者などの料金を回収したい収納企業と銀行などの金融機関がネットワークでつながることにより，利用者は ATM やインターネット接続可能な携帯電話，パソコンなどから料金を支払うことができる。</p>	102
未利用財産有効活用基本方針	<p>本市が所有する未利用財産の管理・処分における現状と課題を明確にし，その有効活用についての基本的な考えを取りまとめた方針。</p> <p>平成 20 年 9 月策定</p>	3
モチベーション	<p>一般的には動機づけと訳され，目的に向けて行動を起こし，目的達成までその行動を持続させる心理的エネルギーを表す概念のこと。</p>	29
ら行		
ライフサイクルコスト	<p>施設の企画・設計，竣工，運用，寿命がきて解体処分するまでを生涯と定義し，その全期間に要する費用のこと。</p>	107
ワークシェアリング	<p>労働時間の短縮などにより，より多くの人で仕事の総量を分け合うこと。主に，雇用の維持・創出を目的として行われる。</p>	48



## 《 抜 粹 》

# 平成21年度 高松市事業仕分け

日 時 平成21年10月12日（月・体育の日）  
9：30～17：00 （受付9：00～）

会 場 高松市役所 （高松市番町一丁目8番15号）  
13階 大会議室 （受付・会場）  
11階 114会議室（モニター放映会場）

高松市総務部人事課行政改革推進室

## 事業仕分けスケジュール

※ 仕分け作業の進捗により、時間が前後することがあります。

予定時間	事業 No.	事業名等	担当部局
9:00 ~	—	受付開始 高松市役所13階大会議室	—
9:30 ~ 9:55	—	開会 市長あいさつ 概要説明	—
<b>10:00 ~ 10:30</b>	<b>1</b>	<b>塩江ケーブルテレビ事業</b>	<b>総務部</b>
<b>10:35 ~ 11:05</b>	<b>2</b>	<b>たかまつマイロード事業</b>	<b>都市整備部</b>
<b>11:10 ~ 11:40</b>	<b>3</b>	<b>未納水道料金等回収事業</b>	<b>水道局</b>
<b>11:45 ~ 12:15</b>	<b>4</b>	<b>水質検査業務</b>	<b>環境部</b>
12:15 ~ 13:00	—	昼食休憩	—
<b>13:00 ~ 13:30</b>	<b>5</b>	<b>高松市勤労者福祉共済事業</b>	<b>産業経済部</b>
<b>13:35 ~ 14:05</b>	<b>6</b>	<b>応急手当普及啓発活動事業</b>	<b>消防局</b>
<b>14:10 ~ 14:40</b>	<b>7</b>	<b>生涯学習推進事業</b>	<b>教育部</b>
14:40 ~ 14:50	—	休憩	—
<b>14:50 ~ 15:20</b>	<b>8</b>	<b>塩江病院患者輸送バス運行事業</b>	<b>病院部</b>
<b>15:25 ~ 15:55</b>	<b>9</b>	<b>高松市民健康まつり</b>	<b>健康福祉部</b>
<b>16:00 ~ 16:30</b>	<b>10</b>	<b>高松市ボランティア・市民活動センター 管理運営業務委託事業</b>	<b>市民政策部</b>
16:30 ~ 16:40	—	休憩	—
16:40 ~ 17:00	—	仕分け結果発表 講評 閉会	—

## 仕 分 け 人

役割分担		氏 名	所 属 等
コーディネーター	全事業	荒井 英明	厚木市 こども未来部こども育成課 課長
構 想 日 本 仕 分 け 人	全事業	川竹 大輔	元高知県安芸市助役
		小瀬村 寿美子	厚木市 協働安全部人権男女参画課 課長
		西田 隆司	民間企業
		福嶋 浩彦	中央学院大学教授, 前我孫子市長
		南 学	横浜市立大学 エクステンションセンター長
高 松 市 市 民 評 価 者 (高松市行財政改革 推進委員会委員)	事業No. 3, 4	小野 美津子	高松市婦人団体連絡協議会 副会長
	事業No. 1, 2	葛西 優子	高松市PTA連絡協議会 副会長
	事業No. 1, 2 5, 6	木村 大三郎	香川経済同友会特別幹事
	事業No. 3, 4 5, 6	佐藤 博美	高松市コミュニティ協議会 連合会事務局長
	事業No. 9, 10	谷本 義隆	高松商工会議所専務理事
	事業No. 7, 8	松前 龍宗	市民公募委員
	事業No. 7, 8	村川 幸恵	市民公募委員
	事業No. 9, 10	吉井 幸子	社会保険労務士・行政書士

## 事業仕分けの概要

市民サービスの質の向上や業務の一層の効率化に向け、市民の目線で事務事業の見直しを積極的に行っていくため、公開の場において、外部の客観的な視点から、見直しの方向性について議論する「事業仕分け」を、次期行財政改革計画の取組としている「業務の総点検」の一環として実施します。

事業仕分けの成果を踏まえ、その考え方や手法を参考に、本市が担うべき役割の明確化や、事業の廃止・改善による経費削減、事業内容の向上など、次期行財政改革計画の策定に、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や、市政の情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを一層推進します。

### ＜仕分け対象事業＞

全事務事業のうち、本市の裁量が限定されている法定事務などを除き、市民・NPOと関わりのあるもの、市民協働の可能性が大きいなど、市民や外部の視点で見直しの方向性を議論することが有意義と考えられる事務事業から10事業を選定しました。

### ＜実施方法＞

自治体の事業仕分けに実績とノウハウを有する「構想日本」（※1）の協力を得て、実施します。

#### (1) 仕分け人等の構成

コーディネーター：構想日本事業仕分けチーム 1名  
 仕分け人：構想日本事業仕分けチーム 5名  
 高松市民評価者：2名（高松市行財政改革推進委員会委員）（※2）

#### (2) 仕分け作業

1事業当たりの所要時間を30分程度として、次の手順で仕分けを行います。

- ① 本市事業担当者による事業概要説明（5分程度）
- ② 仕分け人による質疑応答・議論（20分程度）
- ③ 仕分け人による仕分け判定とコメント（5分程度）

#### (3) 仕分け区分

次のA～Fの6区分で仕分けを行います。

A 不要（廃止）、B 民営化、C 国・県実施、D 市実施（民間活用拡大・市民等との協働化）、E 市実施（要改善）、F 市実施（現行どおり）

#### (4) 仕分け結果

仕分け人の最多数を占めた区分を、仕分け結果とします。

ただし、最多数が同数の場合は、コーディネーターが最終決定します。

※ 事業仕分け結果が、直ちに市の方針とするものではありません。

仕分けでの議論や仕分け結果は、今後の事務事業の見直しの際の参考とするものです。

※1 「構想日本」：非営利団体（NPO）の政策シンクタンク（代表：加藤秀樹氏）

行財政改革などについて、これまでに様々な提案を行うとともに、提案した政策の実現に向けた実践活動に取り組んでいる。

事業仕分け実績：横浜市・浜松市・新潟市・三重県など37自治体（52回）および文部科学省・環境省など国の6省で実施（2009年10月3日現在）

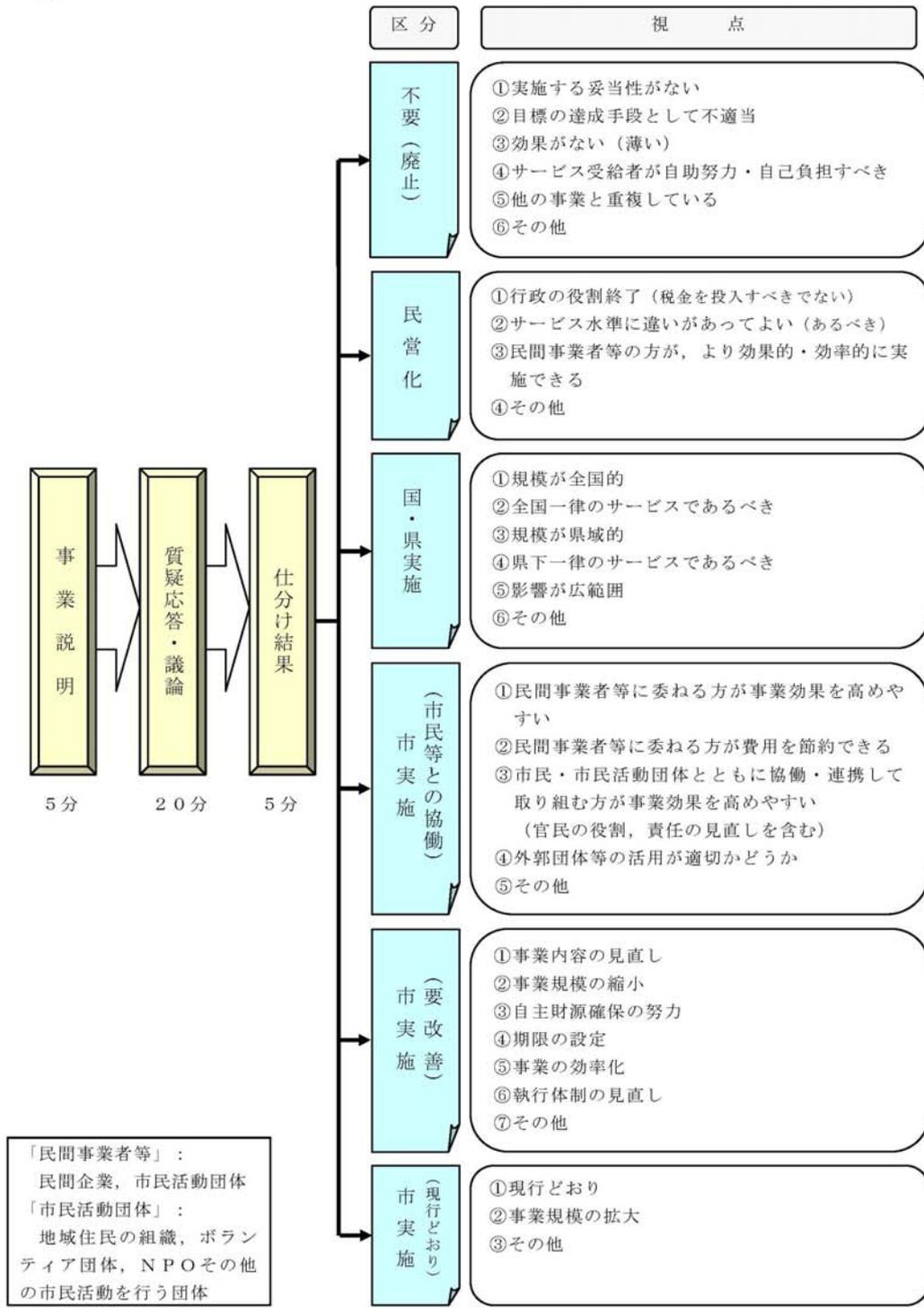
構想日本のホームページ <http://www.kosonippon.org/about/index.php>

構想日本の事業仕分け <http://www.kosonippon.org/shiwake/>

※2 高松市民評価者

市政に関し、識見を有する者（経済・市民団体推薦者、学識経験者、公募者）のうちから、市長が委嘱した高松市行財政改革推進委員会委員

事業仕分け作業の流れと仕分け区分





### 「事業仕分け」とは？

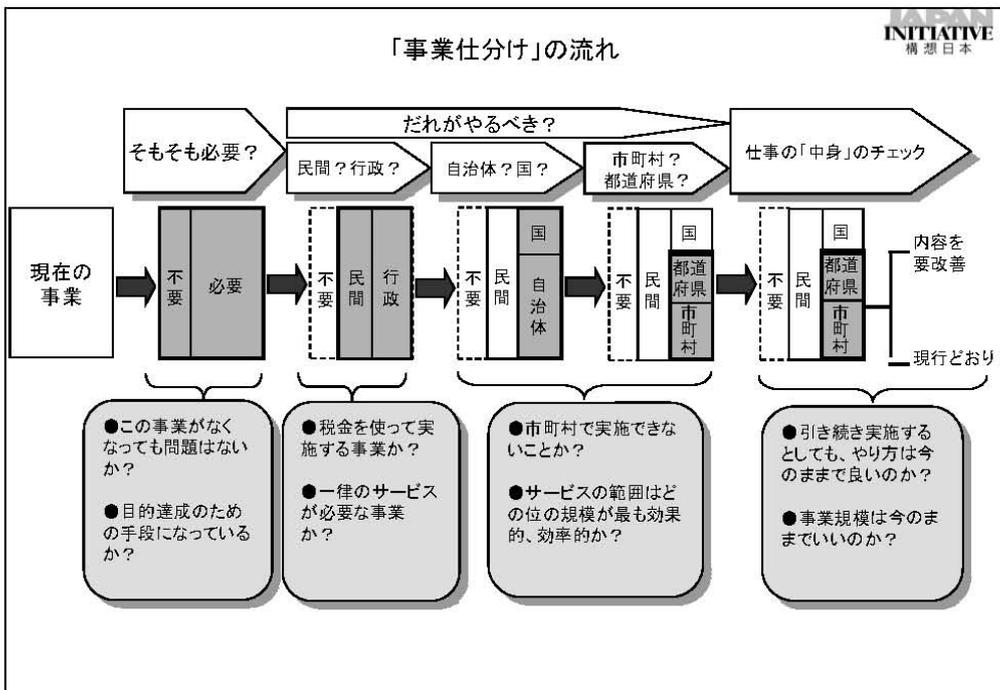
<目的>  
 行政の事業を抽象論ではなく「現場」の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある制度や国と地方の関係など行財政全体の改革に結び付けていくこと

<事業仕分けの原則>  
 国や自治体が行なっている事業（行政サービス、政策立案事務などすべてを含む）を、

- **予算項目ごと(事務事業レベル)**に
- **「そもそも」必要かどうか、必要ならばどこがやるか**（官か民か、国か地方か）について、
- **外部の視点で、**
- **公開の場**において
- 担当職員と議論して最終的に**「不要」「民間」「国」「都道府県」「市町村」などに仕分けていく**作業

<仕分け対象>  
 - 一般会計、特別会計の事業（すべてor抽出）

<参加者>  
 - 事業説明：当該官庁または自治体の職員  
 - 「仕分け人」：構想日本が編成する事業仕分けチーム



### 「事業仕分け」の主なルール

- 外部の目で仕分ける。
  - 仕分けチームは、構想日本が編成する行政現場及び制度に詳しい人が中心。
- 「公開の場」で議論する。
  - 傍聴者は市民やマスコミなど多数。
- 現在の制度などは一旦脇に置き、事業の必要性や実施主体について「そもそも」から考える。
  - 「補助金をもらっているから」「制度で決まっているから」「長年やっているから」という理由を認めると現状を変えられない。
- 事業の名称ではなく、「具体的な事業内容」で判断する。
  - 中小企業支援とか青少年育成ということ自体を否定する人はいないだろうが、実際に何をしているかを聞けば評価は分かれる(例:岩手県の「青少年育成事業」、千葉県「小規模事業経営支援事業費補助金」)。
- 事業仕分けはコンサル業務ではない(経費は「実費」のみ)。

これ以外のルールは特になし(評価の客観基準はあえて作っていない)  
⇒説明者(担当職員)のプレゼンによっても評価が変わる可能性あり



### 「事業仕分け」作業の流れ

流れ	内容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業説明 (約5分)</div>	高松市の職員が、事業の要点や事業概要説明資料の補足説明を行う(仕分け人は事前に資料に目を通しているため補足説明を中心に)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業の趣旨・目的、事業内容(目標、期限等を含む)、進捗(評価方法含む)、課題など。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">質疑・議論 (約20分)</div>	仕分け人から説明者(高松市職員)に対して、仕分けの判断材料としての質問。その後、仕分け人同士で議論(議論する中での説明者への質問もあり)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 趣旨・目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など。</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">評価 (5分)</div>	仕分け人が、各自「評価シート」に記入(上記議論中の記入、記入中の質問も可)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「仕分け」:「不要(廃止)」、「民営化」、「国・府実施」、「市実施(民間活用の拡大、市民等との協働化)」、「市実施(要改善)」、「市実施(現行どおり)」から選択。</li> <li>● 「理由」の選択(複数可)、理由や改善点の詳細などコメントを記入。 (事業主体の変更(民間の区分)については、相手の意向/能力等は、脇に置く)</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">結果・解説 (1分)</div>	「仕分け」の結果について挙手による多数決。特に意見がある場合は、仕分け人から結果についての解説など。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多数決で同数になった場合は、コーディネーター採決。</li> <li>● 作業終了時に「仕分けシート」を回収し、高松市が理由やコメントをまとめる。</li> </ul>

1事業当り30分程度が目安。ただし、事業によっては時間の増減あり(時間調整はコーディネーターの判断)。

平成21年10月12日 高松市 事業仕分け 結果一覽

事業番号	1	2	3	4	5
事業名	塩江ケーブルテレビ事業	「たかまっマイロード」事業	未納水道料金等回収事業	水質検査業務	高松市勤労者福祉共済事業
H21年度予算額(千円)	55,302	9,742	90,750	23,539	118,471
不要(廃止)	0	0	0	0	0
民 営 化	3	※ 3	0	0	4
国・県実施	0	0	0	1	0
民間活用拡大・市民等との協働化	4	1	7	6	2
要 改 善	0	3	0	0	1
現行どおり	0	0	0	0	0
結 果	市実施(民間活用拡大・市民等との協働化)	民営化	市実施(民間活用拡大・市民等との協働化)	市実施(民間活用拡大・市民等との協働化)	民営化
主なコメント	<p>・民間事業者が実施している地域の公平性や、島しょ部とのバランスなど、地域間格差を考へる必要がある。雑視聴対策に必要であり、それ以外のサービスは民間に委ねるべきである。</p> <p>・近い将来の費用対投資計画を作成すべきである。</p> <p>・民間はノウハウを有しており、効果的に実施できることから、包括的な委託など、民間事業者の活用を拡大する必要がある。</p> <p>・原価を分析し、基本サービス部分を明確にした上で、付加サービスを明確については、コストを負担してもらおうという区分けが必須である。</p>	<p>・初期の目的は達成できつつあることから、事業目的を道路の維持・清掃を市民の手で、と方向転換すべきである。</p> <p>・意識向上においては、検証可能な目標を掲げないと効果が見えない。</p> <p>・行政と住民の役割分担を明確にすべきである。</p> <p>・共助の部分に公費を投入するものであれば、費用対効果、削減効果を明確にするべきである。</p> <p>・公費支出を伴う以上、数年から10年くらいの計画性が必要である。</p> <p>・ネーミングライツの組合せや、広告の占有許可などで、財源の確保も考へるべきである。</p>	<p>・早急に業務のプロセスを分析し、プロセスごとのコストを明確にした上で、委託できるプロセス、できないプロセスを明確にしたい。</p> <p>・回収額とコストの関係を分析し、委託化を進める場合のリット・デメリットを整理する必要がある。</p> <p>・可能な限り包括的な民間委託を検討したい。</p> <p>・他部門との連携ができていないため、人件費などにはムダが生じているのではないかと、見直すべきである。</p> <p>・取納センターの設置を検討されたい。</p> <p>・他自治体の事例も多いいことから、早急に民間委託を実施すべきである。</p>	<p>・市で実施しなければいけない事業は何かを分析し、広域対応が可能な業務と、民間委託が可能な業務とに区分けるべきである。</p> <p>・他部局で同様な業務があり、業務が重複していることから、その重複を整理すべきである。</p> <p>・県で実施という考えもあるが、市が戦略的に実施しないと市民の安全を確保できないと思う。</p> <p>・全行的に関連業務を抽出・整理し、市がやるべきところを、民間がやるべきことに分ける。その際、コストはもちろんだが、市として残すノウハウを明確にし、市としておく。</p> <p>・直営が基本とといった概念を変えてみるべきであり、市として最低限の部分を民間に委ねる。また、広域的に民間に委ねる。また、民間・教育機関・市民との協働も視野に入れるべきである。</p>	<p>・高松テルサとの関係について説明が十分でなく、テルサの指定管理者に委託する理由が不明である。</p> <p>・「自立」するためには、①加入者の増加、掛金の増額、②費用の削減の両方を、早期に実施すべきである。</p> <p>・行政の役割はなく、福利・給付は民の部分である。貸付制度も他に制度がある。民間でやるべきである。</p> <p>・加入促進を含めて民間に委託すべきである。</p> <p>・非加入者へのアンケート等を実施し、非加入理由を探るべきである。</p> <p>・市の負担は民営化の方向で削減していく必要がある。</p>



平成21年度事業仕分けを受けた各事業の検討状況 [H21.12.22現在 概要]

事業番号	事業名	担当部局 (担当所属)	事業仕分け結果	検討方向	今後の進め方 (今後の方針、今後の取組予定)
1	塩江ケーブルテレビ事業	総務部 情報政策課	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	現状で6業務において委託し、民間活用を図ってきたところであるが、今後、更に委託できざる分野においては委託化を進めるほか、次期行財政改革計画に掲載し、今後の事業のより一層の効率的な運営について、検討を進めていく。
2	たかまつマイロード事業	都市整備部 道路課	民営化	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	現行の制度を維持しつつ、関係者との協議を進め、事業のあり方を検討する
3	未納水道料金 等回収事業	水道局 お客さまセン ター	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	平成23年度に予定されている、上下水道部門の統合に伴う組織再編に合わせて、お客さまサービスの維持向上や業務の効率化、コストの削減がさらに図られるよう、取り組んで行く。
4	水質検査業務	環境部 環境指導課	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	市実施 (要改善)	水質検査業務のうち分析作業について、より効率的な手法を幅広く検討してい く。
5	高松市勤労者 福祉共済事業	産業経済部 商工労政課	民営化	市実施 (民間活用拡大・ 市民等との協働 化)	市が関与して事業を実施する中で、経費の削減、加入促進員の配置、掛金の増 額、給付事業の給付額・福利事業補助額の見直し、広告収入、折込手数料収入、物 販事業等収益事業の拡大など、公費負担の削減を図っていく。

事業番号	事業名	担当部局 (担当所属)	事業仕分け結果	検討方向	今後の進め方 (今後の方針, 今後の取組予定)
6	応急手当普及啓発活動事業	消防局 消防防災課	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	・17万人の普通救命講習受講者及び普及員を育成する長期ビジョンの策定を検討する。 ・平成22年度にAED設置事業所の表示制度「まちかど救急ステーション」(仮称)を運用検討し、更なる救命率の向上を目指す。
7	生涯学習推進事業	教育部 生涯学習センター、生涯学習課	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	これまで、市民や市民グループ、企業等と連携を図りながら、生涯学習を推進してきたが、今後とも、仕分け結果を受け、民間活用の拡大や市民等との協働化に向け、更なる工夫に努める。
8	塩江病院患者輸送バス運行事業	病院部 塩江病院事務局	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	より効率的な事業運営の観点から、山間・へき地医療や患者の利便性の維持・向上などを踏まえ、事業仕分けにおける意見のほか、現事業の運営上の諸課題を整理し、同事業の今後のあり方を検討し、実施する。 また、検討に当たっては、住民や患者送迎バス利用者へのアンケート調査などを実施するとともに、庁内関係部局等のほか利用者や地域審議会等との協議、検討を行う。
9	高松市民健康まつり	健康福祉部 保健センター	不要 (廃止)	不要 (廃止)	1 地区保健活動の中で、「健やか高松21」の推進とともに市民の健康づくり意識の啓発に取組む。 2 高松市民健康まつり廃止に伴う事業の見直し 1) 地区文化祭等での市民主体の啓発事業の推進 2) 保健事業の市民主体の取組みの支援 3) 本市実施のイベント等の活用 4) 保健組織との協働のもと、健康づくり意識を高め、主体的に健康づくりを実践する市民を増やすために、下記の事業を「市民健康の日」に併せて実施する。 ① 普及啓発事業 ② がん検診の受診率向上対策 ③ 健康づくり実践報告会等
10	高松市ボランティア・市民活動センター管理運営業務委託事業	市民政策部 (地域政策課 市民協働推進室)	民営化	市実施 (民間活用拡大・市民等との協働化)	同センターの施設の管理運営やセンター事業のうち、一般的な情報収集・提供事業や相談業務等を従来どおりの委託事業として実施し、事業仕分けの指摘を踏まえ、研修やコーディネート事業、専門相談業務等のNPOの特性を生かせる事業を補助事業に変更する。 また、センターは、小学校跡施設に移転を検討中



## 次期行財政改革計画策定プロジェクトチームについて

### 1 目的

高松市行財政改革の推進体制に関する規程第7条の規定に基づき、次期行財政改革計画の策定に関する課題を、庁内横断的に検討するため、高松市行財政改革推進本部の専門部会として、次期行財政改革計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

### 2 検討課題

- (1) 新たな実施項目の検討
- (2) 各所属から報告のあった実施項目について、より成果を上げるための具体的検討
- (3) 市民に分かりやすい計画書とするための構成等の検討と作成
- (4) 職員が行財政改革等に取り組む意欲を維持・向上させる仕組みの検討
- (5) その他次期行財政改革計画の策定に必要な事項

### 3 組織

- (1) プロジェクトチームのメンバーは、15人以内で組織する。
- (2) プロジェクトチームのメンバーは、行財政改革に意欲のある35歳前後の中堅職員（係長級、主任主事、主任技師）の中から、部局長が推薦する。
- (3) 部局の推薦割当人数は別表1のとおりとする。
- (4) プロジェクトチームにリーダー1名、サブリーダー3名を置く。
  - ア リーダーは、メンバーの互選により定める。
  - イ サブリーダーは、リーダーが指名する。
  - ウ サブリーダーは、リーダーに事故があるとき、またはリーダーがかけたときは、リーダーがあらかじめ指名する順位によりその職務を代理する。
- (5) プロジェクトチームはサブリーダーを長とする班構成とする。
  - ア 班員は、メンバー協議の上、リーダーとサブリーダーで決定する。
  - イ リーダーはいずれかの班のメンバーとなる。
  - ウ リーダー等の職務等は別表2、3のとおりとする。

### 4 任期

平成21年8月1日から22年3月31日の間とする。

### 5 会議

- (1) プロジェクトチームの会議は、別表2により作成されたスケジュールに基づき、リーダーあるいはサブリーダーが招集する。
- (2) プロジェクトチームの会議は、原則、勤務時間内、週1回（1時間）程度を目安として、開催するものとする。

### 6 庶務

プロジェクトチームの庶務は、総務部人事課行政改革推進室において行う。

### 7 その他

- (1) 課題についての調査、検討に当たっての条件整備に係わる事項や、判断の困難な事項等への対応については、適宜、行政改革推進室と協議を行うこととする。
- (2) プロジェクトチームの検討結果等については、行財政改革推進本部会に報告するものとする。

別表 1

部局名	推薦 割当人数	部局名	推薦 割当人数
市民政策部	1	都市整備部	2
総務部	1	消防局	1
財務部 出納室	1	水道局	1
健康福祉部	2	教育部	1
病院部	1	市議会事務局	1
環境部	1	各委員会 (監査, 選管, 農業)	1
産業経済部	1		

別表 2

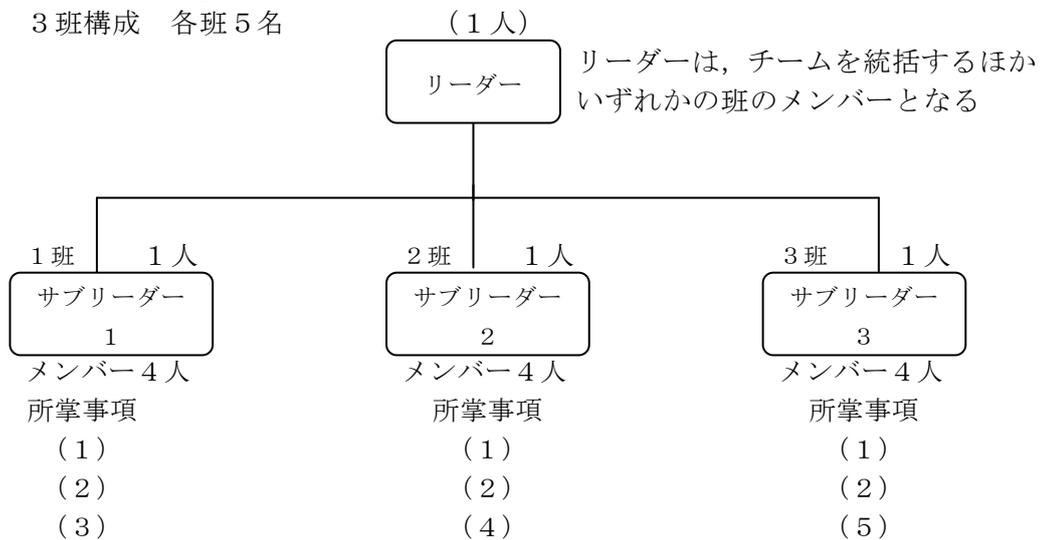
役職	職務等
リーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトチームの統括（全体会議の招集と会議録作成を含む。）</li> <li>・プロジェクトチームの活動スケジュール作成と進捗管理</li> <li>・プロジェクトチーム検討結果の取りまとめ</li> </ul>
サブリーダー 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1班の統括（班会議の招集と会議録作成を含む。）</li> <li>・1班の活動スケジュール作成と進捗管理</li> <li>・1班の所掌する課題検討と結果の取りまとめ</li> <li>・リーダー，他のサブリーダーとの調整・協力</li> </ul>
サブリーダー 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2班の統括（班会議の招集と会議録作成を含む。）</li> <li>・2班の活動スケジュール作成と進捗管理</li> <li>・2班の所掌する課題検討と結果の取りまとめ</li> <li>・リーダー，他のサブリーダーとの調整・協力</li> </ul>
サブリーダー 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3班の統括（班会議の招集と会議録作成を含む。）</li> <li>・3班の活動スケジュール作成と進捗管理</li> <li>・3班の所掌する課題検討と結果の取りまとめ</li> <li>・リーダー，他のサブリーダーとの調整・協力</li> </ul>

別表3

班	所掌事項（検討課題）
1班	(1) 新たな実施項目の検討 (2) 各所属より報告のあった実施項目について、より成果を上げるための具体的検討 (3) 市民に分かりやすい計画書とするための構成等の検討と作成
2班	(1) 新たな実施項目の検討 (2) 各所属より報告のあった実施項目について、より成果を上げるための具体的検討 (4) 職員が行財政改革等に取り組む意欲を維持・向上させる仕組みの検討
3班	(1) 新たな実施項目の検討 (2) 各所属より報告のあった実施項目について、より成果を上げるための具体的検討 (5) その他次期行財政改革計画の策定に必要な事項

「班構成イメージ」

3班構成 各班5名



## 次期行財政改革計画策定プロジェクトチームメンバー

部 局	氏 名	職 名	所 属	
市民政策部	吉田 幸弘	企画員	企画課	
総務部	津森 士郎	主任主事	情報政策課	情報システム係
〃	川本 貴信	主 査	広聴広報課	広報係
財務部	木村 博樹	主任主事	財産活用課	公有財産管理室
健康福祉部	北村 研二	主任主事	健康福祉総務課	指導監査係
〃	河野 佳代	係 長	障がい福祉課	管理係
病院部	羽田 礼恵	主 査	市民病院事務局	用度係
環境部	松本 修治	主任主事	環境総務課	総務企画係
産業経済部	中島 亨	主任主事	中央卸売市場業務課	青果係
都市整備部	佐々木 英之	主 査	都市計画課	計画係
〃	蓬萊 洋之	主 査	住宅課	設備係
消防局	寺井 孝明	主 査	総務課	経理係
水道局	丸尾 健治	主 査	水道整備課	計画係
教育部	神内 克知	主 査	保健体育課	保健体育係
監査事務局	青木 英城	主任主事	監査課	監査第二係

## 第5次行財政改革計画における体系概要

### 第5次行財政改革計画における体系概要

	計画体系	概要
<p>第1 戦略的取組 ～新しい公共の推進と取組健全化～</p> <p>1 事務事業の改革</p>		
<p>(1) 事務事業の改革(業務の総点検)</p>		<p>ア 事業仕分けの考え方を取り入れ、従来の経緯にとらわれないことなく、「業務の総点検」に取り組みます。</p> <p>イ 業務の総点検を効果的に進めるため、行政評価システムを活用し、全事務事業の評価を実施します。</p>
<p>(2) 外部委託等民間活力の導入</p>		<p>ア 業務の総点検(事務事業評価等)等の結果、民間活力の導入等が望ましいとしたものは、積極的に外部委託等を進めます。</p> <p>イ 「指定管理者制度の導入」では、原則として毎年度、導入実施計画を策定し、計画的に取組を進めます。また、導入後の業務状況を検証し、必要に応じて業務仕様等を見直しします。</p> <p>ウ 公益法人制度改革への対応を進めます。</p> <p>エ 民間活力の導入に当たっては、個人情報保護、守秘義務の確保のための必要な措置を講じます。</p>
<p>(3) 業務の協働化</p>		<p>NPO等と協働することが適切な業務については、NPO等との協働を進めます。</p>
<p>(4) 業務の廃止</p>		<p>廃止することが適当と認められる業務については、適切な手続等を経て廃止します。</p>
<p>(5) 施設の効率的管理運営および利用率等の向上</p>		<p>ア 市が直接、管理運営する施設については、管理運営の効率化と適正化に取り組みます。</p> <p>イ 指定管理者制度導入計画で検討対象としている「公の施設」については、利用料金制の採用も含め、制度導入に向けた検討と環境整備を進めます。</p>
<p>(6) 業務の電子化</p>		<p>ア 事務の効率化・省力化・迅速化と情報の共有化を図るため、電子市役所に対応するシステムの再構築などを計画的に進めます。</p> <p>イ 電子申請・届出システムや電子調達システムなどの既存システムの拡充整備を進めるとともに、データ保護とシステムの安全対策や職員の研修等を実施します。</p>
<p>(7) 契約等の見直し</p>		<p>ア 入札制度については、価格と品質で総合的に優れた調達が可能で総合評価方式の導入を進めます。</p> <p>イ 随意契約または指名競争入札によっている契約については、一般競争入札等への移行を検討し、より公正な競争性を確保します。</p> <p>ウ 施設管理などにおいて、各施設共通業務の契約一元化や長期継続契約制度の活用、仕様発注による包括的民間委託契約を採用します。</p> <p>エ 公共工事の実施に当たり、計画・設計の見直し、工事発注の効率化、新工法・新技術の積極的活用などにより、直接的な工事コストを低減させます。</p> <p>オ 建設副産物の利用促進・発生抑制と再生材利用を推進し、良質で低コストの公共工事とします。</p>
<p>(8) 補助金等の見直し</p>		<p>ア 補助金等を計画的に見直し、廃止、減額、終期設定、類似補助金の統合等を進めるとともに、新設・増額を抑制します。</p> <p>イ 地域の各種団体等に対する補助金については、地域の主体性を育み、効果的・効率的な執行等を図る観点から、支出先・支出元の一元化を段階的に実施します。</p>

(9) 業務コストの抑制	<p>ア 市業務1件当たりの処理コストの水準や原価を分析し、類似都市の水準等と比較できるコスト算定基準の作成を検討します。</p> <p>イ 上記基準に基づき、主要な業務1件当たりの処理コストを公表し、コスト抑制に役立てます。</p>
(10) 公共事業の見直し	<p>ア 大規模な建設事業について、事務事業評価等の結果や県公共事業再評価委員会の意見において、事業計画の見直し等が示された場合は、原則として、計画の見直しを検討します。</p> <p>イ 継続的な公共事業については、年次計画の見直しや事業費の平準化を検討します。</p>
(11) 受益者負担の適正化	<p>ア 受益と負担の公平性を確保するため、計画的な見直しを進め、受益者負担を適正化します。</p> <p>イ 使用料・手数料等については、常に見直しを行い、不均衡・不公平が生じないよう留意します。</p>
(12) 収入増対策	<p>ア 自主財源の確保と税負担等の公平性の観点から、課税客体を的確に把握し、市税を始めとする各種収入金の収入増に取り組みます。</p> <p>イ 新規財源の捕捉や既存財源の見直し、民間企業的な発想の取り入れなどを積極的に進め、自主財源を拡充させるほか、特定財源の活用を検討します。</p>
<b>2 資産・債務の改革</b>	
(1) 債務改善計画	<p>将来における過重な財政負担を避けるため、施策事業を徹しく選択することを前提に、市債残高の増大を抑えます。</p>
(2) 未利用資産の売却・活用	<p>未利用資産有効活用基本方針に基づき、土地・建物等の未利用資産等を積極的に有効活用します。</p>
(3) 市税滞納対策	<p>自主財源の確保と税負担の公平性を図るため、市歳入の基幹である市税の滞納整理を積極的に取り組みます。</p>
(4) 債権回収の取組	<p>収入未済となっている各種債権を積極的に回収します。</p>
(5) 公会計の整備・活用	<p>新地方公会計モデル（総務省基準モデル）に基づき作成する「財務書類4表」の行財政改革への活用を検討・実施する。</p>
(6) 施設維持管理の適正化	<p>主要施設（建物）や土木施設に係る中長期的な維持補修計画（仮称）や維持管理計画（仮称）の策定に向けた検討を行いライフサイクルコスト等の低減に取り組みます。</p>
<b>3 定員・給与・組織の改革</b>	
(1) 定員・給与の適正化	<p>ア 行政組織の簡素・効率化を進めるため、引き続き、目標値を定めて正規職員数の適正化に取り組みます。</p> <p>イ 給与については、市民の理解が得られる適正な給与水準とするほか、時間外勤務縮減に取組み、健全な財政運営に向け計画的に給付件数を抑制します。</p>
(2) 組織機構の見直し	<p>ア 新たな行政課題や業務の増大・縮小に対応し、市民にわかりやすく簡素で効率的な組織機構の整備を進めるとともに、横断的な行政課題に対しても機動的・総合的な対応を迅速に行えるよう、地方分権時代に即応した市民本位の政策主導型組織への転換を図ります。</p> <p>イ 庁内分権を推進する観点から、地方自治法の改正に伴う副市長への市長権限の委任を検討すること          ちに、部局の主体性等を高めるため、人事・政策・予算面の部長権限を強化します。          また、現場主義による迅速な対応を図るため、事務処理権限の出先機関や下位職への委譲等を検討          します。</p>

<p>4 外郭団体等の改革</p>	<p>(1) 外郭団体等の見直し</p> <p>ア 市が出資等をしている外郭団体については、当該団体と密接な連携を図りながら、経営の改善や適正化を指導し、団体に対する市支出金などの軽減に取り組みます。</p> <p>イ 各種団体については、市からの事務支援や補助金交付の必要性・妥当性を見直し、団体の自主性・自立性を尊重した運営への移行を促します。</p>
<p>5 特別会計の改革</p>	<p>(1) 特別会計の効率的運営</p> <p>ア 各特別会計について、独立採算を確保する観点から、収入の確保と増大を図り、事業の効率化や経費の徹底した見直しを進めます。</p> <p>イ 一般会計からの繰出を受けている会計については、繰出金を抑制するなど、効率的な運営に取り組みます。</p>
<p>6 企業会計の改革</p>	<p>(1) 企業会計の効率的運営</p> <p>ア 各企業会計について、独立採算を確保する観点から、収入の確保と増大を図り、事業の効率化や経費の徹底した見直しを進めます。</p> <p>イ 一般会計からの負担金等の繰出を受けている会計については、これを抑制するなど、効率的な運営に取り組みます。</p> <p>ウ 病院事業会計については、平成21年3月に策定した「高松市病院事業経営改革計画」に定める経営改革の取組を進めます。</p> <p>エ 水道事業会計については、平成19年3月策定の「高松市水道事業基本計画（高松市水道ビジョン）」に定める経営改革の取組を進めます。</p>
<p>第2 検討課題</p>	<p>1 検討課題</p>
<p>(1) 検討課題</p>	<p>ア 組織、施設の運営・配置、業務の在り方などの検討課題には、中長期の展望に立ち、具体的な対応の方向性を定めなければならぬものがあります。</p> <p>イ これらの課題については、良好な公共サービスを効果的・効率的に提供し、経費抑制を図る観点から、望ましい在り方を検討します。</p>
<p>第3 実効性のある計画推進</p>	<p>1 職員意識改革と育成</p> <p>(1) 職員意識改革</p> <p>ア 事務事業評価制度や部局進行管理制などの運用と行政評価システムの運用を通じて、職員の意識改革に取り組みます。</p> <p>イ 「さわやかサービス」を継続実施するとともに、日々の業務遂行の場において、職員意識に対する実践的な働きかけと自己啓発を積極的に促し、組織風土の改革につなげます。</p> <p>(2) 人材育成・能力開発</p> <p>ア 自治体職員としての使命と責任を自覚し、意欲的に職務を遂行する職員を育てるとともに、多様化する行政制度を正しく運用し、新たな行政課題に対処するために必要な能力開発を進めます。</p> <p>イ ショッピングセンターを継続実施するほか、人事評価制度の見直しなど職員の活力を引き出す人事管理制度の検討を進めます。</p> <p>(3) 職員提案制度の活用</p> <p>ア 職員の問題意識の掘起しや問題解決能力の向上を図ります。</p>

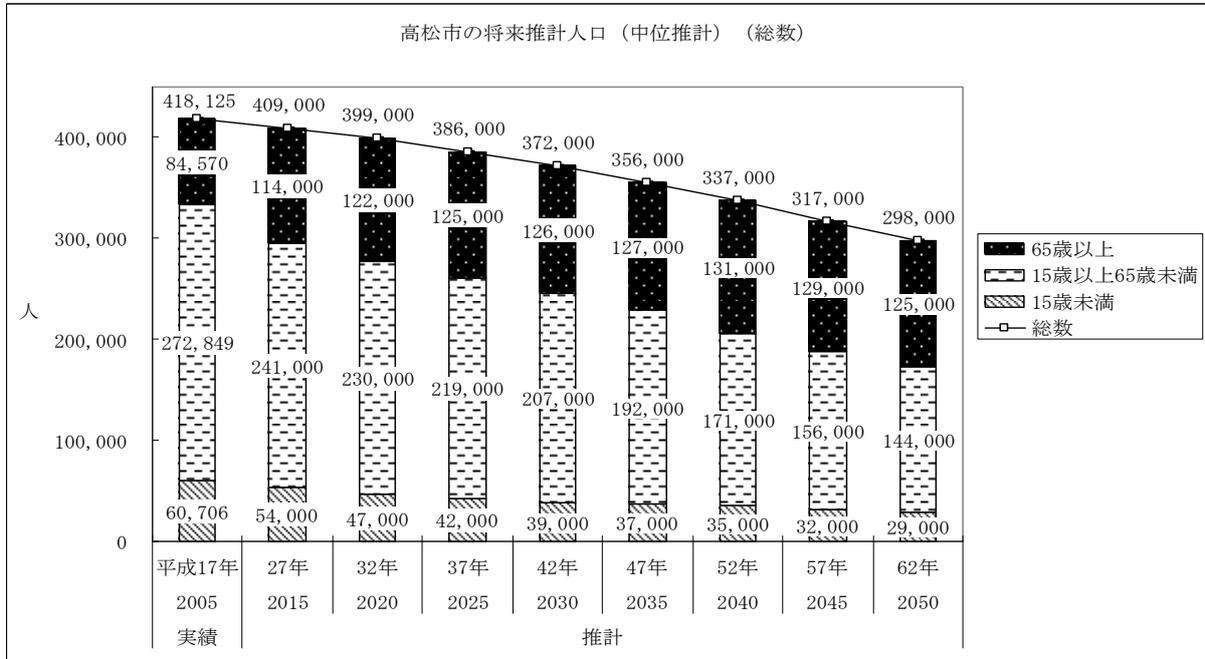
2 わかりやすい情報の提供	<p>(1) 財政状況</p> <p>(2) 人事・給与の状況</p> <p>(3) 外部委託業務の状況</p> <p>(4) 行政コストの状況</p> <p>(5) 外郭団体の組織・運営状況</p> <p>(6) その他関連情報</p>	<p>情報の公表・提供に当たっては、組織横断的に取り組み、市民の皆さんから見てもわかりやすいものとなるよう、適切な工夫と平易な説明に努めます。</p>
3 評価・監視等の体制整備(第三者機関)	<p>(1) 指定管理者選定組織</p> <p>(2) 行革取組結果・進捗状況の評価組織</p> <p>(3) 事務事業の評価組織</p> <p>(4) 外部委託化後の業務監視組織</p>	<p>指定管理者制度の導入に際し、必要となる指定管理者の選定を客観的に行い、透明性を高めるため、引き続き、市民委員等で構成する公の施設指定管理者選定委員会の効率的な運用に努めます。</p> <p>行財政改革に関する提言等を行う機関として、引き続き、市民委員等で構成する行財政改革推進委員会の効率的な運用に努めます。</p> <p>事務事業評価を中心とする「業務の総点検」の実施に当たり、その客観性と透明性を確保するため、上記委員会の有効活用を図ります。</p> <p>民間事業者へ外部委託等を実施した業務については、良質なサービスを継続的に確保するため、事後の状況を把握し、必要に応じた対応や改善をすることが重要です。</p> <p>委託化業務の事後検証は、サービスの受け手である市民の立場から行うことが望ましいため、モニタリングシステムの導入にあわせて、上記委員会の活用を検討します。</p>
4 市民意識の把握と反映	<p>(1) 市民意識調査</p> <p>(2) 委託化業務調査</p> <p>(3) パブリックコメントの運用</p>	<p>行財政改革の取組や進捗状況、その結果等について、市民意識を把握するため、定期的に市民意識調査を実施します。</p> <p>調査結果は公表し、総合計画等のさらなる推進に役立てます。</p> <p>外部委託等を実施した業務については、事後の業務状況を把握するモニタリング調査等を実施します。</p> <p>上記結果は公表し、改革監視の取組や計画の円滑な推進に役立てます。</p> <p>「第2 検討課題」に掲げる計画項目などについて、対応の方向性を定めようとする際は、必要に応じてパブリックコメントを実施します。</p> <p>パブリックコメントの結果は公表し、計画内容の決定や改革の円滑な推進に役立てます。</p>
第4 市民サービスの向上と業務の改善	<p>1 市民サービスの向上と業務の改善</p> <p>(1) 市民サービスの向上</p> <p>(2) 業務の改善</p>	<p>市民サービス(市民満足度)を向上させるため、費用対効果に留意する中で、市民の視点から事務事業を見直し、良質なサービスを迅速に提供します。</p> <p>特に、窓口サービスの改善と公共施設におけるサービスの向上に努めます。</p> <p>事務事業のムダ・ムラを徹底的に見直し、事務の効率化と労務の省力化を図るため、継続的な改善に取り組みます。</p>

# 関係データ

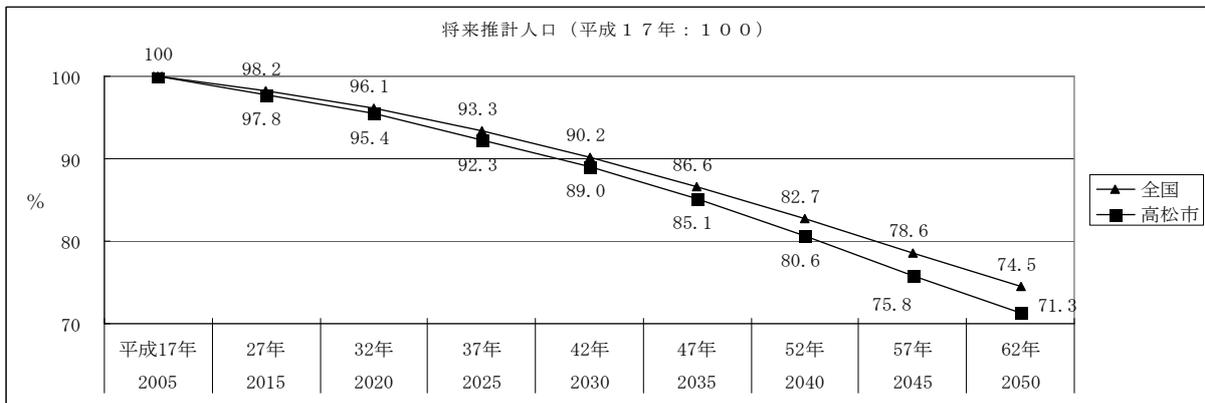
## 人口推計

(平成19年6月高松市新総合計画(仮称) 基本構想(素案)より抜粋)

本市の総人口は、今後、全国の傾向と同様に、減少が続き、平成27年には40万9,000人(平成17年の97.8%)、42年には37万2,000人(同89.0%)、62年には29万8,000人(同71.3%)になると推計されます。



年齢階層別では、62年には17年に比べ、15歳未満および15歳以上65歳未満の人口がおおむね半数となるのに対し、65歳以上の人口はおおむね1.5倍になると推計され、少子・高齢化が一層進行するものと予測されます。



(注) 平成17年国勢調査報告(総務省)における本市総人口を基準人口とするコーホート要因法による高松市推計

19年4月1日現在の市町の境界に組み替えるとともに、年齢不詳人口を各年齢階層に按分して計上

全国値は、日本の将来推計人口(18年12月推計(国立社会保障・人口問題研究所))の出生中位・死亡中位推計から作成

## 参考資料

(国立社会保障・人口問題研究所19年5月29日公表資料より作成)

## 将来の都道府県別総人口

(1,000人)

地 域	①平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	②平成47年 (2035)	減少率 ②/①(%)
秋 田 県	1,146	1,094	1,037	975	911	847	783	68.32
和 歌 山 県	1,036	994	949	898	846	793	738	71.24
青 森 県	1,437	1,386	1,330	1,266	1,196	1,124	1,051	73.14
山 口 県	1,493	1,444	1,387	1,321	1,250	1,178	1,103	73.88
島 根 県	742	717	688	656	622	588	554	74.66
高 知 県	796	771	742	708	671	634	596	74.87
岩 手 県	1,385	1,342	1,292	1,234	1,171	1,106	1,040	75.09
長 崎 県	1,479	1,431	1,379	1,319	1,255	1,187	1,117	75.52
山 形 県	1,216	1,178	1,134	1,084	1,032	979	925	76.07
愛 媛 県	1,468	1,429	1,380	1,323	1,260	1,195	1,127	76.77
徳 島 県	810	788	762	730	696	659	622	76.79
新 潟 県	2,431	2,366	2,286	2,193	2,092	1,986	1,875	77.13
奈 良 県	1,421	1,389	1,349	1,298	1,240	1,175	1,104	77.69
北 海 道	5,628	5,513	5,360	5,166	4,937	4,684	4,413	78.41
福 島 県	2,091	2,039	1,976	1,902	1,821	1,737	1,649	78.86
宮 崎 県	1,153	1,127	1,095	1,055	1,010	962	912	79.10
富 山 県	1,112	1,090	1,058	1,019	975	929	880	79.14
鹿 児 島 県	1,753	1,708	1,656	1,595	1,529	1,460	1,389	79.24
香 川 県	1,012	991	963	927	887	846	802	79.25
大 分 県	1,210	1,186	1,154	1,115	1,070	1,022	971	80.25
長 野 県	2,196	2,155	2,095	2,021	1,941	1,858	1,770	80.60
鳥 取 県	607	596	580	561	540	518	495	81.55
石 川 県	1,174	1,155	1,128	1,093	1,053	1,009	960	81.77
熊 本 県	1,842	1,809	1,766	1,712	1,649	1,582	1,510	81.98
佐 賀 県	866	850	829	804	775	744	712	82.22
福 井 県	822	807	788	763	736	707	676	82.24
茨 城 県	2,975	2,935	2,873	2,790	2,690	2,577	2,451	82.39
広 島 県	2,877	2,842	2,784	2,706	2,613	2,509	2,393	83.18
山 梨 県	885	872	853	829	802	772	739	83.50
岐 阜 県	2,107	2,083	2,041	1,984	1,917	1,842	1,761	83.58
大 阪 府	8,817	8,736	8,582	8,358	8,072	7,741	7,378	83.68
群 馬 県	2,024	2,001	1,961	1,908	1,845	1,776	1,699	83.94
宮 城 県	2,360	2,334	2,291	2,231	2,158	2,074	1,982	83.98
静 岡 県	3,792	3,771	3,712	3,623	3,511	3,384	3,242	85.50
岡 山 県	1,957	1,942	1,910	1,864	1,808	1,746	1,677	85.69
三 重 県	1,867	1,854	1,823	1,779	1,725	1,666	1,600	85.70
兵 庫 県	5,591	5,564	5,482	5,355	5,193	5,007	4,799	85.83
京 都 府	2,648	2,629	2,590	2,533	2,459	2,372	2,274	85.88
栃 木 県	2,017	2,006	1,978	1,934	1,879	1,816	1,744	86.47
全 国	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224	110,679	86.62
福 岡 県	5,050	5,034	4,977	4,884	4,759	4,609	4,440	87.92
埼 玉 県	7,054	7,082	7,035	6,923	6,752	6,527	6,258	88.72
千 葉 県	6,056	6,108	6,087	6,008	5,879	5,706	5,498	90.79
愛 知 県	7,255	7,367	7,392	7,359	7,276	7,152	6,991	96.36
神 奈 川 県	8,792	8,962	9,018	8,993	8,896	8,737	8,525	96.96
滋 賀 県	1,380	1,401	1,406	1,401	1,388	1,368	1,341	97.17
東 京 都	12,577	12,906	13,059	13,104	13,047	12,905	12,696	100.95
沖 縄 県	1,362	1,394	1,416	1,429	1,433	1,431	1,422	104.41
減少県*	32	40	42	45	46	47	47	

## 平成21年度中期財政収支見通し

◎この資料は、平成21年10月に公表している「財政運営指針」から引用したものです。

中期財政収支見通し(一般会計の一般財源ベースで試算)

別表

歳入

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	
一般財源	市 税	62,892	61,544	97.9%	61,559	100.0%	60,400	98.1%	59,867	99.1%
	地方譲与税・交付金	7,408	6,165	83.2%	6,165	100.0%	6,207	100.7%	6,032	97.2%
	地方交付税	16,746	18,370	109.7%	15,598	84.9%	16,515	105.9%	17,333	105.0%
	臨時財政対策債	5,094	6,469	127.0%	8,106	125.3%	8,106	100.0%	8,106	100.0%
	その他	2,324	842	36.2%	738	87.6%	737	99.9%	736	99.9%
	合計 A	94,464	93,390	98.9%	92,166	98.7%	91,965	99.8%	92,074	100.1%

歳出

(単位:百万円)

区分	平成21年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度			
	金額	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率	金額	伸び率		
一般財源 充 当	義務的経費	56,036	55,819	99.6%	55,424	99.3%	55,179	99.6%	55,772	101.1%	
	内訳	人件費	26,088	26,361	101.0%	25,788	97.8%	25,568	99.1%	25,675	100.4%
		扶助費	11,599	11,839	102.1%	12,044	101.7%	12,266	101.8%	12,509	102.0%
		公債費	18,349	17,619	96.0%	17,592	99.8%	17,345	98.6%	17,588	101.4%
	投資的経費	4,888	6,383	130.6%	7,505	117.6%	6,746	89.9%	6,817	101.1%	
	その他の経費	34,000	34,538	101.6%	35,708	103.4%	38,087	106.7%	38,423	100.9%	
合計 B	94,924	96,740	101.9%	98,637	102.0%	100,012	101.4%	101,012	101.0%		

財源不足 A - B	△ 460	△ 3,350		△ 6,471		△ 8,047		△ 8,938
------------	-------	---------	--	---------	--	---------	--	---------

●22~25年度累計額 △ 26,806

(参考)

前年推計時の財源不足	△ 4,645	△ 4,945		△ 5,248		△ 6,474		
------------	---------	---------	--	---------	--	---------	--	--

●21~24年度累計額 △ 21,312

## 財政状況等一覧表（平成19年度決算状況）

### 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	135,673	130,616	5,057	3,458	90	146,219	
老人福祉センター奥の湯温泉事業	137	137	0	0	62	-	
母子寡婦福祉資金貸付事業	139	134	5	5	30	400	
中小企業勤労者福祉共済事業	299	298	1	1	141	-	
太田第2土地区画整理事業	2,566	2,182	384	153	1,464	9,065	
一般会計等(純計)	136,784	131,336	5,447	3,618		155,684	

(注) 1. 一般会計等(純計)欄は、会計間の繰入、繰出しを控除して合計しているため、各列の合計と金額が一致しない場合があります。

### 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業	8,247	7,617	630	2,978	111	14,553	2,044	法適用企業
病院事業	7,887	8,110	△ 223	1,438	1,366	1,921	1,256	法適用企業
塩江簡易水道事業	112	101	11	70	61	448	201	法適用企業
介護老人保健施設事業	304	337	△ 33	393	-	338	3	法適用企業
特別養護老人ホーム事業	(歳入) 302	(歳出) 187	(形式収支) 115	(実質収支) 115	-	-	-	
下水道事業特別会計	18,957	18,957	0	0	3,695	88,658	39,453	法非適用企業
公共下水道事業	18,316	18,316	0	0	3,389	83,639	-	法非適用企業
特定環境保全公共下水道事業	639	639	0	0	305	5,015	-	法非適用企業
特定地域生活排水処理事業	2	2	0	0	1	4	-	法非適用企業
中央卸売市場事業	407	407	0	0	35	725	363	法非適用企業
農業集落排水事業	12	12	0	0	9	78	78	法非適用企業
食肉センター事業	468	468	0	0	396	2,070	1,784	法非適用企業
国民権庫保険事業	(歳入) 43,074	(歳出) 41,873	(形式収支) 1,201	(実質収支) 1,188	2,930	-	-	
事業勘定	(歳入) 43,039	(歳出) 41,838	(形式収支) 1,201	(実質収支) 1,188	3,858	-	-	
直診勘定	(歳入) 35	(歳出) 35	(形式収支) 0	(実質収支) 0	16	-	-	
老人保健医療事業	(歳入) 38,510	(歳出) 38,490	(形式収支) 20	(実質収支) 20	2,930	-	-	
介護保険事業	(歳入) 24,710	(歳出) 24,380	(形式収支) 330	(実質収支) 323	3,487	-	-	
保険事業勘定	(歳入) 24,474	(歳出) 24,145	(形式収支) 330	(実質収支) 323	3,487	-	-	
介護サービス事業勘定	(歳入) 235	(歳出) 235	(形式収支) 0	(実質収支) 0	-	-	-	
競輪事業	(歳入) 15,385	(歳出) 14,543	(形式収支) 843	(実質収支) 843	-	315	-	
駐車場事業	(歳入) 665	(歳出) 665	(形式収支) 0	(実質収支) 0	173	4,756	847	
公営企業会計等 計				2,490		113,862	46,029	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。  
 5. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、会計ごとに算出しており、内訳の事業ごとの算出を行っていないため記載していない。

### 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額
高松市土地開発公社	0	17,225	5	-	11,028	6,112	-	-
高松市学校給食会	11	139	10	80	-	-	-	-
高松市福祉事業団	0	44	20	-	-	-	-	-
高松市水道サービス公社	2	361	5	-	-	-	-	-
高松丸亀町まちづくり株式会社	0	-	100	-	-	-	-	-
香川県市町村職員互助会	4	849	21	48	-	-	-	-
高松市スポーツ振興事業団	0	95	10	-	-	-	-	-
高松市花と緑の協会	1	543	10	21	-	-	-	-
高松市国際交流協会	2	473	30	17	-	-	-	-
高松市勤労者総合福祉振興協会	0	124	100	-	-	-	-	-
高松観光コンベンション・ビューロー	0	569	543	93	-	-	-	-
ケーブルメディア四国	0	-	2,000	-	-	-	-	-
高松市食肉卸売市場公社	0	262	30	-	-	-	-	-
高松市文化芸術財団	0	102	10	101	-	-	-	-
湯・遊しおのえ	0	21	9	-	-	-	-	-
香南地域振興	0	39	22	-	-	-	-	-
香南町農業振興公社	0	12	10	-	-	-	-	-
地方公社・第三セクター等 計			2,935	360	11,028	6,112	-	-

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

### 財政指標の状況

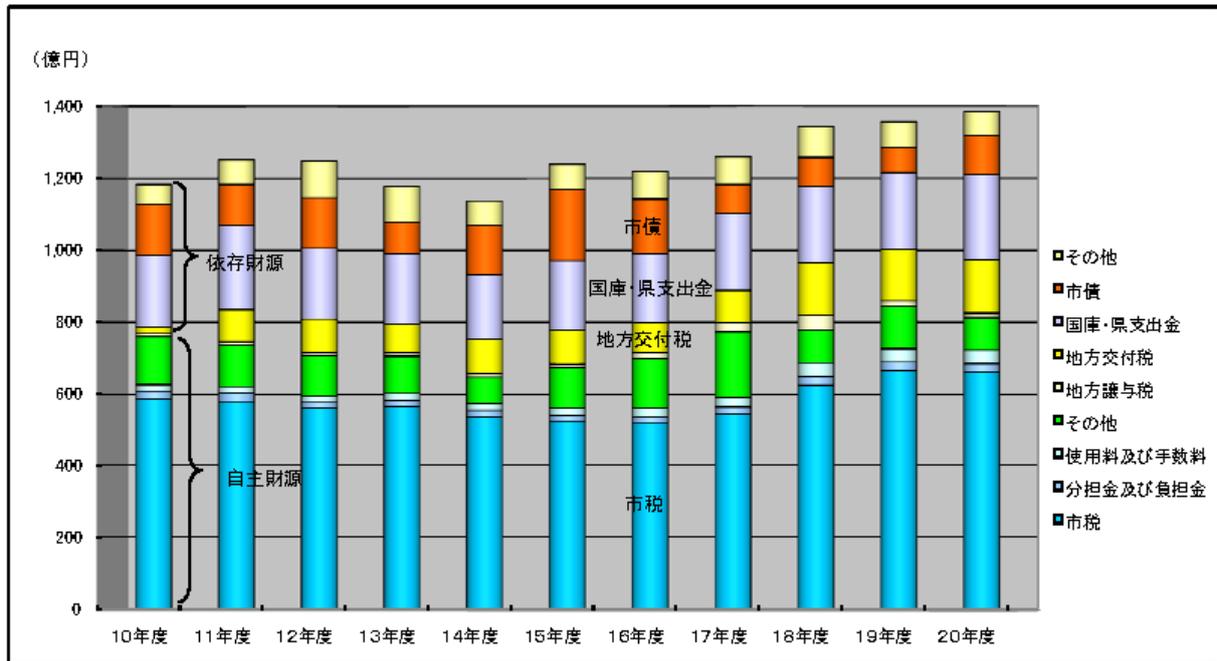
財政指標名	平成19年度
実質赤字比率	3.98
連結実質赤字比率	12.09
実質公債費比率	15.1
将来負担比率	113.1
財政力指数	0.84
経常収支比率	90.0

※各表の金額は、千円単位で集計しているため、四捨五入の関係で各行及び列の計算が合わない場合がある。

## 財政状況の年度推移

ここでは、歳入、歳出や収支の年度推移から、高松市の財政状況がどのように変わってきたのかグラフから見ていきます。(18年度は合併後、初の通年ベース決算となっています。)

### 歳入の推移



(単位:千円)

区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>自主財源</b>											
市税	49.6%	46.5%	45.0%	48.0%	47.3%	42.5%	42.8%	43.3%	46.5%	49.0%	47.7%
分担金及び負担金	1.8%	1.8%	1.2%	1.4%	1.5%	1.3%	1.4%	1.5%	1.8%	1.8%	1.8%
使用料及び手数料	1.5%	1.5%	1.5%	1.6%	1.7%	1.6%	1.9%	2.1%	2.9%	2.7%	2.7%
繰入金	7.0%	4.3%	3.5%	3.3%	1.2%	5.5%	7.2%	3.0%	1.6%	4.7%	1.9%
諸収入	2.4%	2.7%	2.6%	2.3%	2.5%	1.5%	2.1%	9.3%	2.1%	2.1%	2.2%
その他	1.8%	2.2%	2.8%	3.2%	2.7%	1.6%	1.9%	2.1%	3.0%	1.9%	2.4%
計	64.3%	59.0%	56.6%	59.8%	56.9%	54.5%	57.3%	61.3%	57.9%	62.2%	58.7%
<b>依存財源</b>											
地方譲与税	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	1.3%	2.0%	3.1%	1.0%	1.0%
地方交付税	1.4%	7.1%	7.5%	6.8%	8.5%	7.5%	7.0%	7.2%	10.8%	10.6%	10.6%
国庫支出金	11.3%	15.1%	11.2%	12.7%	11.8%	12.5%	12.5%	12.4%	11.3%	10.9%	12.6%
県支出金	5.7%	3.7%	4.5%	3.9%	3.9%	3.1%	3.2%	4.7%	4.4%	4.8%	4.5%
市債	11.9%	9.0%	11.3%	7.4%	11.9%	15.9%	12.4%	6.3%	6.1%	5.2%	7.9%
その他	4.7%	5.4%	8.2%	8.6%	6.2%	5.7%	6.3%	6.1%	6.4%	5.3%	4.7%
計	35.7%	41.0%	43.4%	40.2%	43.1%	45.5%	42.7%	38.7%	42.1%	37.8%	41.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
決算額	118,303,809	125,116,833	124,824,489	117,730,510	113,746,877	123,847,246	121,869,539	125,886,952	134,259,386	135,684,254	138,401,394

#### グラフの解説・分析

##### ●高松市の特徴

10年前では、本市自らの手で徴収または収納できる自主財源の割合が、約64.3%ありましたが、景気の低迷による市税の減少に伴い、現在は60%前後で推移しています。相対的に、依存財源の割合が高くなり、地方交付税や国庫・県支出金に依存している傾向にあります。地方分権に呼応し、市の自主性を高めるためには、自主財源の割合がより高い方が望ましいと考えられます。

#### 用語の解説

##### ●地方譲与税とは

地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行して国税として徴収し、そのまま地方に譲与する地方税のことで、例えば自動車重量譲与税、地方道路譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税などがあります。

##### ●地方交付税とは

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税のことで、地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税があります。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額(財源不足額)を基本として交付されます。

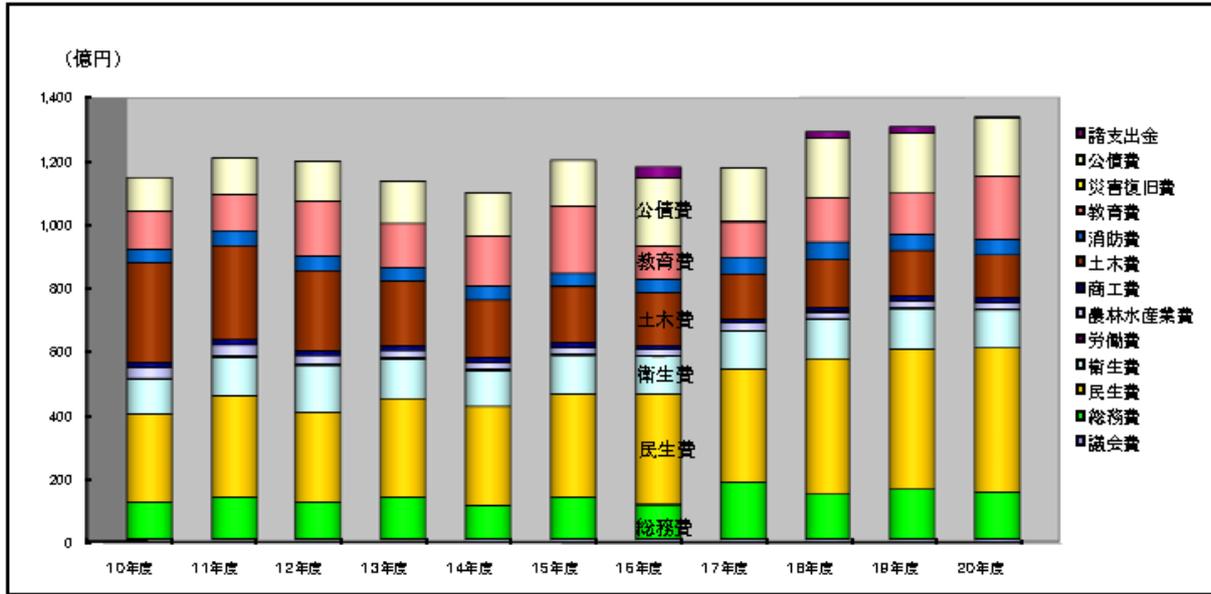
#### 算出方法

国から個々の地方自治体への普通地方交付税の配分額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

##### ●国庫支出金とは

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金のことで、

歳出の推移(目的別)



区 分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1 議 会 費	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
2 総 務 費	10.0%	10.8%	9.6%	11.5%	9.5%	10.8%	9.1%	15.1%	10.7%	11.8%	10.8%
3 民 生 費	24.5%	26.8%	24.1%	27.8%	28.7%	27.6%	29.8%	30.6%	33.5%	34.2%	34.3%
4 衛 生 費	9.5%	9.9%	12.2%	11.0%	10.4%	10.0%	10.0%	10.1%	9.6%	9.7%	8.9%
5 労 働 費	0.3%	0.5%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
6 農 林 水 産 業 費	3.0%	2.9%	2.2%	2.1%	2.1%	1.8%	1.6%	2.2%	1.6%	1.7%	1.7%
7 商 工 費	1.4%	1.4%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.0%	1.1%	1.2%	1.1%
8 土 木 費	27.2%	24.5%	21.1%	17.8%	16.4%	14.7%	13.9%	12.0%	11.5%	11.0%	10.0%
9 消 防 費	3.7%	3.8%	3.6%	3.7%	4.0%	3.4%	3.6%	4.4%	4.5%	3.9%	3.7%
10 教 育 費	10.3%	9.3%	14.6%	12.3%	14.3%	17.7%	8.8%	9.4%	10.7%	9.8%	14.9%
11 災 害 復 旧 費							0.2%	0.3%	0.01%		
12 公 債 費	9.3%	9.5%	10.4%	11.7%	12.5%	11.9%	18.0%	14.1%	14.4%	14.4%	13.8%
13 諸 支 出 金							2.9%		1.6%	1.5%	
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
決 算 額	114,864,062	120,809,292	119,795,226	113,542,375	110,095,353	120,084,876	118,140,033	117,735,431	129,017,116	130,616,331	133,635,646

グラフの解説・分析

●高松市の特徴

10年間の推移をみると、民生費、教育費および公債費の割合が大きくなってきています。逆に、土木費の割合は平成10年度の27.2%から平成20年度の10.0%と大きく減少しているのが分ります。

用語の解説

●総務費とは

本庁舎管理、戸籍、統計、徴税、選挙、職員に要する経費等、市の全般的な管理事務に要する経費のことです。

●民生費とは

年金、生活保護、老人・児童福祉等、社会生活の安全等に要する経費のことです。

●衛生費とは

健康づくりや環境対策、ごみ、し尿処理等に要する経費のことです。

●商工費とは

商工業の育成、観光の振興等に要する経費のことです。

●土木費とは

道路、公園、住宅の整備等に要する経費のことです。

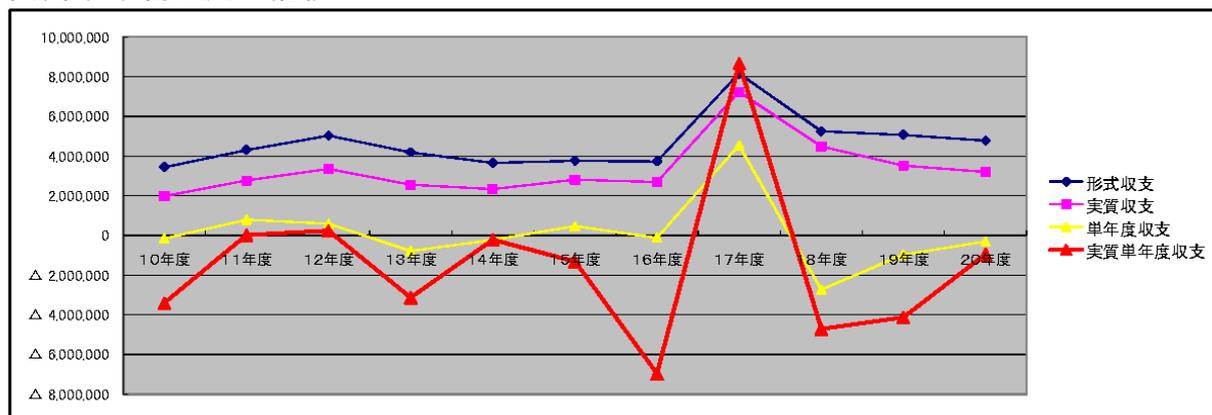
●教育費とは

学校教育や社会教育の振興等に要する経費のことです。

●公債費とは

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費のことです。なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれている。

### 実質単年度収支の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
形式収支	3,439,747	4,307,541	5,029,263	4,188,135	3,651,524	3,762,370	3,729,506	8,151,521	5,242,270	5,067,923	4,765,748
実質収支	1,979,249	2,766,754	3,351,951	2,561,134	2,341,034	2,803,587	2,684,018	7,226,695	4,485,814	3,512,111	3,196,409
単年度収支	△166,567	787,505	585,197	△790,817	△220,100	462,553	△119,569	4,542,677	△2,740,881	△973,703	△315,702
実質単年度収支	△3,413,011	9,599	227,536	△3,140,437	△216,416	△1,332,812	△6,965,857	8,653,951	△4,709,656	△4,143,284	△955,692

#### グラフの解説・分析

##### ●高松市の特徴

単年度収支は平成17、18年度を除き、「0」のライン上をほぼ推移していますが、実質単年度収支は概ね赤字となっています。特に平成16年度決算で大きく落ち込んでいます。これは、基金を取り崩していることを意味しています。また、平成20年度決算では、平成19年度に比べ、約31億8,100万円赤字が減少しています。

#### 用語の解説

##### ●形式収支とは

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額のことです。

##### ●実質収支とは

歳入歳出の差引き額(形式収支)から継続費や繰越明許費に伴って翌年度へ繰り越すべき一般財源を控除した決算額のことです。地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要な指標と言われています。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

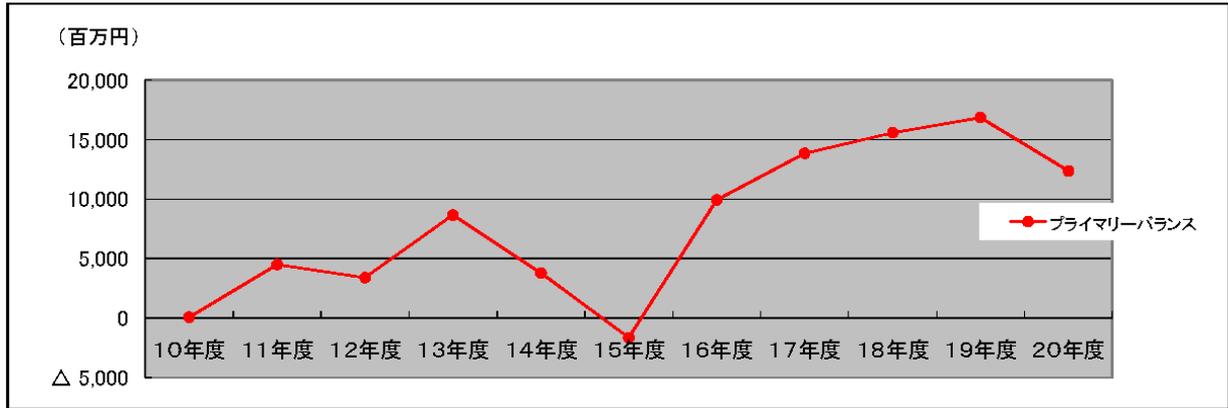
##### ●単年度収支とは

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のことです。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額です。

##### ●実質単年度収支とは

今年度と前年度の実質収支の差額に、実質的な黒字要素である基金の積立て額や市債の繰上償還額と赤字要素である基金の取崩し額を控除した実質的な単年度収支のことです。

### 基礎的財政収支(プライマリーバランス)の推移



区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
プライマリーバランス	94	4,509	3,403	8,675	3,789	△ 1,633	9,934	13,857	15,575	16,852	12,367

#### グラフの解説・分析

##### ●高松市の特徴

本市のプライマリーバランスは、近年は平成15年度以外は概ね黒字になっています。これは、財政再建に向けた取り組みの成果が現れていると言えます。今後とも、行財政改革に基づき、プライマリーバランスに配慮しながら、引き続き健全な財政運営を行っていきます。

#### 用語の解説

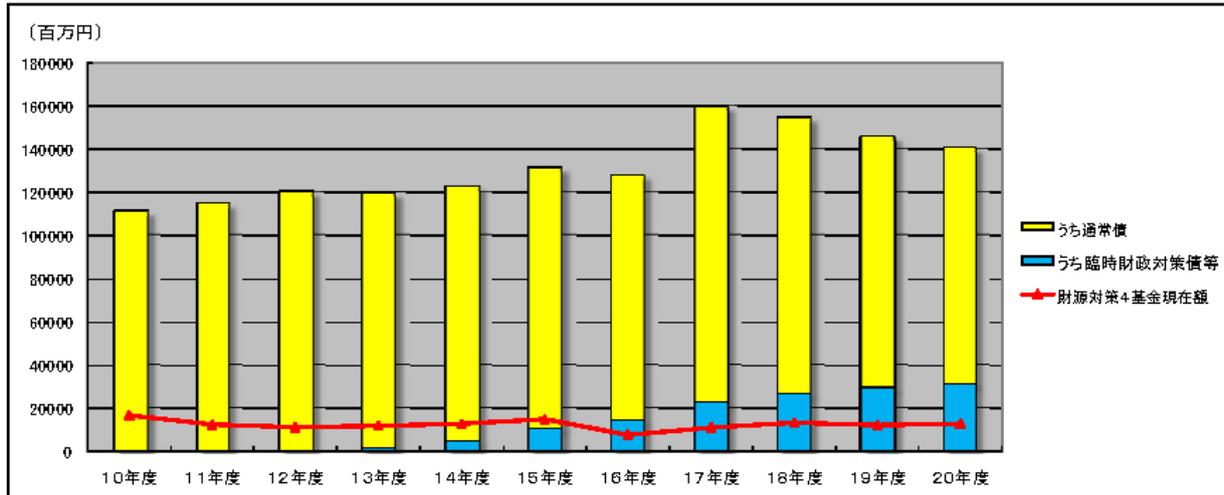
##### ●プライマリーバランス(基礎的財政収支)とは

政策的な支出を新たな借入に頼らずに、その年度の税収等でまかなわれているかどうか、子どもや孫等次の世代に負担を先送りしているかどうかを示す指標です。具体的には、借入を除く税収等の歳入から市債の発行や過去の借入に対する元利償還等を除いた歳出を差し引いた財政収支のことです。プライマリーバランスが均衡することは、市債発行残高の増加を止めるための条件になります。なぜなら、プライマリーバランスの赤字が続いている限り、それを埋めるために、市債発行残高は増加せざるを得ないからです。プライマリーバランスが均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の借入に対する元利払いを除いた毎年度の歳出をまかなうこととなります。

#### 算出方法

$$(\text{歳入} - \text{市債収入}) - (\text{歳出} - \text{公債費})$$

## 市債現債高と基金残高の推移



(単位:百万円)

市債	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計市債現債高	111,133	114,966	120,459	119,630	122,912	131,407	128,057	160,116	154,825	145,822	140,716
うち臨時財政対策債等				1,450	4,735	10,264	14,243	22,368	26,688	29,296	31,329
臨時財政対策債を除いた額				118,180	118,177	121,143	113,814	137,748	128,137	116,526	109,387

(単位:百万円)

基金	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
財源対策4基金現在額	16,634	12,406	11,183	11,919	12,736	14,923	7,693	11,114	13,356	12,148	12,880
財政調整基金	5,678	5,890	6,922	6,253	7,546	6,931	1,495	6,956	9,187	8,755	9,750
減債基金	3,653	2,165	2,603	4,105	4,108	4,110	2,313	438	440	442	444
生活環境施設整備基金	1,496	801	24	24	24	24	24	24	24	24	24
建設事業基金	5,807	3,550	1,634	1,537	1,058	3,858	3,861	3,696	3,705	2,927	2,662

### グラフの解説・分析

#### ●高松市の特徴

一般会計市債現債高では、前年度と比較すると、臨時財政対策債を除き、平成20年度末が約1,093億8,700万円となっており、平成19年度末と比べ、

約71億3,900万円減少しています。これは、今後のプライマリーバランスに留意するため、新規の市債発行は極力抑制したこと等によりです。また、平成10年度末の約1,111億円が、平成20年度末では約1,093億8,700万円と、10年前と比較すると約2%減少しています。

4基金の前年度比較をすると、平成20年度末が約128億8,000万円となっており、平成19年度末と比べ、約7億3,200万円増加しています。これは、平成19年度決算剰余金の積立てや、土地開発基金を廃止し、財政調整基金に積み立てたことによりです。また、平成10年度末では、約166億円が、平成20年度では約128億8,000万円と、10年前の約78%にまで減少しています。

#### 用語の解説

##### ●市債(地方債)とは

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われることです。したがって、借り入れた年度の歳入で返済する一時借入金は市債には含まれません。

##### ●基金とは

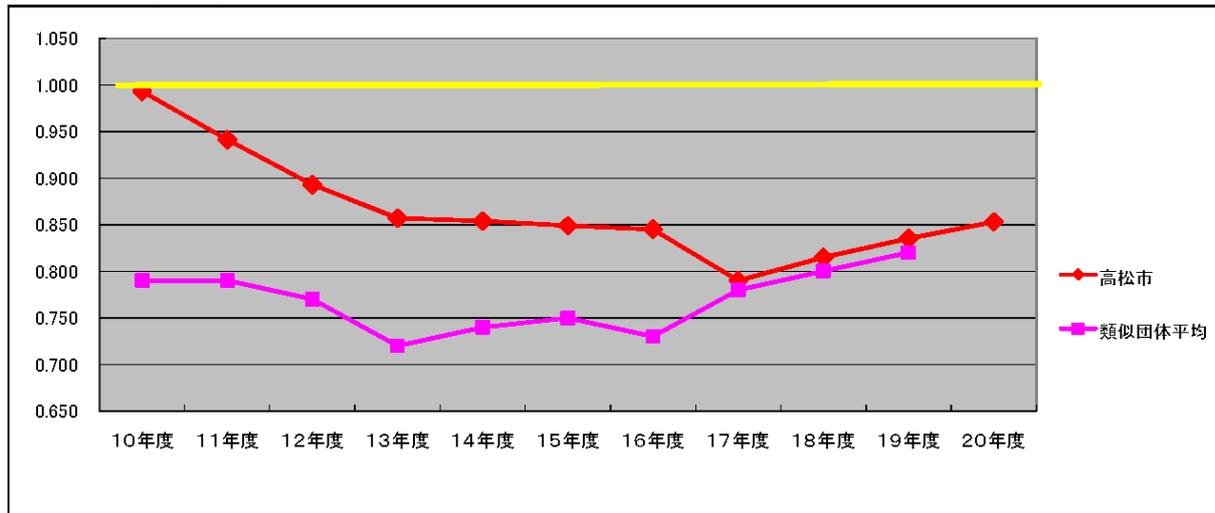
地方公共団体が条例に定めるところにより、設けられた資金又は財産で、2種類に大別されます。

特定の目的のために財産を維持し、資金を積立てるために設置される積立型と特定の目的のために定額の資金を運用するために設置される運用型です。

## 主要な財政指標(普通会計)の年度推移

ここでは、主な財政指標(普通会計)を類似団体と比較し、高松市の財政状況がどのように推移しているのかグラフからみていきます。類似団体の財政指標を身近な尺度として利用することは、自らの財政運営の問題の所在を明らかにするとともに、財政の健全性確保を検討するにあたって有効な手法であるといわれています。なお、類似団体とは、全国の市町村を「人口」と「産業構造」を基に類型化したものです。

### 財政力指数の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
高松市	0.993	0.941	0.893	0.857	0.854	0.849	0.845	0.790	0.815	0.835	0.853
類似団体平均	0.79	0.79	0.77	0.72	0.74	0.75	0.73	0.78	0.80	0.82	0.82

#### グラフの解説・分析

##### ●高松市の特徴

類似団体より上方で推移しているものの、右肩下がりで推移し、平成10年度に「1」を下回った後も、数値は下降傾向にありました。平成20年度は0.853と3年連続で数値は上昇しており、回復傾向が見られます。

#### 用語の解説

##### ●普通会計とは

一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額となります。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分のことで。

##### ●財政力指数とは

地方公共団体の財政力を示すものであり、一般財源の必要額に対し、市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを表す指数です。指数が「1」に近い団体ほど財源に余裕があり、「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、標準的な水準以上の行政を行うことができます。

#### 算出方法

財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額(過去3年間の平均)

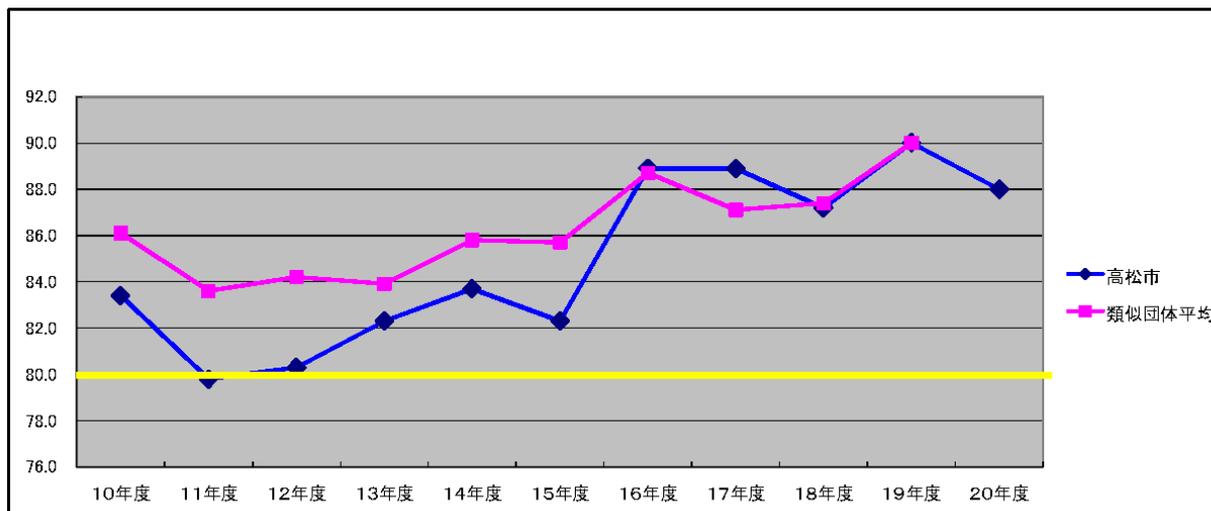
##### ●基準財政収入額とは

普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が標準的に収入できると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、一般的には、市町村では標準税率で算定した当該年度の収入見込額の75%とされています。

##### ●基準財政需要額とは

地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要額のことで。

### 経常収支比率の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
高松市	83.4	79.8	80.3	82.3	83.7	82.3	88.9	88.9	87.2	90.0	88.0
類似団体平均	86.1	83.6	84.2	83.9	85.8	85.7	88.7	87.1	87.4	90.0	

#### グラフの解説・分析

##### ●高松市の特徴

類似団体より概ね下方で推移しているものの、数値は徐々に上昇を続けており、平成10年度には既に警告ラインの80%を超え、平成20年度は88%と昨年度の90%と比べ若干の改善傾向が見られますが、近年では90%に近い数値となっています。このことから、依然として高松市の財政構造が硬直化していることが読み取れます。

#### 用語の解説

##### ●経常収支比率とは

地方公共団体の財政構造の弾力性を示す指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示しています。一般的には75%程度が妥当と考えられ、80%を超えるとその地方公共団体は、弾力性が失いつつあると言われています。

#### 算出方法

経常収支比率 = 経常経費充当一般財源 / 経常一般財源総額 × 100 (%)

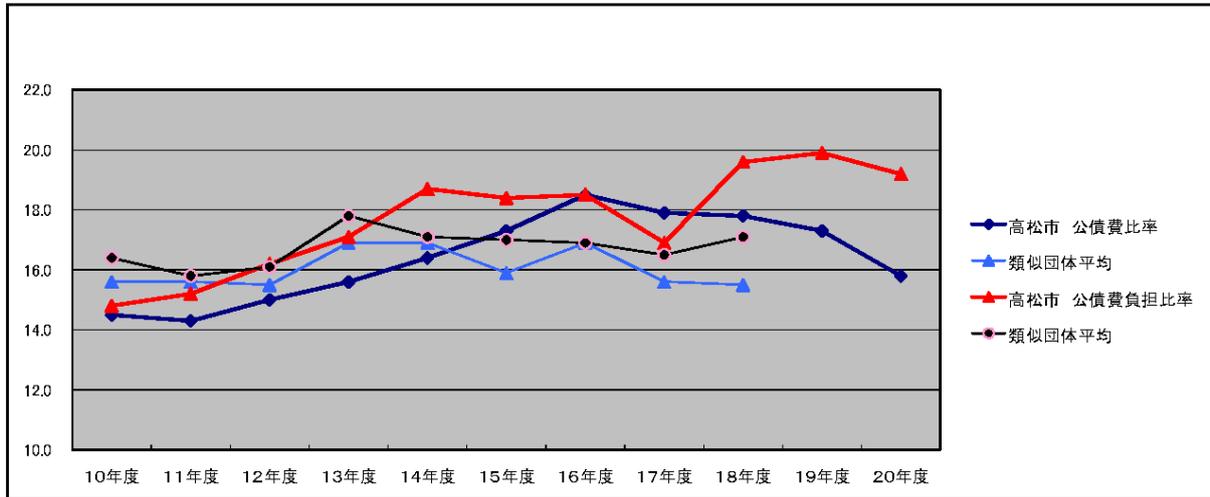
##### ●経常経費とは

人件費、扶助費、公債費などの毎年固定的に支出される経費のことです。

##### ●経常一般財源とは

地方税、地方交付税、地方譲与税等の毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用することができる収入のことです。

### 公債費比率と公債費負担比率の推移



	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
高松市 公債費比率	14.5	14.3	15.0	15.6	16.4	17.3	18.5	17.9	17.8	17.3	15.8
類似団体平均	15.6	15.6	15.5	16.9	16.9	15.9	16.9	15.6	15.5		
高松市 公債費負担比率	14.8	15.2	16.2	17.1	18.7	18.4	18.5	16.9	19.6	19.9	19.2
類似団体平均	16.4	15.8	16.1	17.8	17.1	17.0	16.9	16.5	17.1		

#### グラフの解説・分析

##### ●高松市の特徴

10年前では、公債費比率、公債費負担比率ともに類似団体より数値が低かったが、公債費比率は平成15年度に、公債費負担比率は平成14年度に逆転しています。これは、高松市の公債費比率、公債費負担比率が、類似団体よりも悪化してきていることを示しています。

#### 用語の解説

##### ●公債費とは

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入金利子の合計額のことです。人件費、扶助費とともに義務的経費のひとつとなっています。

##### ●公債費比率とは

経常一般財源総額に占める地方債の元利償還金に充当された一般財源の割合(地方債の元利償還金が一般財源に占める割合)を示す指標です。この数値が高いほど、市独自の政策的予算は減少し、将来の住民への負担を強いることとなり、財政構造の弾力性を圧迫することとなります。

##### ●公債費負担比率とは

公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合のことです。その比率が高ければ高いほど、財政構造が硬直化していると言えます。

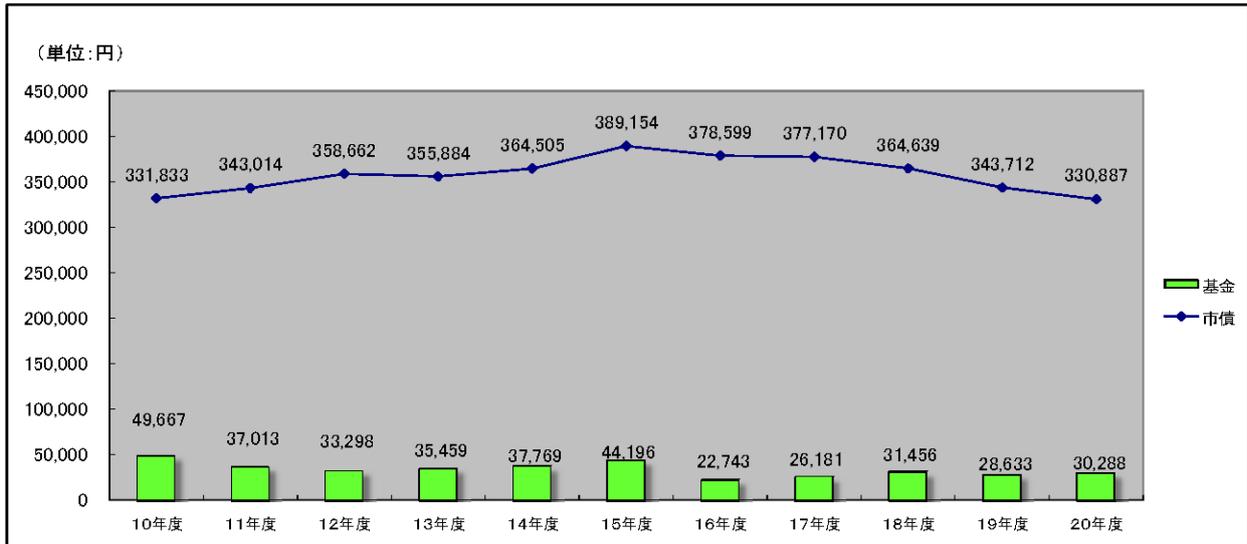
#### 算出方法

$$\text{公債費負担比率} = \text{公債費充当一般財源等} / \text{一般財源総額} \times 100(\%)$$

##### ●実質公債費比率とは

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるものです(地方財政法第5条の4第1項第2号)。実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度以降後においても、起債に当たり許可が必要となります。なお、平成20年度の高松市の実質公債費比率(3ヶ年平均)は、14.1%となっています。

### 市民一人当たりの市債現債高と基金残高の推移



(単位:千円, ただし一人当たりは単位:円)

市債	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
一般会計市債現債高	111,132,736	114,965,596	120,458,586	119,629,645	122,911,968	131,406,693	128,056,606	160,116,004	154,824,671	145,821,568	140,715,854
臨時財政対策債を除いた額				118,179,645	118,176,968	121,142,593	113,813,806	137,747,992	128,137,373	116,526,196	109,387,487
一般会計市債現債高(一人当たり)	331,833	343,014	358,662	355,884	364,505	389,154	378,599	377,170	364,639	343,712	330,887
臨時財政対策債を除いた額(一人当たり)				351,570	350,463	358,757	336,490	324,479	301,766	274,661	257,220

基金	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
財源対策4基金現在額	16,633,656	12,405,523	11,183,406	11,919,383	12,735,855	14,923,793	7,692,513	11,114,419	13,356,313	12,147,583	12,880,361
財政調整基金	5,677,986	5,890,080	6,922,419	6,252,799	7,546,483	6,931,118	1,494,830	6,956,104	9,187,329	8,754,853	9,749,718
減債基金	3,652,700	2,164,618	2,602,724	4,105,460	4,107,582	4,110,443	2,312,970	438,495	439,612	441,591	443,811
生活環境施設整備基金	1,496,229	801,111	23,992	24,015	24,020	24,027	24,034	24,042	24,066	24,150	24,247
建設事業基金	5,806,741	3,549,714	1,634,271	1,537,109	1,057,770	3,858,205	3,860,679	3,695,778	3,705,306	2,926,989	2,662,565
財源対策4基金現在高(一人当たり)	49,667	37,013	33,298	35,459	37,769	44,196	22,743	26,181	31,456	28,633	30,288
財政調整基金(一人当たり)	16,954	17,574	20,611	18,601	22,380	20,526	4,419	16,386	21,638	20,636	22,926
減債基金(一人当たり)	10,907	6,458	7,750	12,213	12,181	12,173	6,838	1,033	1,035	1,041	1,044
生活環境施設整備基金(一人当たり)	4,468	2,390	71	71	71	71	71	57	57	57	57
建設事業基金(一人当たり)	17,338	10,591	4,866	4,573	3,137	11,426	11,414	8,706	8,727	6,899	6,261

住基人口(各年度末)	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
	334,906	335,163	335,855	336,148	337,202	337,673	338,238	424,520	424,597	424,255	425,268

#### グラフの解説・分析

##### ●高松市の特徴

市民1人当たりの借金(市債)は平成10年度末の331,833円が、平成20年度末では330,887円と10年前とほぼ同じ水準となりましたが、貯金(基金)は、平成10年度末の49,667円が、平成20年度末では30,288円と10年前の約6割程度にまで減少しています。

#### 用語の解説

##### ●市債とは

道路や公共施設の整備等の事業の財源とするため、国や銀行等から長期に借り入れする資金のことで、家庭における借金に相当します。

##### ●基金とは

将来、安定した財政運営を行うことができるよう基金を設置しており、家庭における貯金に相当します。



瀬戸の都  
高松